

令和3年3月22日
大磯町空家等対策協議会:資料1

大磯町空家等対策計画 (素案)



令和3年*月
大磯町

表紙のイラストは、大磯駅前洋館(旧木下家別邸)です。

この建物は、大正元年(1912年)貿易商の木下建平氏の別荘として建築された洋館です。アメリカ帰りの日本人建築家・小笠三郎氏による設計と推察されており、日本最古のツーバイフォー住宅で、敷地が三角形であることから、三角屋敷の名称で地域に親しまれてきた大磯駅前のランドマークです。

過去に幾度となく消失の危機に瀕していましたが、平成22年(2010年)に大磯町の所有となりました。築100年にあたる平成24年(2012年)には、国登録有形文化財(建造物)に指定され、大磯町景観重要建造物にも指定されています。

現在は、民間企業に定期借家による貸付をしており、本格イタリアンとピッツアを楽しめるレストランの他ウェディング等のパーティ・イベント空間、テレビなどの撮影スポットなど多目的に使用されています。

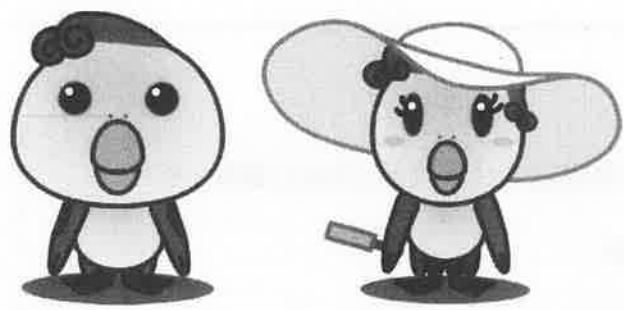
これからも町の玄関口で、国内外からの多様な方々の訪問をお待ちしています。

※この計画での空き家は、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)に基づき、原則「空き家」と表記しますが、法律名、計画名、協議会の一部の用語については、「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」に基づき「空家」と表記します。

*空家等 建築物・付随する工作物であって、概ね居住等に用いられていない建物および敷地と跡地(国又は地方公共団体が所有または管理するものを除く)

*特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等

*空き家 建築中の建築物を除いた広義の空き家



目次

第1章 現状と課題

| | |
|---|----|
| 1-1 全国の状況 | 1 |
| 1-2 大磯町の住宅と空き家の状況(総務省 H30 住宅土地統計調査から) | 3 |
| 1-2-1 住宅と空き家数の推移 | 3 |
| 1-2-2 居住有住宅・空き家の内訳 | 5 |
| 1-3 空き家対策の取組み経過 | 7 |
| 1-4 空き家数の今後の見込み | 9 |
| 1-5 大磯町の空き家等に関する課題と対策 | 11 |

第2章 空き家等対策の基本枠組み

| | |
|----------------------------------|----|
| 2-1 基本的な方針 | 13 |
| 2-2 位置づけ | 13 |
| 2-3 計画期間 | 14 |
| 2-4 目標値 | 14 |
| 2-5 空き家等の調査に関する事項 | 15 |
| 2-6 運用の対象範囲など | 15 |
| 2-7 空き家を活用したまちづくりビジョンのイメージ | 15 |
| 2-8 主体別の役割 | 16 |

第3章 空き家対策の実施

| | |
|---------------------------------|----|
| 3-1 体制の構築と流れ | 17 |
| 3-1-1 空き家相談の流れ | 17 |
| 3-1-2 空き家関連担当課と関係機関 | 18 |
| 3-1-3 空き家に関連する法令等 | 18 |
| 3-1-4 空き家等対策協議会 | 19 |
| 3-1-5 空き家等対策担当者会議 | 19 |
| 3-1-6 専門家団体との連携(二次相談窓口) | 19 |
| 3-1-7 神奈川県との連携体制 | 21 |
| 3-1-8 情報技術を活用した相談体制の構築 | 21 |
| 3-1-9 空き家・空き地の隣地活用コーディネート | 21 |
| 3-1-10 空き家の家財処分、除却の促進 | 21 |
| 3-1-11 空き家に関する情報のデータベース化 | 22 |
| 3-1-12 民間空き家情報の活用 | 22 |
| 3-2 具体的な施策 | 23 |
| 3-2-1 空き家の予防の促進 | 23 |
| 3-2-2 空き家の適切な管理の促進 | 25 |
| 3-2-3 空き家の利活用の促進 | 27 |

第4章 特定空家等の判断に関すること

| | |
|--|----|
| 4-1 特定空家等の判断基準..... | 29 |
| 4-1-1 行政の関与の要否の判断と他の法令等に基づく諸制度との関係 | 29 |
| 4-1-2 特定空家等の判断に関わる組織 | 29 |
| 4-1-3 特定空家等の判断フロー..... | 30 |
| 4-1-4 大磯町特定空家判断基準 | 31 |

参考資料

I 空き家に関する実態把握等

| | |
|--|----|
| ①空き家に関する相談の受付状況 | 35 |
| ②平成 25 年 神奈川県居住支援協議会による空き家実態調査 | 36 |
| ③平成 27 年 大磯市 来場者、出店者アンケート | 37 |
| ④水道休栓情報を活用した空き家調査 | 40 |
| ⑤平成 30 年 区長空き家マッピング調査における所有者意向調査..... | 41 |
| ⑥大磯町空き家バンク | 42 |
| ⑦空き家の譲渡所得の 3,000 万円控除(確認書交付実績) | 42 |
| ⑧低未利用地の長期譲渡所得の 100 万円控除(確認書交付実績) | 42 |

II 各種統計情報や関連計画・見込み等

| | |
|---|----|
| ①高齢社会と空き家問題の関係性 | 43 |
| ②大磯町の高齢化と持ち家の状況(出典:平成27年国勢調査) | 44 |
| ③将来人口推計(出典:大磯町人口ビジョン・総合戦略) | 45 |
| ④要介護認定者数、認知症高齢者数の推計(出典:第七期介護保険事業計画) .. | 46 |
| ⑤東海道沿線市町村の地価評価(住宅地) | 47 |
| ⑥人口の状況 | 48 |
| ⑦宅地の状況(出典:大磯の統計) | 49 |
| ⑧農地の状況(出典:農業委員会資料) | 49 |
| ⑨空き地に関する土地の適正管理に関する相談受付(出典:環境課資料) | 49 |
| ⑩大字別統計(人口、高齢化率、転出入、新耐震基準、相続の状況) | 50 |
| ⑪都道県別人口増減率(出典:平成 27 年国勢調査) | 51 |

III 関係法令等

| | |
|--------------------------|----|
| ○空家等対策の推進に関する特別措置法 | 52 |
| ○大磯町空家等対策協議会規則 | 56 |
| ○その他の関連資料等 | 59 |

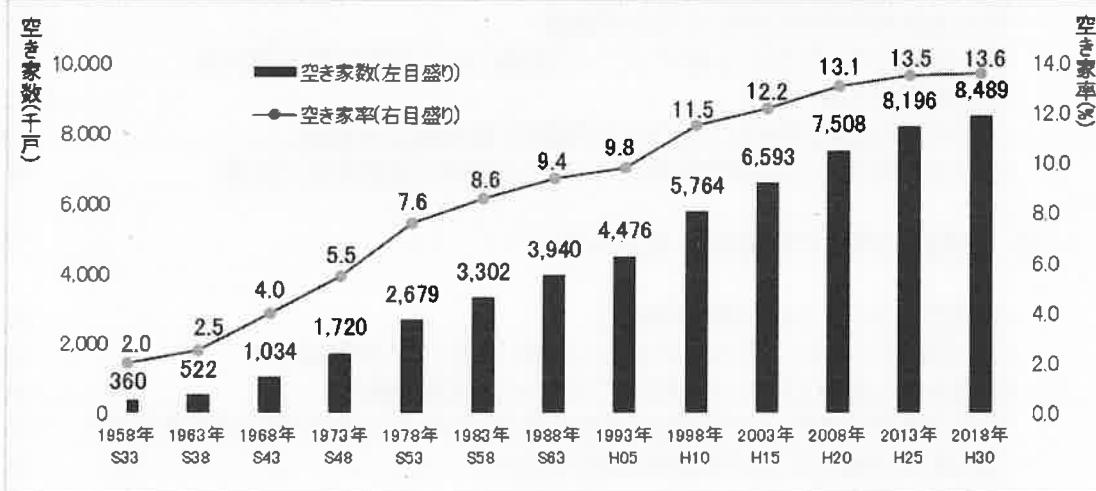
第1章 現状と課題

1-1 全国の状況

全国的な人口減少、少子化・超高齢社会、独居世帯の増加等の一方で、新たな住宅供給が継続されること等により、構造的に空き家が増える状況にあります。

空き家の増加とともに適切な管理が行われていない空き家も増え、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、特に深刻な状況にある空き家に対する措置や、空き家の利活用者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家特措法」という。)が、平成27年2月に施行されました。

図1 空き家数及び空き家率の推移-全国(平成30年度住宅土地統計調査¹:総務省)



空き家等の除却²・減築、利活用が進まなければ、空き家等がさらに増加することが予測されます。その中の利活用可能な空き家等については、地方創生戦略・地方再生策の一環として、空き家の用途転換を含む積極的な利活用が全国的に検討されています。

また、相続登記が行われていないことにより、住宅・土地等の所有者・管理者が特定できないケースが増えており、第三者による空き家の利活用が困難になっていることから、空き家になる前の予防的対策が避けられない課題となっています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け、生活や事業のあらゆる場面に変化がもたらされ、空き家に対する位置づけも変わりつつあります。

¹ 住宅土地統計調査(総務省) 住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするために、昭和23年から5年ごとに総務省が実施する調査。平成30年度は、通算15回目で、1調査区当たり17戸住戸で全国約370万世帯を対象に抽出調査

² 除却 空き家の取り壊し

空家等対策の促進に関する特別措置法の概要

(平成26年法律第127号)

(1)背景

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のための対応が必要(1条)

(2)定義

○「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国・地方公共団体が所有又は管理するものを除く。(2条1項)

●「特定空家等」とは、①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態 ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。(2条2項)

(3)所有者の責務

空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。(3条)

(4)施策の概要

- ①国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定(5条)
- ②都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助(8条)

町

- ①国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定(6条)
- ②空家等対策協議会を設置(7条)
- ③法律で規定する限度において、空家等への調査(9条)
- ④空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用(10条)等が可能
- ⑤空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力(11条)
- ⑥所有者による適切な管理を促進するため、情報提供、助言、その他必要な援助(12条)
- ⑦空家等及びその跡地に関する情報の提供その他活用のための対策の実施(13条)

(5)特定空家等に対する措置

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。(14条)

流れ

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行措置

(6)財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う(15条1項)。このほか、今後必要な税制上の措置等を行う(15条2項)。

「常態である」とは、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針では、「建築物等が概ね年間を通して建築物等の資料実績がないこと」と例示しています。

1-2 大磯町の住宅と空き家の状況(総務省 H30 住宅土地統計調査から)

1-2-1 住宅と空き家数の推移

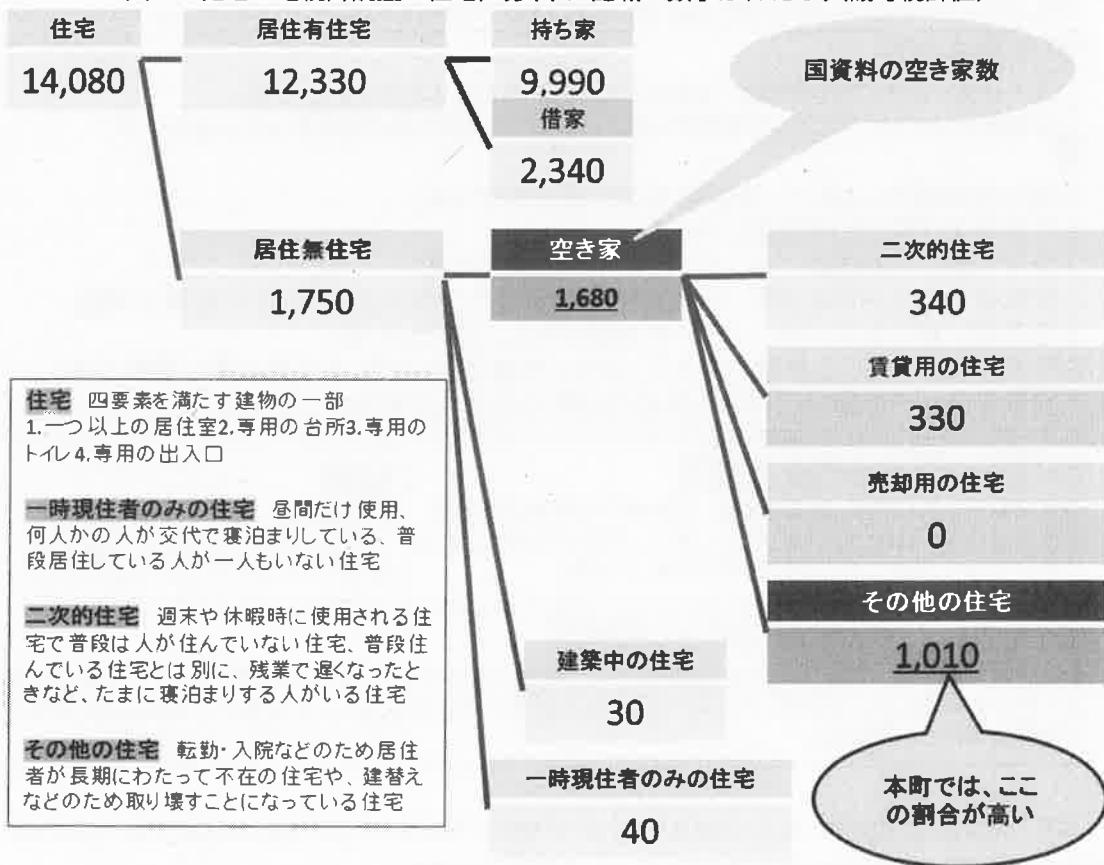
平成 30 年 10 月 1 日現在、大磯町全体の住宅総数は 14,080 戸で、この内空き家総数は 1,680 戸(空き家率 11.9%)となっており、前回空き家率(13.0%)と比べて 1.1 ポイント減っています。

一方、二次的住居や賃貸などの利用目的が定まっていない「他の住宅」は 900 戸から 1,010 戸に増え、割合は 6.4%から 7.2%に増加しています。

図 2 近年の空き家数

| 年次 | 住宅 総数 | 居住有 住宅 | 一時 現住 者 | 空き家 総数 | 二次的住 宅 | 賃貸用 | 売却用 | その他の 住宅 | 建築 中 | 居住無住 宅 |
|-----|----------|-----------|---------------|------------------|-----------|-----|-----|-----------------|---------|-----------|
| H15 | 13,120 | 11,630 | 30 | 1,430 (10.9%) | 370 | 490 | 60 | 520 (4.0%) | 30 | 1,490 |
| H20 | 12,950 | 11,320 | 50 | 1,570 (12.1%) | 210 | 590 | 60 | 710 (5.5%) | 10 | 1,630 |
| H25 | 14,110 | 12,040 | 80 | 1,840 (13.0%) | 330 | 530 | 80 | 900 (6.4%) | 160 | 2,070 |
| H30 | 14,080 | 12,330 | 40 | 1,680 (11.9%) | 340 | 330 | - | 1,010 (7.2%) | 30 | 1,750 |

図 3 住宅土地統計調査の住宅区分(下に記載の数字は、H30 大磯町統計値)



大磯町空家等対策計画

第1章 現状と課題
1-2 大磯町の住宅と空き家の状況(総務省 H30 住宅土地統計調査から)

「空き家率³」は、国平均より低く、県平均より高い状況で、「その他の住宅率⁴」については、極めて高くなっています。

図 4 空き家率の推移と国・県との比較

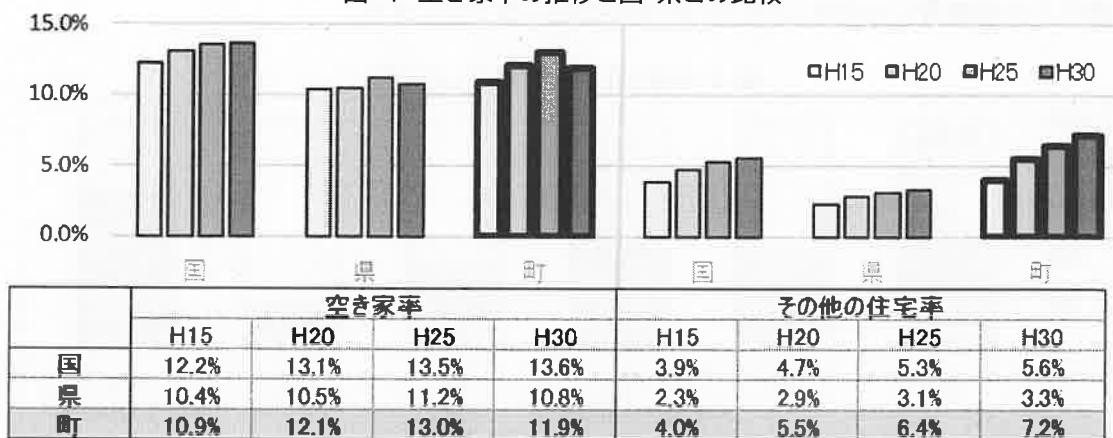
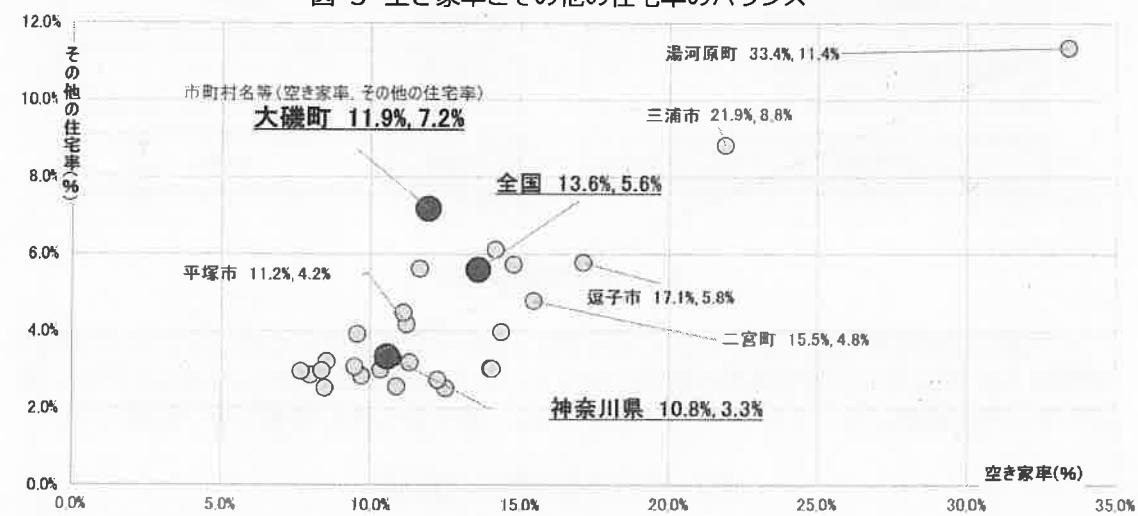


図 5 空き家率とその他の住宅率のバランス



| 市町村 | 横浜市 | 川崎市 | 相模原市 | 横須賀市 | 平塚市 | 鎌倉市 | 藤沢市 | 小田原市 | 茅ヶ崎市 | 逗子市 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 空き家率 | 9.7% | 9.5% | 10.4% | 14.8% | 11.2% | 11.6% | 10.9% | 14.4% | 8.5% | 17.1% |
| その他の住宅率 | 2.8% | 3.1% | 3.0% | 5.7% | 4.2% | 5.6% | 2.6% | 4.0% | 2.5% | 5.8% |
| 市町村 | 三浦市 | 葉野市 | 厚木市 | 大和市 | 葉野市 | 厚木市 | 大和市 | 伊勢原市 | 海老名市 | 座間市 |
| 空き家率 | 21.9% | 12.5% | 14.0% | 12.2% | 12.5% | 14.0% | 12.2% | 14.1% | 8.0% | 11.3% |
| その他の住宅率 | 8.8% | 2.5% | 3.0% | 2.7% | 2.5% | 3.0% | 2.7% | 3.0% | 2.9% | 3.2% |
| 市町村 | 南足柄市 | 綾瀬市 | 愛山町 | 寒川町 | 大磯町 | 二宮町 | 大井町 | 開成町 | 湯河原町 | 愛川町 |
| 空き家率 | 11.1% | 7.7% | 14.2% | 8.5% | 11.9% | 15.5% | 10.6% | 8.4% | 33.4% | 9.6% |
| その他の住宅率 | 4.5% | 3.0% | 6.1% | 3.2% | 7.2% | 4.8% | 3.3% | 3.0% | 11.4% | 3.9% |

³ 空き家率 = 空き家数 ÷ 住宅総数

⁴ その他の住宅率 = その他の住宅数 ÷ 住宅総数

大磯町空家等対策計画

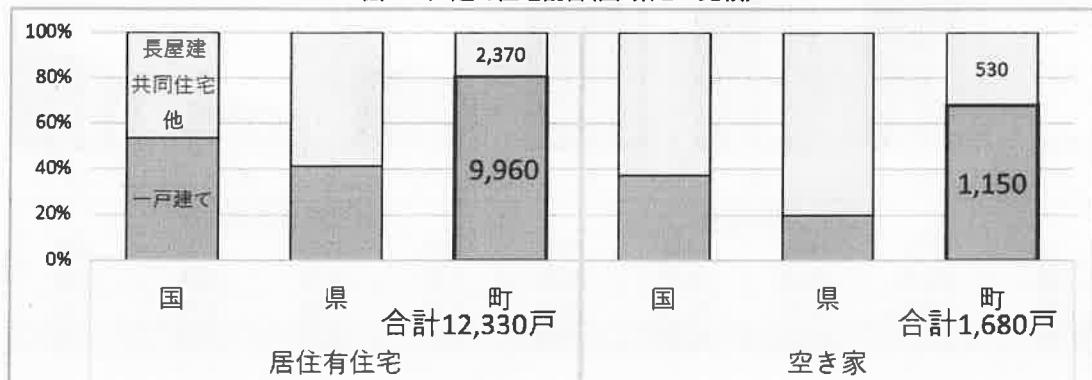
第1章 現状と課題
1-2 大磯町の住宅と空き家の状況(総務省 H30 住宅土地統計調査から)

1-2-2 居住有住宅・空き家の内訳

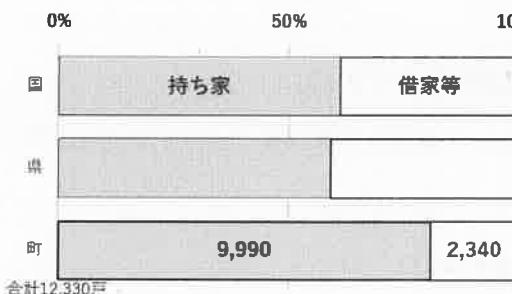
居住有住宅・空き家とともに、戸建て住宅が多くなっています。

居住有住宅(12,330戸)の内持ち家(9,960戸)となり、8割を越えています。また、65歳以上の高齢者のみ世帯(3,570戸)が約3割になっています。

図 6 戸建て住宅割合(国・県との比較)



持ち家率



高齢者のみ世帯率

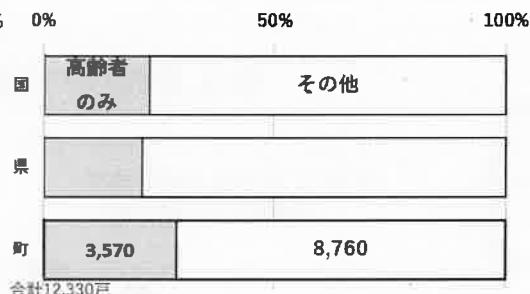


図 7 居住有住宅の内訳

一戸建ての居住有住宅(合計 9,960 戸)では、建築年次不詳を含め約 30%(2,950 戸)が昭和 56 年以前の旧耐震基準の建物になっています。全体の約 56%(5,590 戸)が、築 20 年以内の建物になっており、全国と比較すると、築年数の浅い住宅が多い状態です。

図 8 戸建て住宅の建築年次別内訳



大磯町空家等対策計画

第1章 現状と課題

1-2 大磯町の住宅と空き家の状況(総務省 H30 住宅土地統計調査から)

居住有住宅で持ち家(9,990世帯)では、子の居住地が片道1時間以内が約67%となっているが、高齢世帯では約55%となっている。持ち家では全体・高齢世帯とも約16%は子が無く、持ち家でない世帯では約38%が子がない世帯である。

図9 子の居住地

| 凡例 | 同居又は 同敷地 | 徒歩5分 程度 | 片道15分 未満 | 片道1時間 未満 | 片道1時間 以上 | 子供 いらない | 不詳 |
|--------------------------|-------------|------------|-------------|-------------|----------------|------------|-----|
| 持ち家全体 合計9,990 | | 4,860 | | 280 250 | 1,290 1,180 | 1,620 | 510 |
| 高齢世帯 持ち家 合計3,480 | 280 | 250 | 250 | 1,140 | 830 | 556 | 180 |
| 高齢世帯 持ち家でない 合計 390 | 60 | | 100 | | 150 | | 80 |

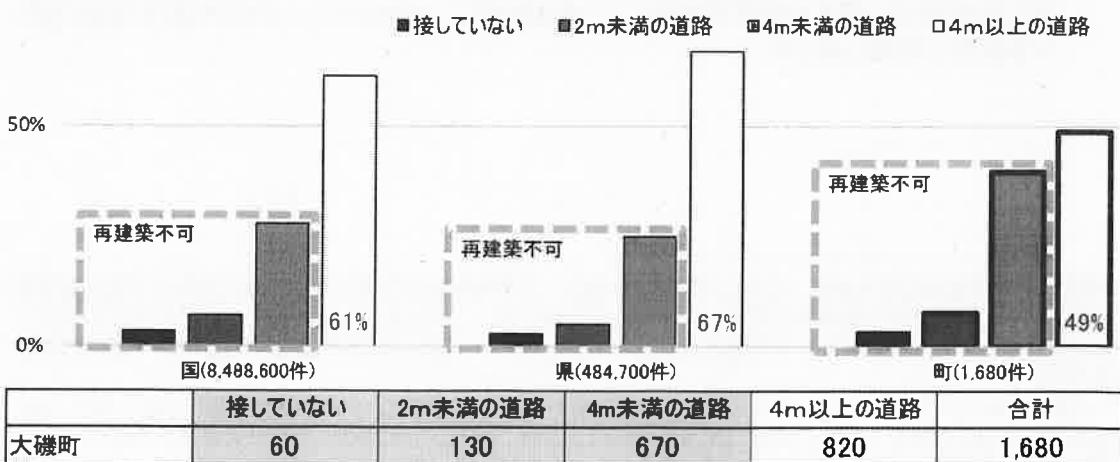
空き家(合計1,680戸)では、23.8%(400戸)に腐朽や破損などの問題があり、全国や県下の平均とほぼ同じ割合になっています。

図10 空き家の腐朽・破損の有無

| | 国 | 県 | 町 |
|----|-------|-------|-------|
| 有り | 22.4% | 17.3% | 23.8% |
| 無し | 77.6% | 82.7% | 76.2% |

建物の建築には、敷地が4m以上の道路に2m以上接していることが必要になります。空き家の道路への接続状況では、半数以上の860件が4m未満であるため、再建築にあたってはセットバックが必要になっています。

図11 空き家の道路への接続状況



1-3 空き家対策の取組み経過

(1) 平成25年度～平成26年度

国の事業で神奈川県がモデル実施した「空家管理等基盤強化推進事業⁵」において大磯町がモデル地区として選出され、北下町・南下町・北本町、南本町及び茶屋町を対象に神奈川県居住支援協議会により目視実地調査を行い、空き家数(平成26年3月)を把握しました。

- ◎ 翌年度には、神奈川県司法書士会空家対策委員会が登記簿調査による所有者の特定及び現地聞き取りを行い、空き家台帳を作成しました。

(2) 平成27年度

- ◎ 平成27年10月～平成28年1月 空き家等に関するニーズ等を把握するため、大磯市⁶(おおいそいち)の来場者、出店者アンケートを実施しました。
- ◎ 平成27年11月～12月 下町地区空き家台帳をもとに、町職員による現地調査と建物所有者に対するアンケート調査を実施しました。

(3) 平成28年度

- ◎ 平成29年3月 大磯町空家等対策に関する指針(素案)～既存ストックを活かし未来につなぐためのガイドライン～を作成しました。
- ◎ 平成29年3月 不動産や法務に関する専門家の知見等を空き家問題解決に活用するため、全日本不動産協会西湘支部、宅地建物取引業協会湘南中支部、神奈川県司法書士会、一般社団法人colorfulと空き家等対策に関する協定を締結しました。

(4) 平成29年度

- ◎ 平成29年6月～8月 神奈川県企業庁水道部から提供(平成28年10月時点)された水道休栓情報(集合住宅423室を含む全1,673件)と固定資産税課税台帳(家屋課税台帳)を突合し、情報一致した納税義務者847件(人)に対するアンケート調査を実施しました。
- ◎ 平成30年3月 空き家管理活動を行う一般社団法人大磯町シルバーパートナーズセンターと空き家等対策に関する協定を締結し、一般社団法人colorfulとの空き家等対策に関する協定は終結しました。

⁵空家管理等基盤強化推進事業 地方公共団体を主体とした多様な主体の連携による地域の空き家の適切な管理等に関する相談体制を整備する事業を行おうとする者に対し、または空き家の適正な管理を支援する空き家管理ビジネスを育成・普及する事業を行おうとする者に対し、国がその実施に要する費用の一部を補助するもの。

⁶ 大磯市(おおいそいち) クラフトやフードなど約190店舗前後がミナト(大磯港)に集まる催し物で、毎月第3日曜日に開催している。大磯二宮漁業協同組合をはじめとした8団体により「大磯市実行委員会」が構成され、2010年9月から開催している。

(5) 平成30年度

- ◎ ホームページに掲載している空き家情報を一斉送信するため、湘南ケーブルテレビで実施する easy-pocket の活用を開始しました。
- ◎ 空き家に関する啓発冊子を2種類作成し、空き家相談の際に活用するとともに、地域ケア会議⁷において、空き家予防の啓発を始めました。
- ◎ 区長連絡協議会の協力による、1年以上人の出入りが無い空き家のマッピング調査を実施し、226件の空き家を把握しました。

(6) 令和元年度

- ◎ 平成31年1月～令和元年12月 マッピング調査で把握した空き家の所有者アンケートを実施し、希望者には協定不動産団体と共に助言を行いました。
- ◎ 令和元年5月 空き家総合相談 窓口や二次相談窓口を周知するため、固定資産税納税通知書に空き家に関するパンフレットを同封しました。
- ◎ 令和元年6月 湘南ケーブルテレビで町の空き家施策番組を1か月間・毎日放送しました。
- ◎ 令和元年6月 空き家セミナーを開催し、13名の参加がありました。マイホームとあなたのためのライフプランニング公認不動産コンサルティングマスター廣田裕司氏
- ◎ 令和元年8月 産業能率大学との連携協定により、学生インターンシップを受け入れ、空き家相談情報のデジタル化のためのシステム構築を検討しました。
- ◎ 令和2年3月 空き家バンク実施要綱を施行し、「おおいそ防災・行政ナビ」と全国版空き家バンクへの情報掲載を始めました。土地家屋調査や建築、空き家の解体などに関し、専門家の知見を空き家問題解決に活用するため、神奈川県土地家屋調査士会、神奈川県建築土事務所協会平塚支部及び大磯建設協会と新たに協定を締結しました。



図 12 平成30年空き家マッピング調査



(7) 令和2年度

- ◎ 令和2年8月 広報おおいそに空き家関連特集記事の掲載
- ◎ 令和2年8月 空き家バンク利活用登録者による空き家内覧会の開催
- ◎ 令和2年9月 地域ケア会議で空き家バンク、低未利用地特別控除など説明
- ◎ 令和2年10月 第1回空き家等対策協議会の開催
- ◎ 令和2年10月 区長連絡協議会により、空き家マッピング調査(3月時点で292件)
- ◎ 令和2年12月 全国版空き家バンクに情報掲載
- ◎ 令和3年3月 第2回空き家等対策協議会の開催

⁷ 地域ケア会議 地域包括支援センターを核に高齢者福祉や介護に関する専門職や行政・地域の民生委員などが地域包括ケアシステムの実現に向け、検討・情報共有を行う会議

1-4 空き家数の今後の見込み

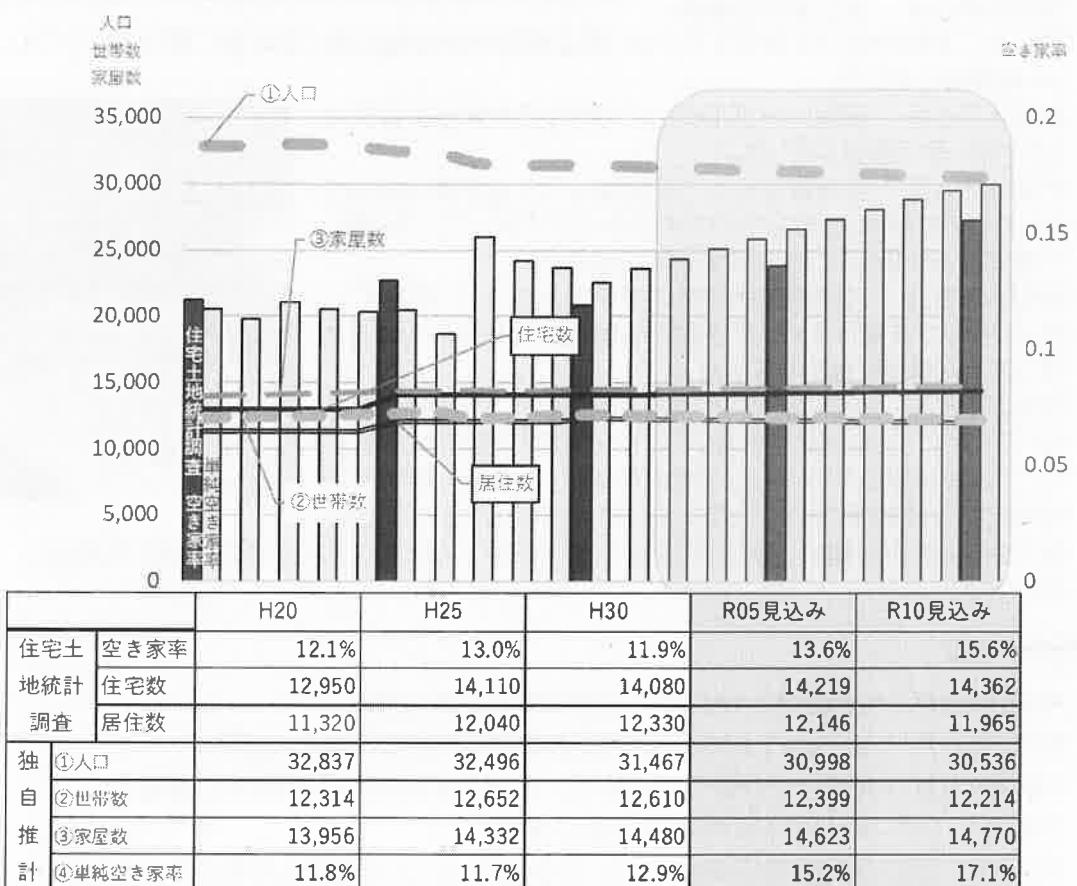
空き家の発生要因には、所有者の死亡や転勤・住み替え等の転出が考えられます。

下記グラフ中の②世帯数は、横ばいで減少はしていませんが、この中には世帯分離を行っている場合もあり、物理的な世帯増の傾向であるかは不明です。また、病院や施設の中長期入院で不在となる場合は、住民票に異動が無いため、世帯数などの実数を把握することは困難です。

一方で、活発に宅地開発や建築が行われていますが、既存ストックのリサイクルや除却等が進まなければ、空き家が増加していくことになります。

総務省住宅土地統計調査では、平成25年から平成30年で空き家率は減少傾向にあるように見えますが、大磯町は前述のとおり「その他の住宅」は増加傾向にあります。直近の人口減(毎年100人程度、△0.3%)や住宅数の増加(毎年30件程度、+0.2%)に大幅な変化が無いと仮定して空き家率を見込むと、令和10年度には空き家率が15.6%まで上昇すると予測されます。

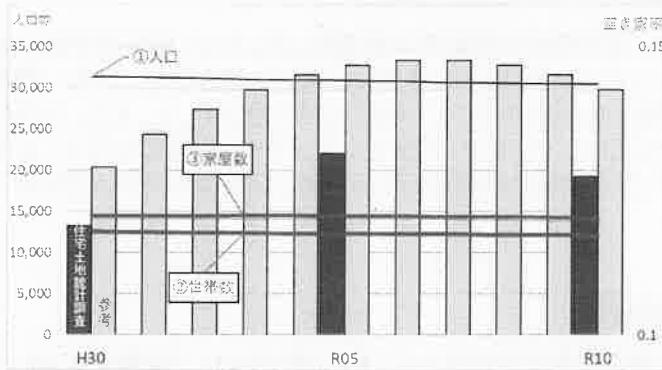
図 13 空き家率の推移と将来推計



(参考)空き家の増加を抑制する方策

- ◎ 直近の人口減(毎年 100 人程度、△0.3%)に大幅な変化が無いと仮定し、平均世帯員数で世帯数を見込み、家屋数を毎年 0.1%ずつ減らしていくと、令和5年度には空き家率が一旦上昇しますが、その後下降に転じ、令和 10 年度には空き家率を 12.8%に抑えられる見込みとなります。

図 14 空き家率の抑制



(◎ 世帯数に見合った家屋数の合計と内訳)

空き家の除却が進まない場合は、毎年の新築件数を現状の約3分の1まで圧縮しないと、空き家率を引き下げるることはできません。

| | H29 | H30 | R01 | R02 | R03 | R04 | R05 | R06 | R07 | R08 | R09 | R10 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 新築 | 186 | 142 | 172 | - | 158 | 143 | 128 | 114 | 99 | 85 | 71 | 57 |
| 除却 | 97 | 112 | 145 | - | 143 | 143 | 143 | 143 | 143 | 143 | 143 | 143 |
| 増減 | 89 | 30 | 27 | - | 15 | 0 | -15 | -29 | -44 | -58 | -72 | -86 |
| 累計 | | | | | 15 | 15 | -0 | -29 | -73 | -130 | -203 | -288 |

従って、空き家率の引下げにつなげるためには、空き家の除却と空き家の利活用及び低未利用地については、隣地との一体活用を推進し、既存ストックをリサイクルする社会構造への転換が急務であることが分かります。

| | H29 | H30 | R01 | R02 | R03 | R04 | R05 | R06 | R07 | R08 | R09 | R10 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 新築 | 186 | 142 | 172 | - | 168 | 163 | 158 | 154 | 149 | 145 | 141 | 137 |
| 除却 | 97 | 112 | 145 | - | 148 | 153 | 158 | 163 | 168 | 173 | 178 | 183 |
| 空き家利活用 | | | | - | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 | 40 |
| 増減 | 89 | 30 | 27 | - | 15 | 0 | -15 | -29 | -44 | -58 | -72 | -86 |
| 累計 | | | | | 15 | 15 | -0 | -29 | -73 | -130 | -203 | -288 |



1-5 大磯町の空き家等に関する課題と対策

参考資料に挙げた空き家等の実態把握・相談の受付状況及び統計データなどから次の課題が挙げられます。

(1) 空き家所有者が相談しやすい仕組み・体制づくり

平成26年度末に、空き家総合相談窓口を開設しましたが、相談の半数以上は、近隣などから寄せられる苦情となっています。草木の繁茂など適切に管理されていない空き家について、防災、防犯あるいは景観上の不安を感じていることが分かりました。また、近年は台風等による風水害・地震への不安も高まっています。所有者にアンケートや通知を行うことで、所有者自身からの相談も増えており、空き家総合相談窓口と所有者との相談しやすい仕組み・体制づくりが必要です。

(2) 所有者管理責任の周知

相談の中には、「不要な空き家を寄付として町に譲りたい」、「除却やリフォームに関する補助制度がないか」といった内容や、時間的・金銭的理由から家財処分に着手しない空き家や、取得価格に比べ売却価格が希望額に満たないために空き家管理を放置し、周辺に悪影響を及ぼしている空き家もあります。

全国的に、50歳を過ぎると現居住地以外に住宅を所有している世帯の割合は1割を超えており、大磯町も同様の状況が見込まれます。空き家の管理責任は所有者にあることを説明したうえで、空き家予防・管理及び活用策の提案を管理不全になる前から周知することが必要です。

(3) 不動産や建築等に関する空き家予防の環境整備

法務省サンプル調査「不動産登記簿における相続登記未了土地調査」を確認すると、中小都市などでは、最後の登記から90年以上経過しているものが7.0%、70年以上が12.0%、50年以上が26.6%存在すると報告されています。また、家屋については、大磯町の年間の死亡者数が400人近くであるのに対し、相続手続き中と思われる家屋が600件以上となっており、土地・家屋ともに相続登記手続きの遅れが大量に発生している可能性があります。空き家の中には接道要件を満たしていない物件や、土地の境界が分からず管理や処分を放置しているものもあります。

不動産や建築等に関する専門家との連携により、課題解決を前広に行う必要があります。

(4) 空き家予備群など法務に関する空き家予防の環境整備

町内住家の8割は持ち家で、3割は約65歳以上の高齢者のみ世帯となっています。子の世帯との距離が片道15分以内の近い世帯は全体の約半数ですが、子が無い世帯が全体の20%(2,500世帯)となっています。団塊世代が既に後期高齢者に達しているため、今後10年~20年の間は、大量の空き家が発生する可能性があります。また、年齢とともに認知症の有病率も高まります。

管理不全や処分しないまま空き家が放置されないように、高齢者の住替え(広すぎる家から手ごろな大きさ、バリアフリー住宅への住み替えなど)や、遺言書・信託や任意後見制度あるいは事務委任などを積極的に推進する必要があります。

生前に住宅処分をすること・準備することへの抵抗感を解消するため、積極的対策が本人や家族・地域にとってプラスになることを周知し、法務等に関する専門家との連携により、課題解決を前広に行う必要があります。

(5)空き家利活用への意識の醸成

平成30年の区長マッピング調査では、最近1年間人の出入りのない空き家が226件確認され、その所有者・管理者にアンケートを行ったところ「特に相談したいことは無い」が7割を超えました。また、総務省住宅土地統計調査では使い道を決めていない「その他の住宅」が全体空き家の60%を占め、県下でも極めて高くなっています。

空き家を資産として利活用することへ所有者の意識転換を促していく必要があります。

(6)空き家を単なる中古住宅から、手ごろで優良な住宅に変える環境整備

家屋課税情報では、全体の3割が昭和56年以前の旧耐震基準となっています。住宅市場の動向によると住宅の販売価格は、新築物件が上昇傾向であるのに対し、中古物件は下降傾向にあります。大磯町の20~29歳を社会増とするには、空き家の積極的な利活用も有効です。耐震改修補助制度を積極的に推進し、空き家の性能を高め優良な住宅として流通させる取組みが必要です。

(7)事業者の空き家利活用への誘発・連携の強化とインセンティブの整備

地元企業・大手資本などによる土地活用で、宅地分譲や住宅の建売が行われ、新たな住宅地の形成が促進され、新築物件に転居することにより、今までの住まいが空き家となってしまうことにも拍車が掛かっています。既に形成されている住宅街を有効活用することは、不要なインフラ整備の膨張を防ぐことにもつながるため、空き家の除却や利活用を図っていくことが最も重要なことです。

空き家に関する事業者の連携を強化し、流通を支援するインセンティブを整備することで空き家の利活用と除却、隣地との共同利用などを促進する必要があります。

(8)適切な管理が行われていない空き家等(非管理空き家・空き地)対策の実効化

空き家相談窓口では、複数年にわたり相談が寄せられている非管理空き家があります。所有者自身が管理処分することが大前提ですが、住宅土地統計調査では、住家のうち約20%(2,500世帯)は子がないと回答しており、引き継ぐ人が存在しないまま空き家になる可能性がある物件が相当数あり、空き家についても同じことが考えられます。地域に甚大な影響や危険を及ぼしかねない空き家については、特定空家に該当するか判断し、法的な措置を行うための合理的な手続きを整える必要があります。

(9)新しい生活様式への柔軟な対応が必要

コロナ禍を受けて、生活とビジネスのスタイルに変化が起きています。都心を離れて住宅を持ちたいと希望する個人や、賃料の高いオフィスを引払い地方にビジネスの拠点を置きたいと希望する事業者等を受け入れるための環境整備の確保に対する支援を行う必要があります。

高齢化や国際化・家族形態の多様化により、戸建てや集合住宅以外に、シェアハウスへの需要も高まっています。家屋の用途を変更し活用することについて、支援を行う必要があります。

(10)空き家に関する基礎資料等の継続的な収集

町内の空き家・空き地は、常に変動しています。空き家に関する情報を体系的かつ継続的に収集・分析する手法を確立する必要があります。

空き家・空き地(耕作放棄地、手入れ放棄山林等を含む)の発生や管理等については、それぞれに固有の背景があります。そのため、画一的な対処では難しく、常に実態を踏まえ、継続的に傾向を把握していく必要があります。

第2章 空き家等対策の基本枠組み

空き家予備軍の把握や非管理空き家に対する施策を推進するため、平成29年度から「大磯町空家等対策に関する指針～既存ストックを活かし未来につなぐためのガイドライン～」を運用してまいりました。

空き家の除却や活用にあたり、必要に応じて公的支援を受け入れられる体制や、特定空家に対する法的措置を実施する体制を整備し、より実効性のある空き家対策を推進していくため、大磯町空家等対策計画を策定します。

2-1 基本的な方針

本計画は、法の趣旨を尊重しつつ本町の実態に合わせ、空き家等に対する適切な管理と空き家予防を促進します。利活用が可能な空き家等については、本町への移住・兼居、店舗開設、各種就業・事業及び地域コミュニティなどのニーズに応えていくための方策・措置等の仕組みを確立し運用することで、利活用を促進し良好な住環境の維持及び地域の活性化に寄与することを目的とします。

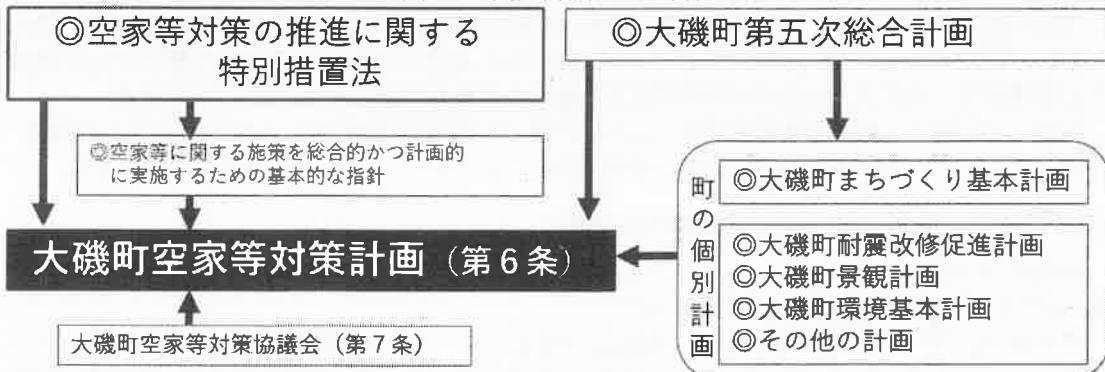
図 15 空き家対策の3つの柱



2-2 位置づけ

大磯町総合計画や大磯町まちづくり基本計画及び個別計画との整合を図りつつ、現状や課題を踏まえ、今後の空き家等対策の方針や実施体制等を定めるものです。

図 16 関連計画との整合性



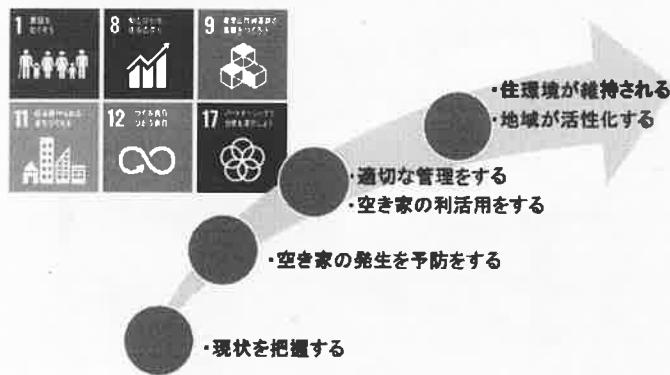
2-3 計画期間

関連する大磯町総合計画や大磯町まちづくり基本計画との整合性を図るために、令和3年*月から令和13年*月の10年間を第1期の計画期間とし、定期的に計画の評価・見直しを行います。

2-4 目標値

空き家に関する定義は、所有者・利活用希望者・近隣住民ごとにその判断基準は異なり、数値目標を設定することは非常に困難です。

本計画では、客観的な数値として、総務省が5年ごとに全国一斉に実施する住宅土地統計調査を基に、地域との協力を得ながら、町独自の数値も併用していきます。



あくまで空き家は、個人の財産であり、所有者本人の意向により適切に管理されるべきものです。将来人口推計などから空き家の発生は不可避であり、空き家ゼロを目指すのではなく、管理不全空き家の発生を可能な限り抑えることを目標とします。

| 成果目標 | 項目 | 現在値 | 目標値 | | 考え方 |
|------|-----------------------|-----------------|--------|---------|---|
| | | | R05 時点 | 13.2%以下 | |
| 成果目標 | 土地統計調査 空き家率 | H30 実績 11.9% | R10 時点 | 12.8%以下 | 活発な利活用と除却が行われた場合の推計値 |
| | 1年以上人の出入りがないと思われる空き家数 | H30 実績 226 件 | R05 時点 | 430 件以下 | |
| | | | R10 時点 | 826 件以下 | 226 件×1.14 ⁵ (H30 から R2 までの増加率) 226 件×1.14 ¹⁰ (H30 から R2 までの増加率) |

| | | | | | |
|------|--------|---------------------|----------------|---------------|----------------------------------|
| 行動目標 | ① 実態把握 | 空き家の状況や所有者の連絡先などを把握 | H30 実績 23% | R10 100% | アンケート送付や適切な管理を促す通知等による情報収集 |
| | ② 予防 | 空き家予防に関する情報の発信 | R01 実績 8 項目 | R10 10 項目 | 空き家セミナーや印刷物の配布・ホームページなどを活用した情報発信 |
| | ③ 管理 | 管理不全空き家所有者への個別通知 | R01 実績 100% | 毎年 100% | 行政介入を必要とする空き家への助言・指導 |
| | ④ 活用 | 空き家バンク登録 活用件数 | R01 実績 5 件 | R10 50 件以上 | 年間新規登録数と活用数の合計 |

成果目標と行動目標の相関性を確認するため、実績数や行動内容を記録します。行動目標については定期的に見直しを行います。

2-5 空き家等の調査に関する事項

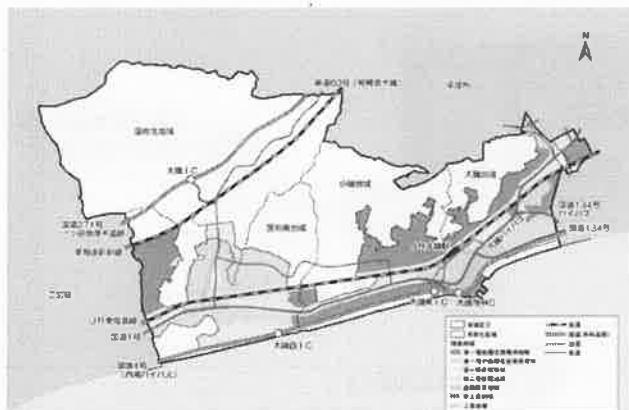
空き家等の調査については、予防措置として、空き家等になる前の段階から所有者等に向けた情報提供や相談対応・関係機関との連携により実態把握に努めます。できる限り既存の情報、住民等からの情報提供等を活用し、最新の空き家実態把握に努め、具体的な空き家の予防・管理・活用に向けた基礎資料とします。

- 総務省住宅土地統計調査などの統計情報の活用
- 区長連絡協議会等による地域情報の収集
- 水道栓使用料情報(休栓情報)等の活用による空き家情報の把握
- 所有者アンケート調査
- 利活用希望者アンケート調査
- 民間空き家情報の活用

2-6 運用の対象範囲など

本計画では、**町内全域**を対象とします。

対象とする空き家について、特に制限は設けません。



2-7 空き家を活用したまちづくりビジョンのイメージ

(1)本町には、歴史、地形などから4つの地域に区分されます。大磯地域、小磯地域、国府南地域、国府北地域それぞれの住環境を維持し、地域の活性化につながる空き家対策を行います。

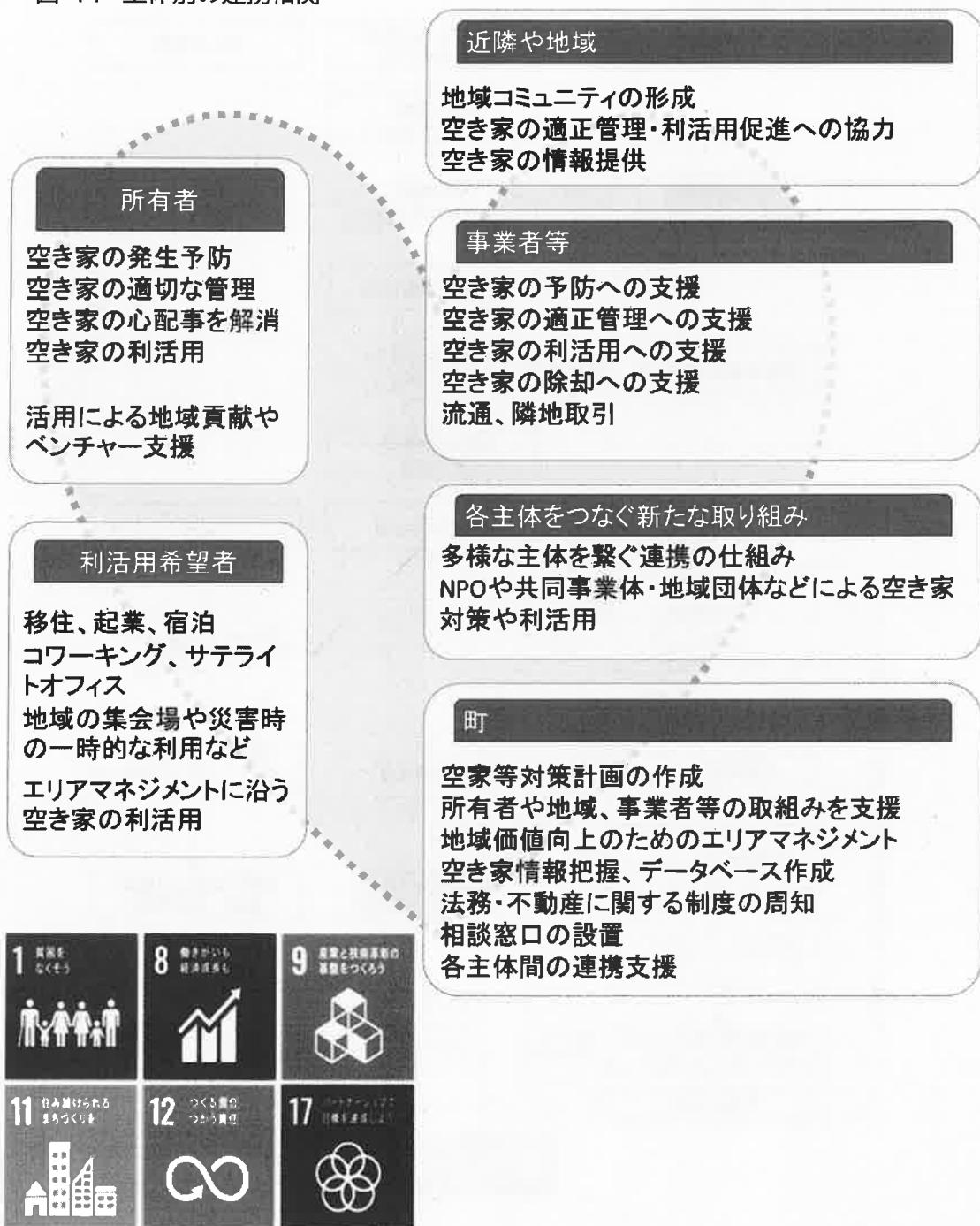
(2)町域の60%は市街化調整区域となっており、豊かな自然を求める相談を空き家総合相談窓口では受け付けています。農地付き空き家や里山環境にある空き家についても、専門部署との連携を図り、空き家対策を行います。

2-8 主体別の役割

町の住環境を維持し、地域を活性化していくためには、多様な主体がお互いを尊重しあい、対等な立場で連携・協力していくことが大切です。

空き家については、一義的に所有者の責任ある管理が必要ですが、近隣との良好な関係づくりや、専門家などとのネットワークを構築し、予防・管理・活用の取組みを進めることも大切です。町は、それら取組みを積極的に推進・支援していきます。

図 17 主体別の連携相関



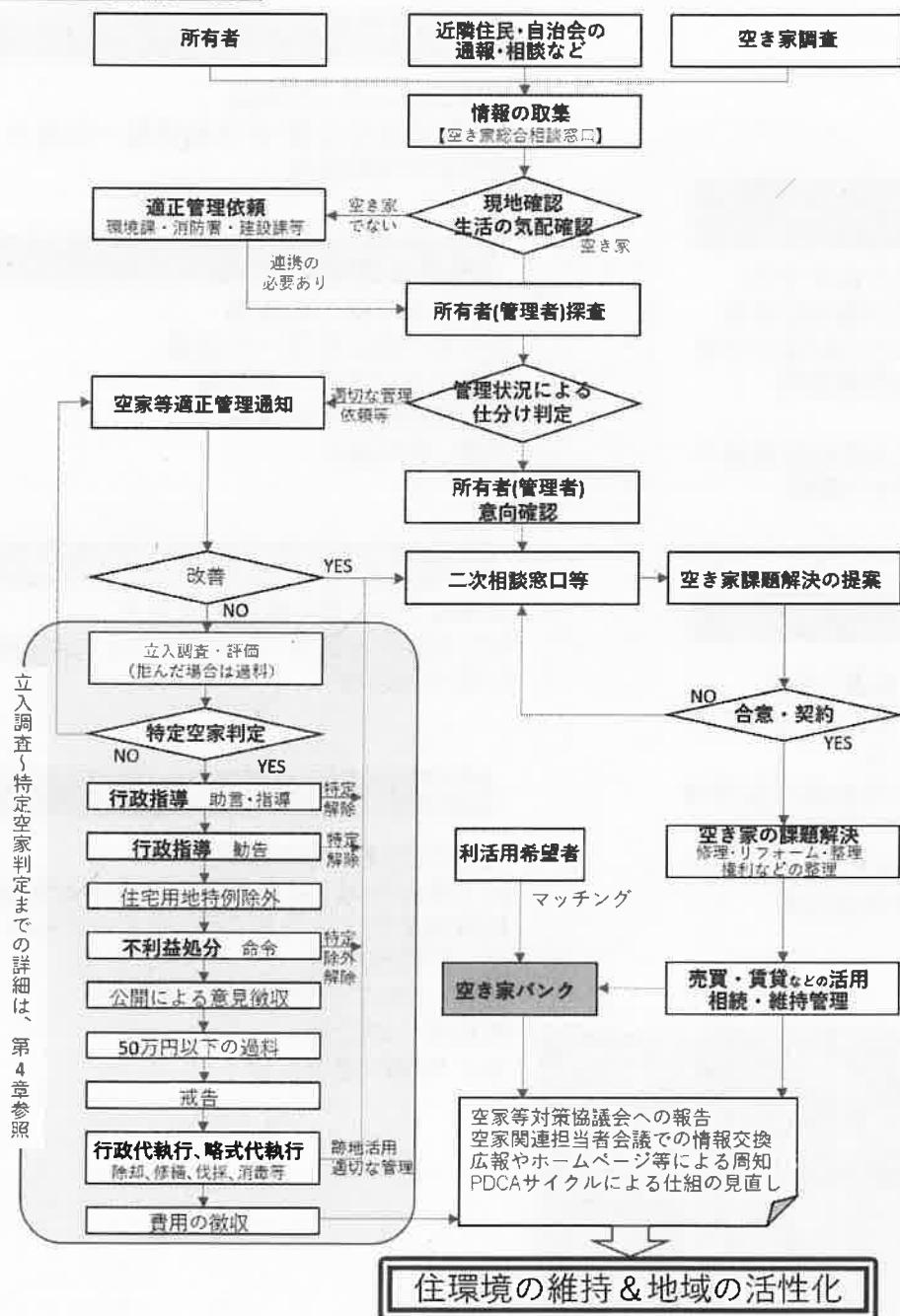
第3章 空き家対策の実施

3-1 体制の構築と流れ

空き家等に関する相談の内容は、所有者等からの利活用や適切な管理に関する相談や空き家等が周辺に及ぼす悪影響に対する相談の他、地域住民にとって、行政のどこが専門的に対応しているのか分かりにくい相談まで多岐にわたります。

このため、都市計画課に空き家等に関する「一次相談窓口」を設置します。

3-1-1 空き家相談の流れ



立入調査～特定空家判定までの詳細は、第4章参照

3-1-2 空き家関連担当課と関係機関

「空き家総合相談窓口」を空き家等に関する一次相談窓口とし、相談内容に応じて空き家関連担当課や関連機関へつなぎ、連携して解決に向けた対応を行います。

| | | |
|--|---------------------|-----------------------|
| 空 き 家 関 連 担 当 課 関 係 機 関 | 1 空き家総合相談窓口(一次相談窓口) | 都市計画課 |
| | 2 適切な管理に係る相談内容について | |
| | 建築物の倒壊、老朽化に関すること | 都市計画課 |
| | 雑草の繁茂に関すること | 環境課 |
| | 敷地内のごみに関すること | 環境課 |
| | 害虫や害獣に関すること | 環境課 |
| | 道路への樹木越境、工作物の悪影響 | 建設課 |
| | 火災の予防に関すること | 消防署 |
| | 防犯に関すること | 警察署、町民課 |
| | 耕作放棄地 | 農業委員会 |
| | 里山 | 産業観光課 |
| | 税金に関すること | 税務署、県税事務所、税務課 |
| | 3 利活用に係る相談内容について | |
| | 耐震改修補助金に関すること | 都市計画課 |
| | 障害者、高齢者向けサロンなど | 福祉課 |
| | 子育て施設、学童保育など | 子育て支援課 |
| | 耕作放棄地の利活用 | 農業委員会、産業観光課 |
| | 山林の利活用 | 産業観光課 |
| | 民泊に関すること | 保健所、政策課 |
| | 創業者支援に関すること | 産業観光課 |
| | 土地等の寄付に関すること | 財政課 |
| | 住宅・土地税制等に関すること | 税務署、県税事務所、税務課 |
| | 建築基準法に関すること | 平塚土木事務所 |
| | 4 所有者不明土地に関すること | 法務局、財政課、都市計画課、町民課、税務課 |

3-1-3 空き家に関する法令等

- 既存不適格建築物……………建築基準法(S25 法 201 号)
- 火災予防……………消防法(S23 法 186 号)、火災予防条例(S37 町条例 18 号)
- 道路交通の支障……………道路法(S27 法 180 号)
- 廃棄物……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45 法 137 号)
- 環境美化……………大磯町美しいまちづくり条例(H23 町条例 13 号)
- 景観……………景観法(H16 法 110 号)、大磯町景観計画(H21.3)
- 財産管理制度、相隣など……………民法(M29 法 89 号)
- 災害時……………災害救助法(S22 法 118 号)、災害対策基本法(S36 法 223 号)
- 不動産登記情報の通知……………地方税法(S25 法 226 号)

3-1-4 空家等対策協議会

法第7条に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、空家等対策協議会を設置します。専門的な観点から多角的な議論を行う必要があるため、本町では次の分野の人材で組織します。

| |
|----------------------|
| 法務、不動産及び建築に関する学識経験者等 |
| 地域住民の代表者 |
| 福祉、文化等に関する地域代表者 |
| その他町長が必要と認める者 |

3-1-5 空き家等対策担当者会議

空き家等対策担当者会議では、空き家等に関する相談や苦情などに対応するため情報共有及び横断的な連携を図ることで、空き家等対策を効率的かつ効果的に推進するために設置します。空き家等実態調査の実施方法の検討や空き家等に関する施策の横断的な連携及び検討等を行うとともに、空家等対策協議会に提出する議事等の事前調整を行います。

| 都市計画課 | 福祉課 | 環境課 |
|-------|-------|----------|
| 税務課 | 建設課 | 農業委員会事務局 |
| 町民課 | 産業観光課 | 消防署 |

3-1-6 専門家団体との連携(二次相談窓口)

不動産取引や法務に関する団体等及び日常管理に関する支援団体等を二次相談窓口として連携を図り「空き家等対策に関する協定」を締結します。協定締結にあたっては、本町から個人情報を含む情報提供を受けることとなるため、「大磯町個人情報保護条例」(平成12年大磯町条例第11号)や、その他の法令等の遵守を明記します。

これにより、町内の空き家等の実態把握や、専門家団体が持つノウハウを活かした空き家予防や利活用策の提案、情報提供を行うことで、幅広い空き家対策の実施が可能になります。

相談者のニーズや空き家の課題に応じて、連携する団体を拡充していきます。

**大磯町
都市計画課**

空き家総合相談窓口



空き家を所有する皆様が抱える様々な問題について、総合相談窓口を設けています。

☎ 0463-61-4100(内線242)
Fax 0463-61-1991
✉ akiyasoudan@town.oiso.kanagawa.jp
受付時間 8:30~17:15(12:00~13:00除く)
開庁日 月~金 (土日祝日・年末年始除く)



●大磯町と協定を締結している専門家団体等

| | |
|--|---|
| 売買や賃貸借等に関することなど | 相続や成年後見・財産管理等に関することなど |
| 全日本不動産協会神奈川県本部西湘支部 | 神奈川県司法書士会 |
| ☎ 0463-35-2424 受付時間 9:00~17:15(12:00~13:00除く) 定休日 毎週水曜日と年末年始、その他 | ☎ 045-641-1372 受付時間 9:00~17:00(12:00~13:00除く) 定休日 土日祝日、年末年始 |
| 神奈川県宅地建物取引業協会湘南中支部 | 敷地の除草や空き家の管理に関することなど |
| ☎ 0463-32-7552 受付時間 9:00~17:00(12:00~13:00除く) 定休日 毎週水・土・日と祝日・夏季・年末年始 | 大磯町シルバー人材センター |
| 筆界の特定、表題登記、滅失登記等に関することなど | 空き家の利活用・改修や安全性確認に関することなど |
| 神奈川県土地家屋調査士会 | 空き家の解体や整地などに関することなど |
| ☎ 045-312-1177 受付時間 9:00~17:00(12:00~13:00除く) 定休日 土日祝日、年末年始 | 神奈川県建築士事務所協会 平塚支部 |
| 0463-25-1383 | 0463-71-2226 |
| 9:00~17:00(12:00~13:00除く) | 9:00~17:00(12:00~13:00除く) |
| 土日祝日、年末年始 | 土日祝日、年末年始 |

●空き家に関する各種相談に関すること

| | | |
|------------------------------|---------------------------------------|---|
| 管理流通、建物調査、リフォーム、権利調査、空き家管理など | 神奈川県居住支援協議会事務局 (公社)かながわ住まいまちづくり協会内 | ☎ 045-664-6896 受付時間 9:00~17:00(12:00~13:00除く) 定休日 土日祝日、年末年始 |
|------------------------------|---------------------------------------|---|

3-1-7 神奈川県との連携体制

法に基づき国が定める「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」では、都道府県との連携が示されています。

県は、「公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会」内の神奈川県居住支援協議会を事務局として、空き家相談窓口(広域版)を開設しています。この協議会には、空き家問題対策分科会を設置しており、大磯町も会員登録をしています。

空き家相談協力事業者登録制度では、県内の事業者を5つの分野で登録をしています。

管理流通、建物調査、リフォーム、権利調整、その他(空き家管理等)

3-1-8 情報技術を活用した相談体制の構築

窓口等での対面相談や、電話・Faxでの相談の他、空き家に関する相談を気軽に24時間体制で受け付けられる専用メールアドレスを開設し、所有者や利活用希望者あるいは近隣住民からの相談に対応します。

akiyasoudan@town.oiso.kanagawa.jp

また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により始まった新しい生活様式に対応するために、非接触・双方向の相談受付体制を検討します。

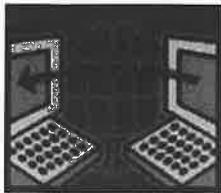


3-1-9 空き家・空き地の隣地活用コーディネート

狭い路地が残るエリアなどでは、接道が確保されていないために放置された空き家・空き地も散見されます。二次相談機関との連携により積極的な隣地コーディネートを行い適切な管理・活用を推進します。

3-1-10 空き家の家財処分、除却の促進

空き家・敷地の利活用には、家財の処分や空き家の除却が必要ですが、時間的・距離的な要因により放置されている空き家が散見されます。所有者の重い腰を軽くする仕組みや民間事業者の情報提供を検討します。

3-1-11 空き家に関する情報のデータベース化

収集した空き家情報等は、個人情報に配慮したうえで、空き家等対策担当者会議と情報を共有し、相談・苦情解決の資料として活用します。

このため、過去の相談実績を活かし、新たな空き家問題解決の参考として活用するために、空き家情報のデータベース化を行います。

中でも特定空家に対する措置の内容及びその履歴についても併せて記載し、継続的な状況把握を行います。

⇒⇒P14 2-4 行動目標①

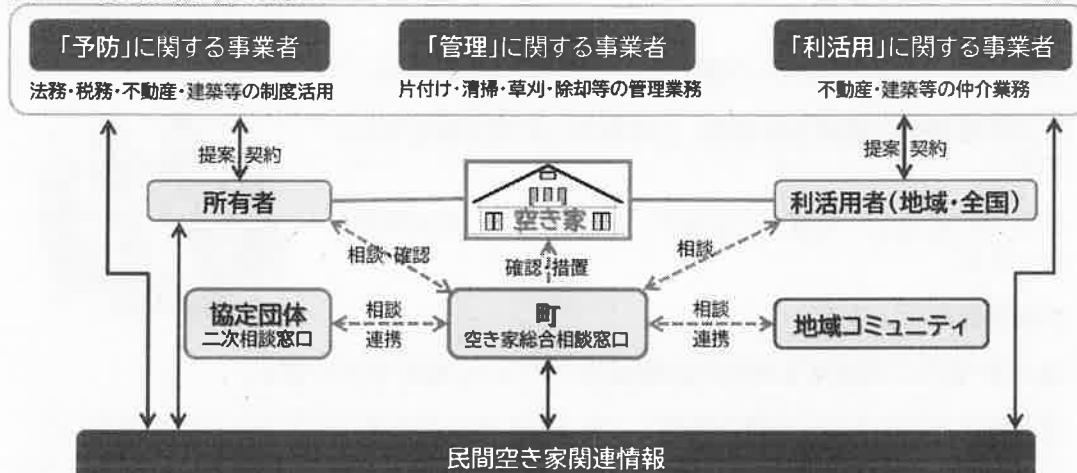
3-1-12 民間空き家情報の活用

従来の空き家等対策の入り口は、所有者からの相談、地域住民からの苦情を中心とした通報となっていますが、空き家は、時間が経過するほど問題が複雑化し、解決に長い時間と多大な労力が必要になります。町への相談や通報を待つことなく、所有者と地域事業者が繋がりやすい環境を整備することで、所有者による自主的な予防・管理・活用を促します。

町は、専門事業者が整備する空き家データベースを活用し、空き家の実態を把握するとともに、空き家の予防策の周知を行い、困難事案・特定空家対策を進めます。

民間事業者は、データベースから不動産情報を仕入れ、活発な経済活動を行い、所有者は自ら解決策を探すことが容易になります。地域の民間活力を最大限に活用し、空き家の発生しにくい地域・空き家の問題解決がスムーズな地域を目指します。

図 18 官民連携型空き家マネジメント

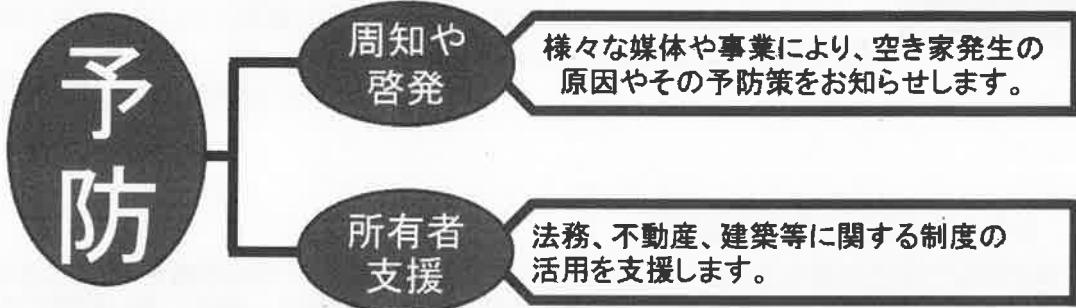


併せて、個別の空き家の取引だけにとどまらない、空き家群マネジメントを行う事業体の参入を促します。これにより、空き家・空き室、空き地など大磯町内の遊休資産を居住用・事業用、趣味用等の多様な用途に向けた活用を促進し、住環境の維持・地域の活性化を図ります。

3-2 具体的な施策

空き家の予防・管理・活用を大きな柱として、次の具体的な施策に取り組みます。

3-2-1 空き家の予防の促進



空き家等に関する実態把握を元に、多様な媒体で情報提供・意識啓発を行い、「一人一人が、空き家を予防する。」まちづくりを行います。

多様な空き家予防策を分かりやすく周知します。不動産の処分については、「所有者が生きているうちは手を付けられない」と答える親族が多く見受けられます。現代の長寿社会では、所有者が亡くなった時点で相続人も高齢者になり身体的・精神的そして金銭的にも有効な手段を実施できなくなっている可能性があります。事前に行う予防策やその準備について周知を行い、必要に応じて専門家への相談につなげます。

⇒⇒P14 2-4 行動目標②

- ① 広報おおいそ、ホームページ等による情報発信を行います。
- ② 固定資産税納税通知書を活用した所有者への個別周知を行います。
- ③ 区長連絡協議会や地域ケア会議等との連携による意識啓発を行います。
- ④ 出前講座を行います。
- ⑤ 空き家・住宅に関する税制上の優遇策・メリットの紹介を行います。
- ⑥ 所有者の死亡や転出、介護や療養などをきっかけに空き家になっている状況が多いため、戸籍や介護保険・障がい者福祉の担当窓口等での空き家総合相談窓口の周知を行います。
- ⑦ 情報提供については、町広報やリーフレット・ホームページ等での周知や対面での講演会・相談会を基本としますが、空き家の所有者は町外・国外に居住している場合もあるため「おおいそ防災・行政ナビ」やSNSなど多様な情報技術の活用を今後も検討していきます。
- ⑧ 空き家予防(対策)として、所有者・管理者は、権利の整理や境界の確定・測量、接道確保あるいは家屋の修繕など、様々な対策が必要になります。空き家の状況によって異なる対応策を知るためのセミナーや相談会を開催します。

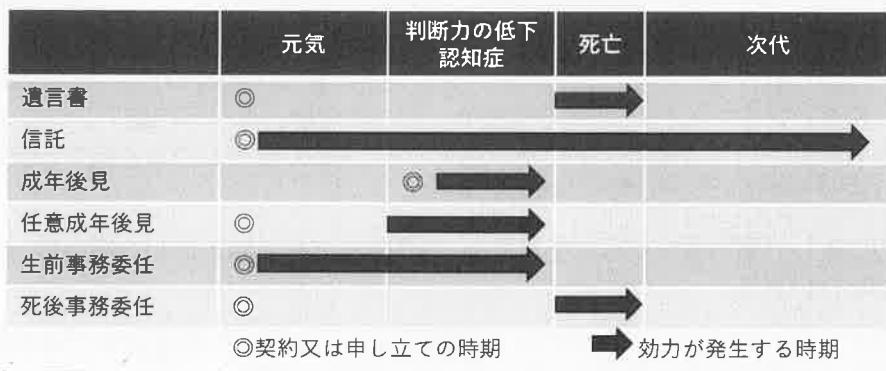


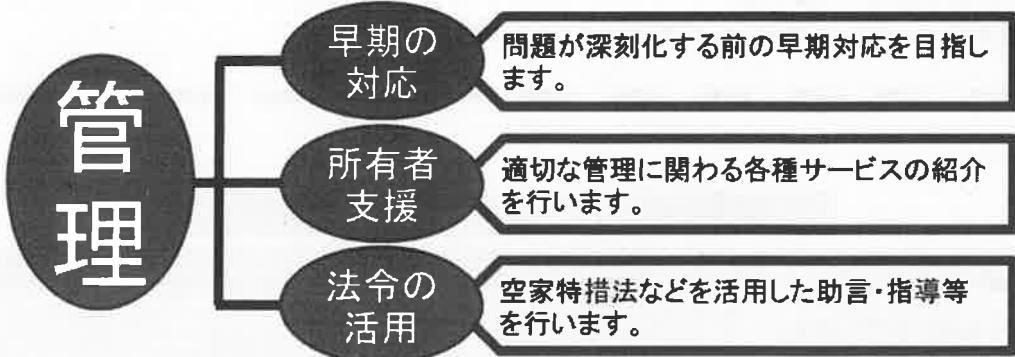
【参考】

ここにあるのは、一例です。
事業を行っている場合は、事業継承に向けた準備も必要です。

空き家予防やることリスト

| ToDo | | 相談先 |
|--|---|--|
| 1.土地・家屋の登記簿(法務局) | 所有者が亡くなっていたら、相続登記の手続きをしましょう。返済が終わったローンは消しておきましょう。 | 司法書士 |
| 2.公図、土地の図面 境界確定書 | 土地に境界杭があるか、現状と合っているか確認し、対策を行いましょう。 | 土地家屋調査士、ADR代理人 |
| 3.建築確認済証 家屋の図面 | 新耐震基準に適合しているか確認し、対策を行いましょう。 | 建築士 |
| 4.接道など | 建築基準法に適合しているか確認し、対策を行いましょう。 | 建築士 |
| 5.家系図の準備 (親の戸籍) | 親族の所在・連絡先は、確認しておきましょう。 | 弁護士、司法書士、行政書士 |
| 6.財産の把握 | 動産、不動産の所在などを確認しておきましょう。 | |
| 7.維持費・修繕費の準備 | 庭木の剪定費用・修繕費用等を見積もっておきましょう。 | 不要なものは計画的に処分 死亡保険金を充てるなど。 |
| 8.家財処分費の準備 | 家屋解体、家財処分費を見積もっておきましょう。 | |
| 9.公共料金等の固定費の準備 | 電気、水道、ガス、電話、固定資産税、火災保険料、警備費など | 領収書や通帳などで確認 |
| 10.長く家を空ける時は、ご近所の人や地域の役員の方と連絡先を交換しておきましょう。 | | |
| 11. 将来の 方針 | 遺言書 信託 成年後見制度 事務委任 | それぞれ決めておける範囲や時期が異なりますので、ご自分の状況に合わせた組み合わせで、対策をしましょう。 初期費用が掛かっても、年間維持費が少ないものや、初期費用が低くても、年間維持費や手間が掛かるものなど、経費や手間の掛かり方にも特徴があります。 |



3-2-2 空き家の適切な管理の促進

近隣住民や区長連絡協議会などから入手した通報・相談について、まずは現地確認を行い、行政が介入すべき状況にあるか判断した上で、必要な情報提供を所有者に行い、「所有者自身が空き家の適切な管理をする。」ことを支援します。

空き家の問題は、所有者が解決すべきものです。通報や相談の内容が、そのまま放置すると保安、衛生、景観等の地域住民の住環境に深刻な影響を及ぼしかねないと予見され、管理不全の状況が社会通念上許容しがたい状況にある場合は、所有者に空き家の状況を分かりやすく伝え、本人による適切な管理を促します。所有者の意向に沿って、二次相談窓口などの専門家へつなぎます。⇒ P14 2-4 行動目標③

- ① 適切な管理を促す場合には、ポスティングを行う他、不動産登記簿や固定資産税情報・戸籍情報や近隣コミュニティ情報も活用し、所有者や管理者・法定相続人の把握に努めます。個人情報の保護を前提に、地域からの通報・相談を受け、所有者自らが地域との連絡手段を持つように促します。
- ② 空き家は地域を構成する一部でもあります。コミュニティの中で、空き家の予防と問題解決をすることを支援します。
- ③ 空き家は時間が経過するほど建物自体が劣化し、権利関係も複雑になり、問題解決が困難になります。地域との連携を図り、空き家の早期把握を目指します。また、空き家問題への関心が高まる中、空き家に特化した団体の発足や企業との連携も検討し、空き家の早期発見・早期対応の体制構築を行います。
- ④ 空き家所有者からの相談は、空き家の管理方法や家財の整理や空き家の除却に関するものが多くなっています。空き家管理サービスや家財の処分や保管・リサイクルを行う事業者や除却を行う事業者情報の提供を行うとともに、空き家になる前から計画的に不要家財を減らすことなどについて周知します。
- ⑤ 周辺に著しい悪影響を及ぼす空き家が、特定空家として認定された場合は、法に則った対処を行います。
- ⑥ 管理不全空き家の初回相談受付から問題解決に至る経過を特定空家判断の資料として活用するため資料の長期保存について、検討を行います。



【参考】

空き家サービスの例(地域には、他にも同様のサービスを行う事業者があります。)

(一社) 大磯町シルバー人材センター
空き家等管理事業

空き家管理サポートします

空き家サポート業務とは

「空き家サポート業務」とは、あなたに代わって空き家を定期的に訪問し、点検するサービスです

建物の確認・・・破損・剥離

空き家の現状確認

建物の確認・・・破損・剥離
庭屋敷地内・・・雑草・庭木繁茂の状態
屋敷外周・・・隣家との境界雑草・庭木繁茂の状態
郵便受け・・・破損・チラシの回収と廃棄

現状の写真と報告書を送付いたします

オプション

△屋外清掃・除草 △機械除草 △樹木剪定
※ 機械除草・樹木剪定は安全作業のため、1現場につき2名1組以上の人数での対応を基本とします
△大工仕事 △塗装・一般ごみ処分
△その他ご家庭での一般作業を承ります。

料金については、依頼を受けた時点でご相談となります。

空き家管理登録者数

| | |
|---------------|-----|
| 平成 30 年度末…… | 4 人 |
| 令和元年度末…… | 5 人 |
| 令和 2 年 12 月末… | 3 人 |

ふるさと納税返礼品活用者数

| | |
|------------|-----|
| 令和 2 年 3 月 | 1 人 |
|------------|-----|

ふるさと納税返礼品活用者数

「空き家・空き地見回りサービス」始めました!

まずは、町シルバー人材センターに「ふるさと納税返礼品活用者数」について相談してください。

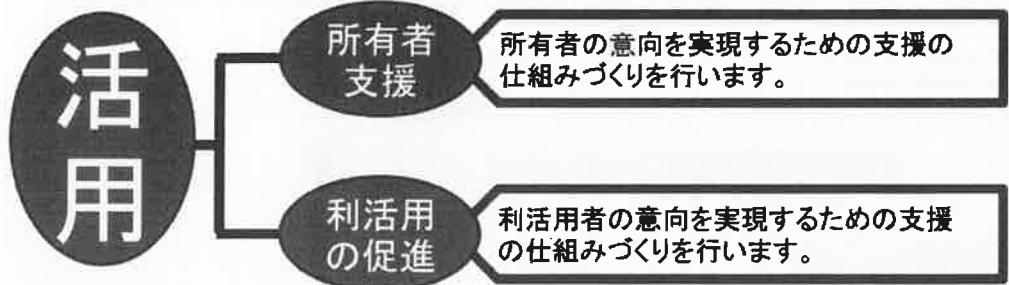
状況によっては、対応できなことがありますので、事前にご連絡ください。

家は、空き家になると急速に状況が進みます。定期的に家の状況を確認し、適切なタイミングでメンテナンスを行うことが大切です。遠方に引っ越したり、仕事の都合などで空き家の状態を確認することが大変な場合には、代行をお願いしてはどうでしょうか。

今回、「ふるさと納税の返礼品に新たに町シルバー人材センターの「空き家・空き地見回りサービス」が追加されました。屋根や外壁・郵便受け等の点検や庭木の繁茂状況を真正付けの報告書で確認できます。

町シルバー人材センター
TEL 0463-70-6241 FAX 0463-70-6243
受付 0:00~19:00 (土日祝日を除く)

26

3-2-3 空き家の利活用の促進

空き家が地域の負の資産とならないよう空き家の利活用を促進し、地域の活性化を図り「魅力ある快適なくらし空間の形成」を目指します。

空き家(除却した跡地を含む)の利活用を促進させるため、町ホームページに空き家情報と借りたい人の情報を発信します。全国版空き家バンクも活用し、空き家の利活用促進と地域の活性化を図ります。

利活用の好事例を積極的に周知することで、所有者の意識改革を行い、潜在空き家等の活用を促します。⇒⇒行動目標④



- ① 空き家空き地の活用を希望する所有者及び利活用希望者が抱える阻害要因を解決するため、関係各課や二次相談窓口を始めとした専門家などにつなぐ仕組みを構築します。町のエリアマネジメントや空き家に関する大磯町の対策を理解し協力する事業者・専門家やNPO・共同事業体を紹介できる仕組みの構築も行います。
- ② 住居専用区域が大部分を占める本町では、店舗や集会所としての利用が困難な地域もあります。また、狭小な道路に面しているため、通常では再建築が困難な空き家については、隣地との一体的な活用を進めるなど、まち並みや住環境を維持しながら、地域の活性化につながる空き家の活用を支援します。
- ③ 地域のポケットパークや災害時の避難所・観光交流施設などの公的施設としての活用や、住宅確保要配慮者向けシェアハウスとしての活用も有効です。建築基準法などの関係法令を遵守し、地域で不足している施設としての利活用を促進します。
- ④ 利活用希望者の中には、都会を離れた里山環境での居住を望む声もあります。新たな生活様式では、リモートワークを基本とし、必要に応じて都心部へ通勤するといった大磯町の立地的利点が高まります。この利点を最大限に活かす取り組みを促進します。
- ⑤ 昭和56年5月以前に建築された木造住宅については、住宅耐震補強工事の勧奨を行います。
- ⑥ 空き家等を利活用し創業しようとする場合に活用できる「大磯町創業者支援利子補給金交付制度」について周知を行います。国などが進める「空き家の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への活用」や「空家譲渡所得の3,000万円特別控除」あるいは「低未利用地の長期譲渡所得の100万円特別控除」などの関連施策や税制を周知します。
- ⑦ 空き家利活用者の支援として、国庫補助金などの支援策や町の将来的財政状況を見極めながら金銭的支援を検討します。

【参考】

地域の活用例



▲平成30年に閉店した和菓子屋



▲歯科医院（店舗があった場所）



▲ワインバーに生まれ変わった車庫スペース

【両親の家を貸家に】
ご両親が亡くなつてから、定期的に樹木の管理などはしているものの、大磯から電車で2時間以上かかる距離であつたため、頻繁に手入れに来るのは難しい状況でした。将来は孫にあたる娘が大磯に住みたいと希望していたこともあり、当初から手放すことは考

りました。
相談に乗つていただいた事業者の方や借主の方との出会い、そして、片づけを手伝つていた大勢の方とのつながりでうまくいった。皆さんのおかげですと、大いに喜んでいました。現在は、元々店舗だったところに歯科医院、車庫があつたところにワインバーができ、地域に憩いと安心を生んでいます。

あなたも空き家の
所有者になるかも…

必ずしも空き家になつても、「すぐに売れるだろう、貸せるだろう」、「処分できるだろう」と思つている方も多いと思います。しかし、いざ空き家になると様々な問題が発生し、手続きなどが思うように進まず、結局空き家を放置することになつてしまふことが多いようです。

空き家は所有者だけの問題ではなく、近隣の方に迷惑を掛けてしまうことになります。空き家になつてから考えるではなく、空き家になる前から早めに準備をしておくことが、空き家の解消につながります。お困り事やお悩みがあれば、ぜひ「空き家総合相談室」へご相談ください。

こんな利活用の
方法もあります

【空き店舗を活用して】

明治の創業で地域に長く親しまれた和菓子屋が店じまいを決めたのは、平成30年1月頃。店を開じた後は、アパート経営、土地を売つて引っ越しなど、色々と悩んだ末「和菓子屋だつ

た部分を貸店舗にし、慣れ親しんだ自宅にそのまま住み続けることにした」と町の空き家総合相談室に相談があり、利活用について一緒に考えることになりました。

町では、課題解決のための相談先の選定を行い、今回は県居住支援協議会に加入する町内事業者の方に相談しました。

元々が店舗兼住宅であったところを貸し出すとなると、水道や電気を分ける作業や、店舗で使つていたショーケースや長年の間に少しずつ増えた家財の処理など、厨房機器をリサイクル出

すなど、店じまいと貸出しの準備にはたいへんな時間と労力が掛かつたとのことです。

今回の利活用では、家族の意見が一致し、相談役になつた町内事業者の方や地元の若い人たち、また、和菓子屋当時の取引先などの大勢の方々に助けられ、どうにか付けができたと感謝の言葉がありました。

駅近くの物件なので、早く借り手が見つかると思っていましたが、町ホームページに掲載しても借主が見付かるまでは、意外に時間が掛かったのも事実です。店先に看板を出すなどの工夫もして、ようやく借主が見つかりました。

最終的に貸家にすることとし、

区切つた貸出しを検討されました。

研究者であつたお父様が残された大量の資料整理や、貸出しに向けて水回りや建具のり

番号が関連する協定を締結する不動産事業者が相談に対応しました。

フォームを行うことについては、空き家に関する協定を締結する不動産事業者が相談に対応しました。

第4章 特定空家等の判断に関すること

空家特措法第2条第2項では、特定空家の定義を次のとおり定めています。

- 1.そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 2.そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 3.適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- 4.その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

空き家特措法第9条第2項に基づく立入調査及び空家特措法第14条に基づく措置は、いずれも特定空家等の所有者にとっては不利益を伴う処分を含みます。

特定空家等の判断基準や、特定空家等の所有者等に対して必要な措置を助言・指導する段階から、最終的には代執行を行うに至る段階までの具体的な手続きの内容等を記載した国のガイドラインを基本に、本町の実情に応じた判断基準までを定めます。

4-1 特定空家等の判断基準

空き家に関する通報や相談を受けた場合には、行政が介入すべき状況であるか、法による措置以外に有効な手法が存在しないかを現地調査や所有者調査で客観的に確認し、適正な管理を促す通知や二次相談窓口などによる情報提供を実施した上でも改善等がみられない場合に、特定空家等調査班により空家の状況と周辺地域に悪影響が及ぶ可能性があるかを調査し、大磯町空家等対策協議会での協議を経て、町が認定を行うこととします。

特定空家として認定後の措置については、特定空家等対策庁内連絡会において対応を行い、大磯町空家等対策協議会へ報告を行うこととします。

4-1-1 行政の関与の要否の判断と他の法令等に基づく諸制度との関係

空き家は私有財産であり、所有者や管理者・法定相続人との接触を試み、相当程度の猶予を設けて対処します。ただし「行政として過失なく所有者等を確知できないとき」は、別とします。

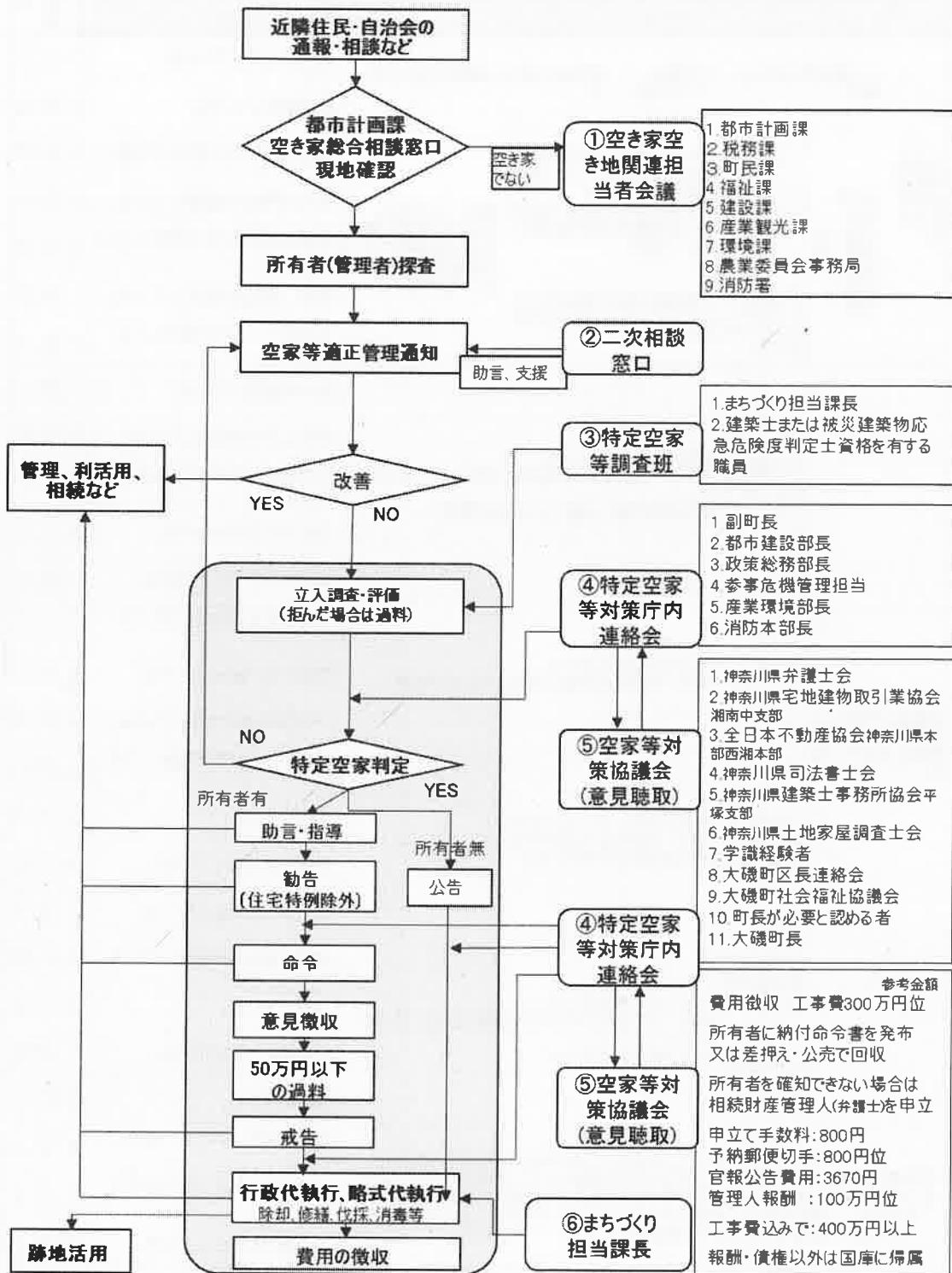
地域コミュニティや民間資本の手法、関連する法令に照らして対処・指導できないものに限り、行政として介入すべき必要性と妥当性を客観的に判断します。

4-1-2 特定空家等の判断に関わる組織

| 特定空家等調査班 | |
|----------|-----------------------------|
| 班長 | 都市計画課まちづくり担当課長 |
| 副班長 | 建築士又は被災建築物応急危険度判定士資格等を有する職員 |

| 特定空家等対策庁内連絡会 | |
|--------------|----------|
| 会長 | 副町長 |
| 副会長 | 都市建設部長 |
| 委員 | 政策総務部長 |
| 委員 | 参事危機管理担当 |
| 委員 | 産業環境部長 |
| 委員 | 消防本部消防長 |

4-1-3 特定空家等の判断フロー



4-1-4 大磯町特定空家判断基準

| 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」 | | | 総合評価 ①か②又は③に該当 | 該当現状 | 近隣影響 | 予見 | |
|--|-----------------------------|--|---|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ①建築物が倒壊等するおそれ ②屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれ ③擁壁が老朽化し危険となるおそれ | □ 構造耐力上主要部分の損傷等 □ 目視 | イ 建築物の著しい傾斜 (I) 基礎及び土台 (II) 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等 | 下げ振り(1/20超) 建築物に著しい傾斜が見られるか | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎に不同沈下がある。 ・柱が傾斜している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | (I) 基礎及び土台 | ・上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている。 ・土台に著しい腐食、損傷若しくは蟻害又は緊結金物に著しい腐食 | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎が破損又は変形している。 ・土台が腐朽又は破損している。 ・基礎と土台にずれが発生している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | (II) 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等 | ・地震時に建築物に加わる水平力に対して安全性が懸念される | <ul style="list-style-type: none"> ・腐食、破損又は変形している。 ・柱とはりにずれが発生している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | (I) 屋根ふき材、ひさし又は軒 | 全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐食があるか否か | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根が変形している。 ・屋根ふき材が剥落している。 ・軒の裏板、たる木等が腐朽している。 ・軒がたれ下がっている。 ・雨樋がたれ下がっている。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | (II) 外壁 | 全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否か | <ul style="list-style-type: none"> ・壁体を貫通する穴が生じている。 ・外壁下地が露出している。 ・外装材に浮きが生じている。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | □ 目視 | (A) 看板、給湯設備、屋上水槽等 | 転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持部分の接合状況など | <ul style="list-style-type: none"> ・看板の仕上材料が剥落している。 ・転倒している。 ・破損又は脱落している。 ・支持部分が腐食している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | (B) 屋外階段又はバルコニー | 全部又は一部において腐食、ひび割れや破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなど | <ul style="list-style-type: none"> ・腐食、破損又は脱落している。 ・傾斜している。 ・ひび割れ、破損がある。 ・傾斜している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | (C) 門又は塀 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点(環境条件・障害状況)と変状点の組み合わせ(合計点)により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価する。 | 擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度など | <ul style="list-style-type: none"> ・表面に水がしみ出し、流出している。 ・水抜き穴の詰まりが生じている。 ・ひび割れが発生している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」 | | 総合評価 ①又は②に該当 | 該当現状 | 近隣影響 | 予見 |
|--------------------------------------|---|-------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ①建築物又は設備等の破損等 | <ul style="list-style-type: none"> 吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。 浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ②ごみ等の放置、不法投棄 | <ul style="list-style-type: none"> 臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている 多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」 | | 総合評価 ①又は②に該当 | 該当現状 | 近隣影響 | 予見 |
| ①既存の景観に関するルールに著しく適合しない | <ul style="list-style-type: none"> 景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。 地域で定められた景観保全に係るルール(地区まちづくり計画、石神台指針など)に著しく適合しない状態となっている。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| ②周囲の景観と著しく不調和な状態である。 | <ul style="list-style-type: none"> 屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。 多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。 看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。 立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。 敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」 | | 総合評価 ①か②又は③に該当 | 該当現状 | 近隣影響 | 予見 |
| ① 立木等 | <ul style="list-style-type: none"> 立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。 立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| ② 空家等に住みついた動物等 | <ul style="list-style-type: none"> 動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある。 シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| ③ 建築物等の不適切な管理等 | <ul style="list-style-type: none"> 門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。 周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

〔参考様式1：第9条第4項 立入調査員証〕

(表面)

| | | | |
|----------------------|---|--------|---|
| | | ○○第〇〇号 | |
| 立入調査員証 | | | |
| 所 属 | | | |
| 職 名 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| (写真) | | | |
| 年 月 日 発行(年 月 日まで有効) | | | |
| ○○市長 ○○ ○○ 印 | | | |

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

(裏面)

| | |
|---|--|
| 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋) 第9条(略) | |
| 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 | |
| 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。 | |
| 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 | |
| 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 | |
| 注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 | |

特定空家等に対する措置実施にあたっては、国ガイドラインや行政不服審査法及び関係法令を参考に、適切に実施することとする。

各通知等には、下記を記載する必要性がある

- ① 措置の内容が特定空家等の全部の除却であり、動産等がある場合は、その動産の措置
- ② 代執行により発生した廃棄物や危険を生ずる恐れがある動産の処理
- ③ 相当の価値ある動産等や社会通念上処分をためらう動産への対応

参考資料

I 空き家に関する実態把握等

①空き家に関する相談の受付状況

平成27年3月に「空き家総合相談窓口」を都市計画課内に設置・開設しました。神奈川県居住支援協議会が設置している広域相談窓口の地域版として、主に空き家所有者からの相談業務(一次相談)を行っており、相談内容に応じ、関係各課との連絡・調整を行うほか、より専門的な相談については、広域相談窓口や各協定締結団体とも連携して問題解決を図っています。

図 19 年度別空き家相談受付状況

| 年度 | 空き家相談 | | | 苦情相談 | | | | 計 | 内空き地 |
|----------------------------|-------|----------|----------|-----------|--------------|----------|-----|-----|------|
| | 管理方法 | 貸したい売りたい | 借りたい買いたい | 草木害虫やゴミなど | 屋根などの飛散・倒壊など | 防犯・防火上危険 | その他 | | |
| H27 | 4 | 3 | 10 | 35 | 7 | 3 | 0 | 62 | 8 |
| H28 | 3 | 4 | 14 | 33 | 5 | 3 | 1 | 66 | 8 |
| H29 | 5 | 7 | 11 | 42 | 0 | 5 | 2 | 72 | 18 |
| H30 | 3 | 6 | 22 | 19 | 15 | 1 | 0 | 66 | 7 |
| R元 | 9 | 13 | 17 | 15 | 16 | 3 | 0 | 73 | 4 |
| R02 <small>12月末</small> | 11 | 8 | 34 | 21 | 10 | 0 | 0 | 85 | 0 |
| 合計 | 35 | 41 | 108 | 165 | 53 | 15 | 3 | 424 | 45 |

所有者相談では、空き家の管理方法を尋ねる内容ものが多くなっています。利活用相談では、住宅や店舗を探す個人の他に、ビジネスや実証実験の場として、個別の空き家だけではなく、大磯町全体を集合体として活用したいと希望する企業や団体からの相談も受け付けています。

相談内訳は、苦情が多い傾向ですが、近年は、所有者からの相談も増えています。また、苦情のうち、3分の1は継続案件であり、問題が長期化しているものもあります。

図 20 相談者別の相談受付件数

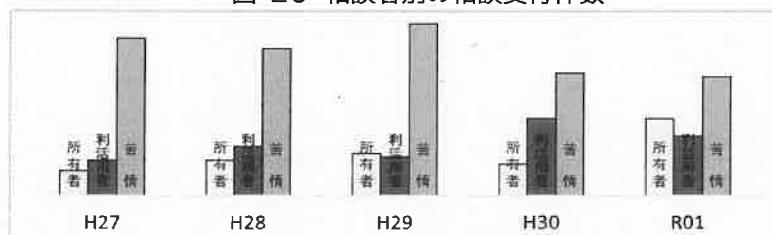
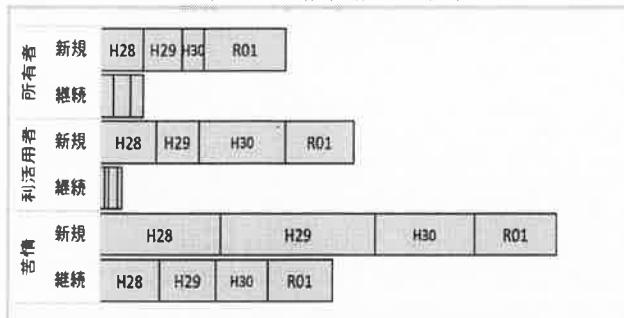
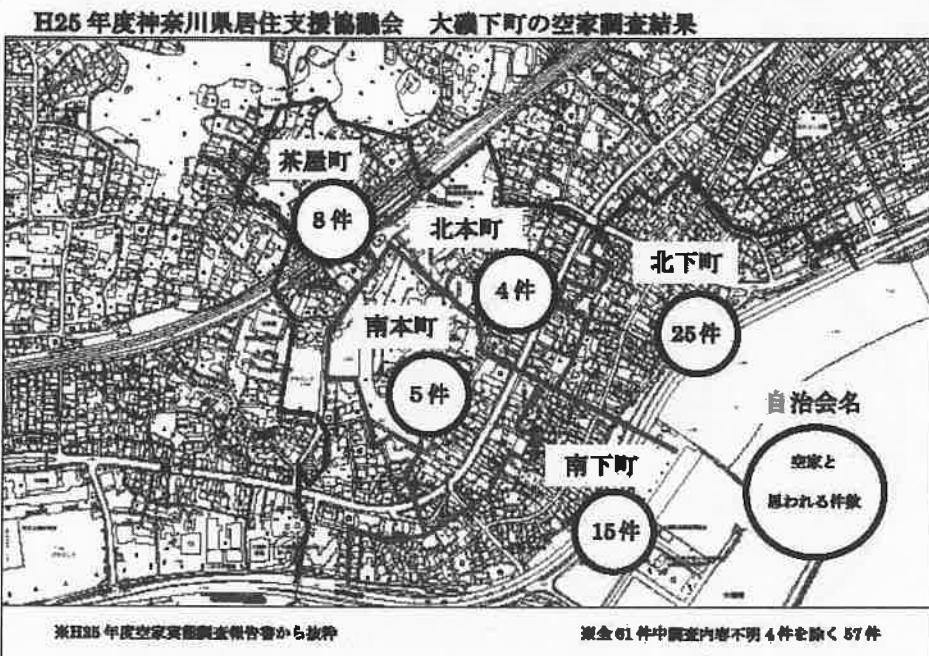


図 21 継続相談の割合



②平成 25 年 神奈川県居住支援協議会による空き家実態調査

下町地区(北下町、南下町、北本町、南本町、茶屋町)の目視による実地踏査により、集合住宅を除く 876 戸中、57 戸(調査不可物件 4 件を除く)が、空き家あるいは空き家の可能性がある(空き家率 6.5%)として抽出されました。



目視により「空き家の疑いあり」とした建物を点数評価(門扉の施錠、雨戸の閉めきり、表札が無いなど 各1点)し、合計2点以上で「空き家の可能性があり」としました。

抽出された空き家は、敷地及び建物規模が極小～小規模の木造専用住宅(平屋の割合2割)がほとんどであり、外観の劣化等がみられる物件も半数を占めていました。



③平成 27 年 大磯市 来場者、出店者アンケート

大磯市・来場者アンケートの実施要領

実施日:平成 27 年 10 月 18 日

実施主体:大磯町

実施方法:大磯市会場内で来場者に手渡し、その場で記入していただき回収

回収数 :326 票

図 23 大磯町へ移住検討の有無

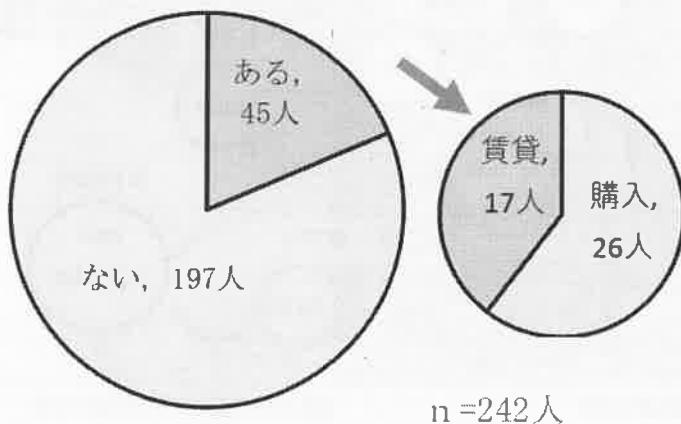
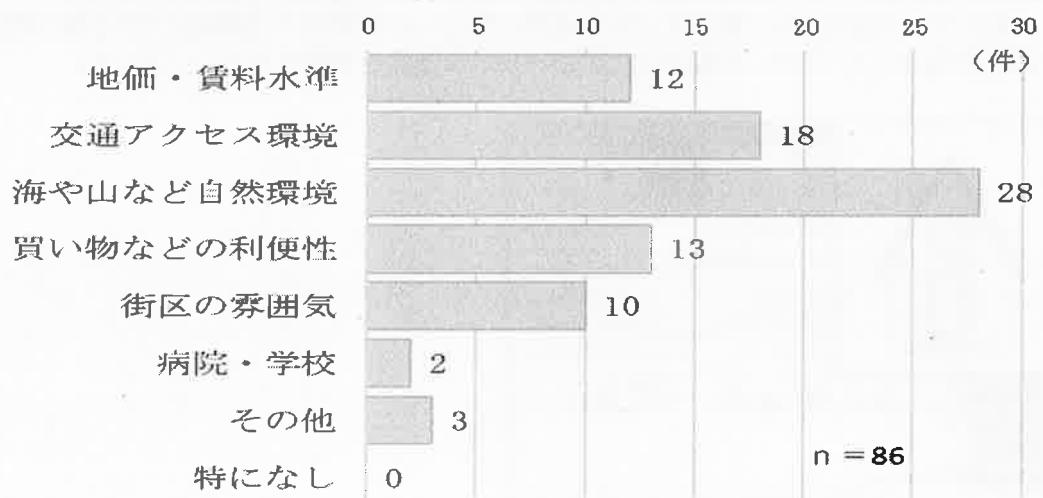


図 24 居住に際し重要視するもの



大磯市・出店者アンケートの実施要領

実施日：平成27年12月24日～平成28年1月4日

実施主体：大磯町商工会・大磯市実行委員会

協力：大磯町

実施方法：大磯市サイトに出店者向けのWEBアンケートを掲載し記入送信

回収数：152票

図25 出店者の業態と大磯への拠点変更の意向

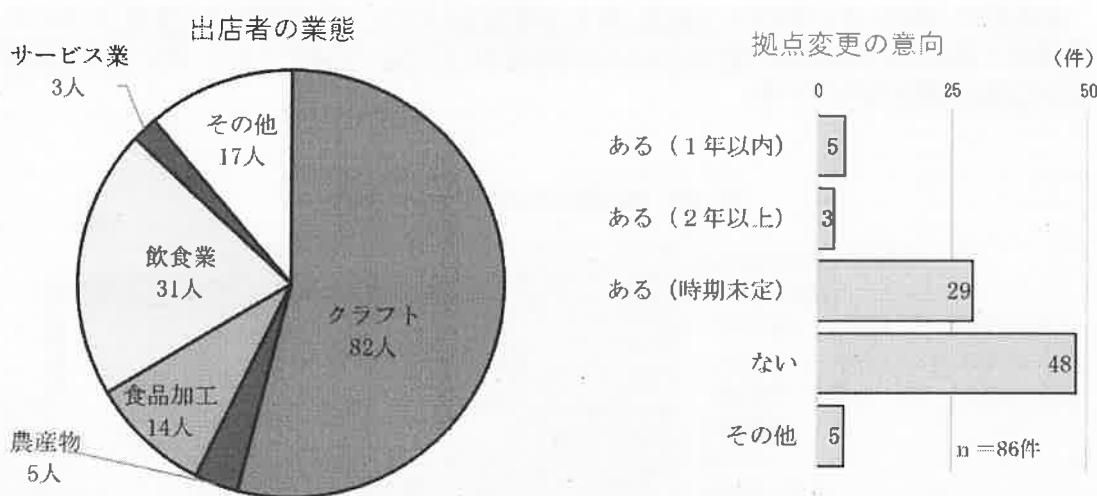


図26 出店者の現在の活動形態

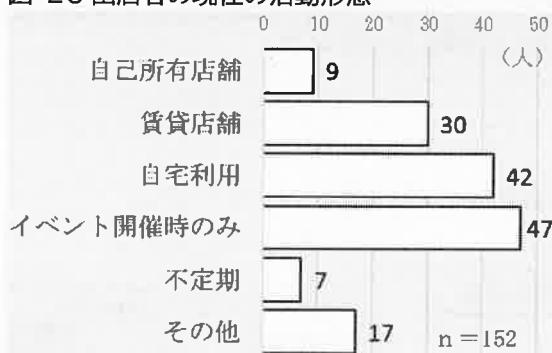
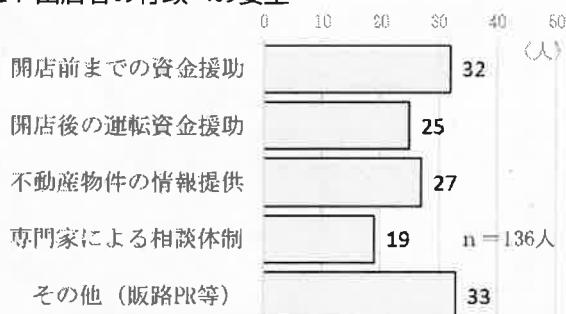


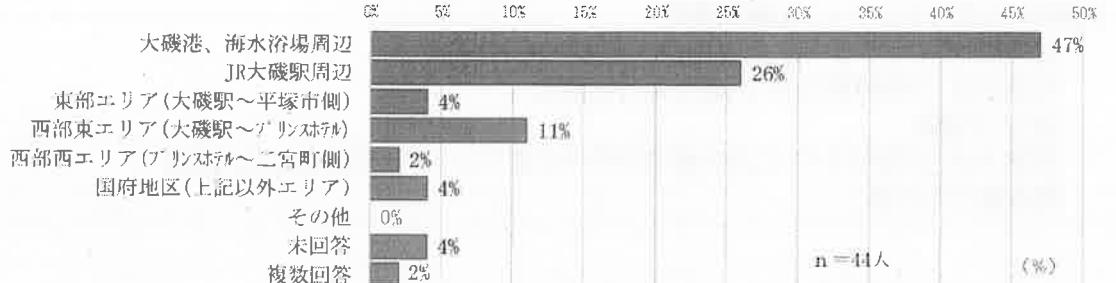
図27 出店者の行政への要望



大磯町空家等対策計画

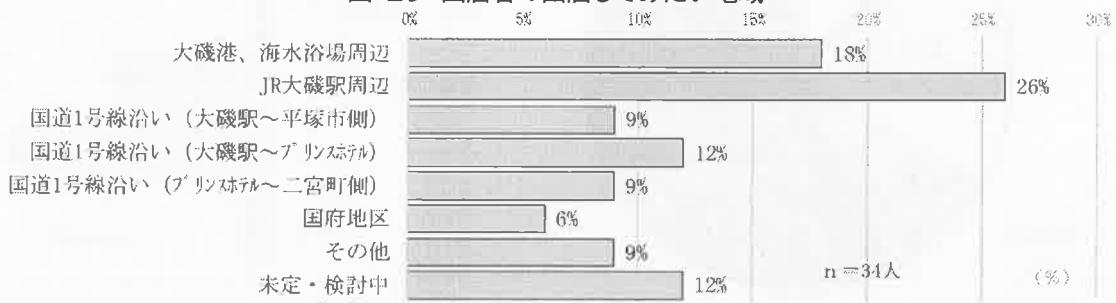
参考資料

図 28 来場者の居住してみたい地域



来場者が、居住したい地域は大磯港、海水浴場周辺(47%)、大磯駅周辺(26%)となり大磯地区で高い。その理由は、海や山などの自然環境(33%)、交通アクセス、買い物など利便性(15%)の順となっている。

図 29 出店者の出店してみたい地域



出店してみたい地域は、大磯駅周辺(26%)、大磯港や海水浴場周辺(18%)で、来場者と同じような傾向が見られる。その理由は、海や山などの環境的要因(25%)が一番多く、次いで大磯市への定期的な出店で集客を得ておる、常設出店でより売上げを増やしたいから(21%)、のんびりしている、静かだから(17%)の順になっている。

図 30 町のおよそのエリア分布



④水道休栓情報を活用した空き家調査

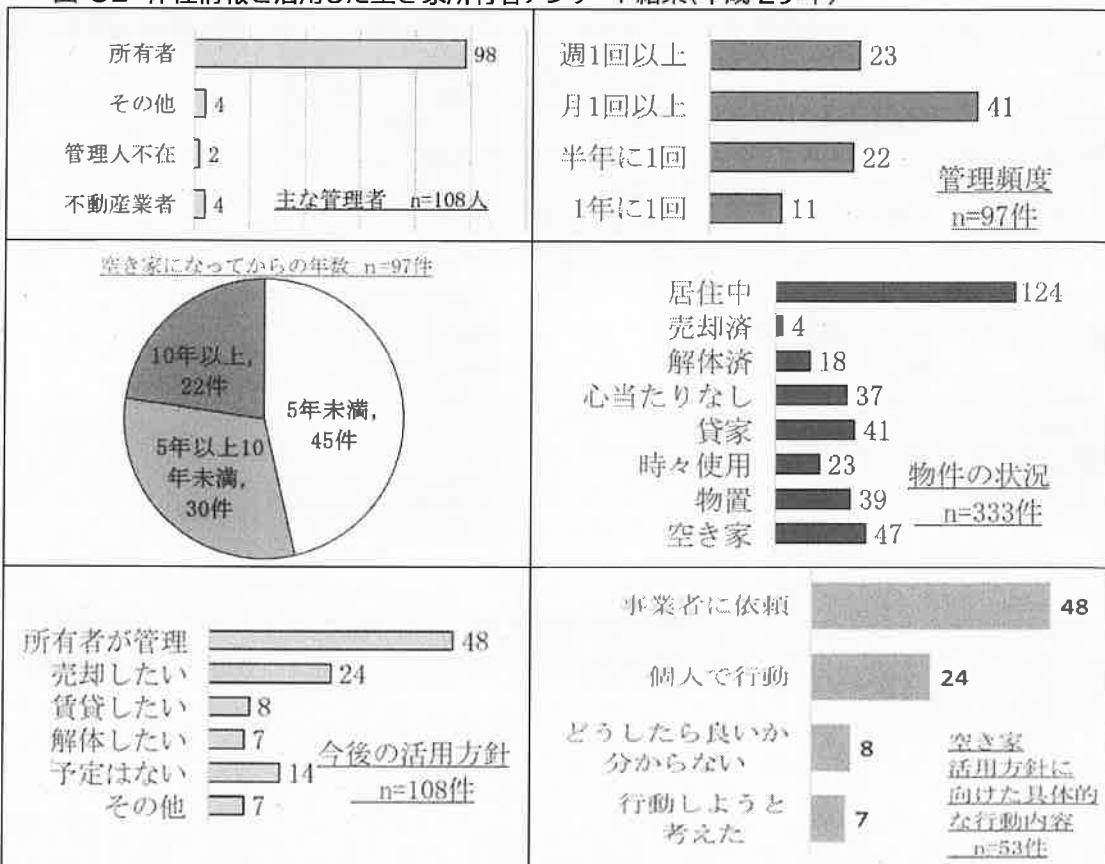
法第10条に基づき、神奈川県企業庁水道局より、町内の水道使用(休栓)情報の提供を受け、地区別空き家数を推計しました。

図 31 水道休栓情報による空き家率



町内全体の空き家率は11.6%で、大磯(14.6%)、国府本郷(13.2%)と人口密集地の空き家率が高くなっています。また水道休栓情報では集合住宅も対象となっているため、月京(22.6%)のように集合住宅が多く人口が少ない地域では空き家率が高くなる傾向にあります。空き家率=10月1日現在の水道休栓数÷1月1日現在の家屋台帳数

図 32 休栓情報を活用した空き家所有者アンケート結果(平成29年)



大磯町空き家等対策計画

参考資料
I 空き家に関する実態把握等

⑤平成30年 区長空き家マッピング調査における所有者意向調査

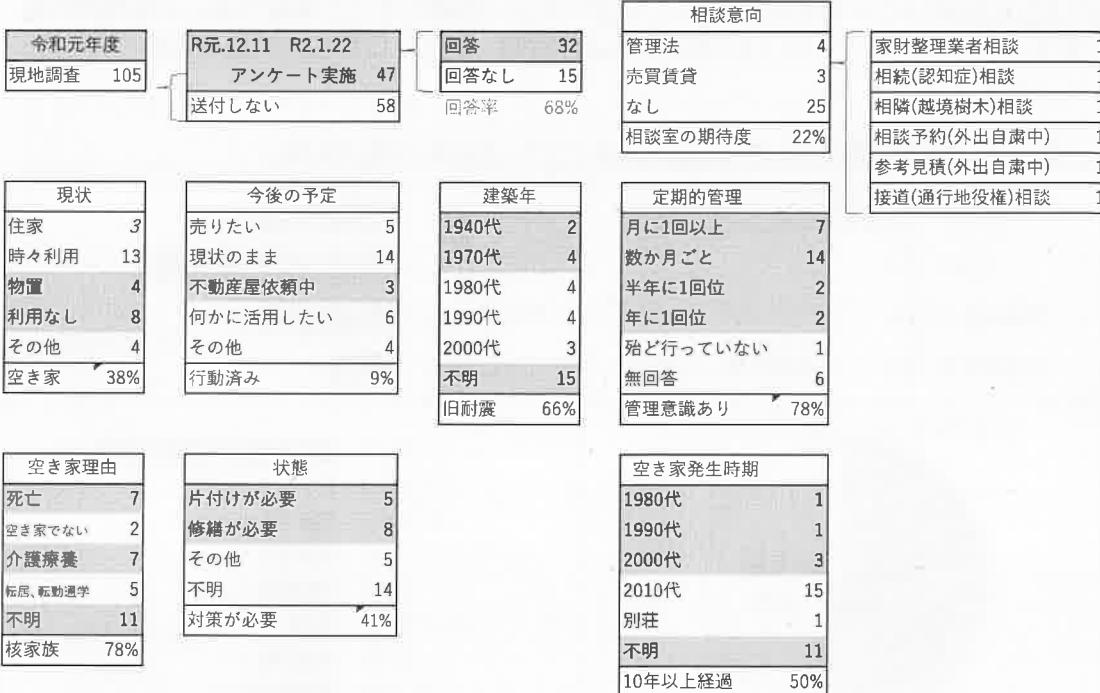
区長調査により226件の空き家と思われる物件の所在地を確認し、平成30～令和元年の2か年にわたり所有者に意向調査を行いました。

初年度



相談を希望する3件の所有者と、協定団体と町の3者で対応策を協議し、1件は空き家バンクに掲載し、1件は売買が成立しました。残りの1件は、相談継続中です。

2年度



相談を希望する6件について対応策を検討開始しましたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により外出自粛となり中断状態となっていました。令和2年6月から順次、相談を再開しています。

⑥大磯町空き家バンク

平成29年度から、空き家情報を町ホームページで公開しています。令和元年度から、全国版空き家⁸バンクへの情報掲載を開始するとともに、大磯町空き家バンク実施要綱を運用し、空き家利活用希望者の情報も公開しています。



図 33 空き家バンクの登録活用件数

| | 新規登録数 | | 年間活用数 | | 合計 | 参考)年度末数 | | |
|---------|-------|-----|------------|-------|----|---------|----|-----|
| | 空き物件 | | 利活用 希望者 | 年間活用数 | | | 住宅 | 店舗等 |
| | 住宅 | 店舗等 | | 売買 | 賃貸 | | | |
| H29 年度 | 1 | 0 | — | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| H30 年度 | 1 | 2 | — | 0 | 2 | 5 | 2 | 1 |
| R元年度 | 2 | 0 | 1 | | 2 | 5 | 1 | 1 |
| R2年12月末 | 1 | 1 | 16 | | 2 | 20 | 1 | 16 |

⑦空き家の譲渡所得の3,000万円控除(確認書交付実績)

| | 棟 | | | 枚数 |
|---------|------|----|-------------------|----|
| | 家屋付き | 更地 | 内拡大枠 ⁹ | |
| H28 年度 | 0 | 1 | - | 2 |
| H29 年度 | 1 | 0 | - | 2 |
| H30 年度 | 1 | 2 | - | 4 |
| R元年度 | 0 | 3 | 1 | 7 |
| R2年12月末 | 0 | 1 | 0 | 1 |

⑧低未利用地の長期譲渡所得の100万円控除(確認書交付実績)

| | 棟 | | 枚数 |
|---------|------|----|----|
| | 家屋付き | 更地 | |
| R2年12月末 | - | - | - |

⁸国土交通省で運用している「全国版空き家物権の検索サイト」で、公募により2事業者が実施している。大磯町では令和2年から株式会社LIFULLとアットホーム株式会社の両事業者が運営するサイトにも情報を掲載している。

⁹拡大枠 令和元年税制改正により老人ホーム等入所の場合でも状況により空き家譲渡所得の3000万円控除が活用できるようになった

II 各種統計情報や関連計画・見込み等

①高齢社会と空き家問題の関係性

空き家の所有者の9割近くが、50歳以上であり、50歳以上の1割が現住居以外に住宅を所有しています。また75歳を過ぎると認知症の有病率は1割を越え、加齢とともに上昇しています。また、令和元年度版高齢者50歳から75歳までの期間に適切な空き家予防・空き家対策を行い、高齢期を安心して過ごせるよう準備を行う必要があります。

図 34 全国の空き家所有者の年齢区分(令和2年空き家実態調査)

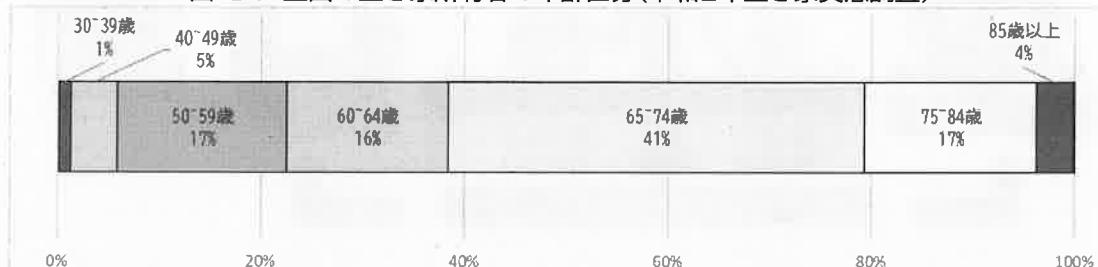


図 35 全国の現住居以外の住宅所有率(平成30年住宅土地統計調査)

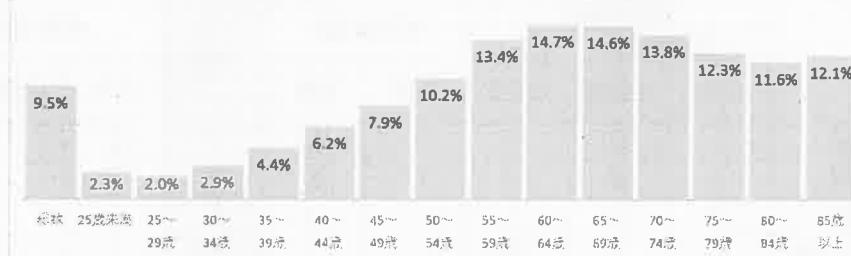


図 36 年齢別の認知症有病率(日本医療研究開発機構)

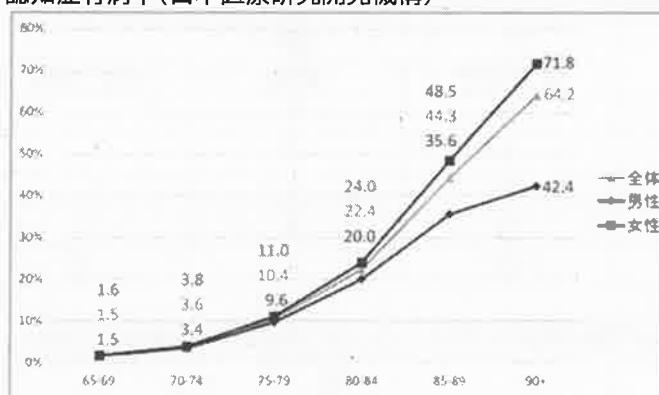
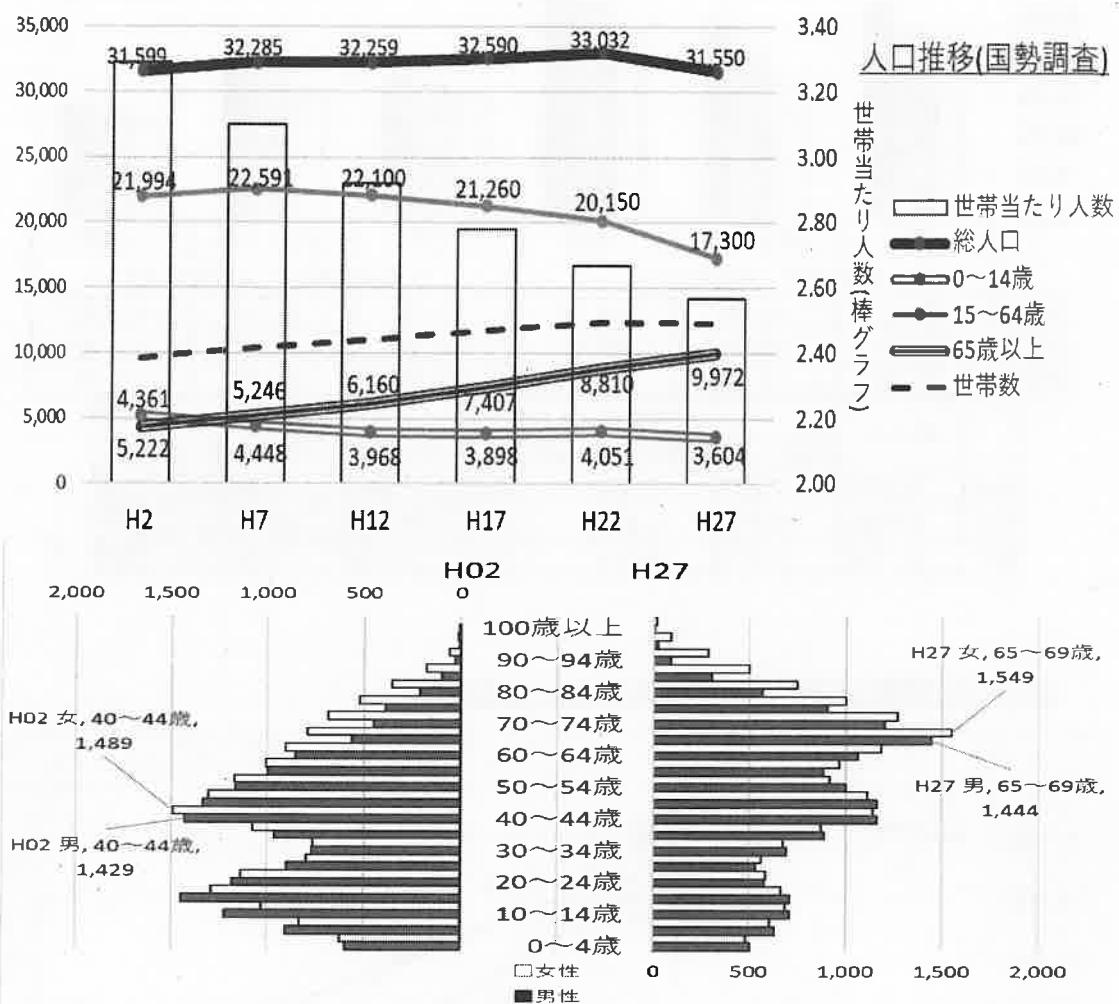


図 37 平均寿命の将来推計(令和2年度版高齢者白書)

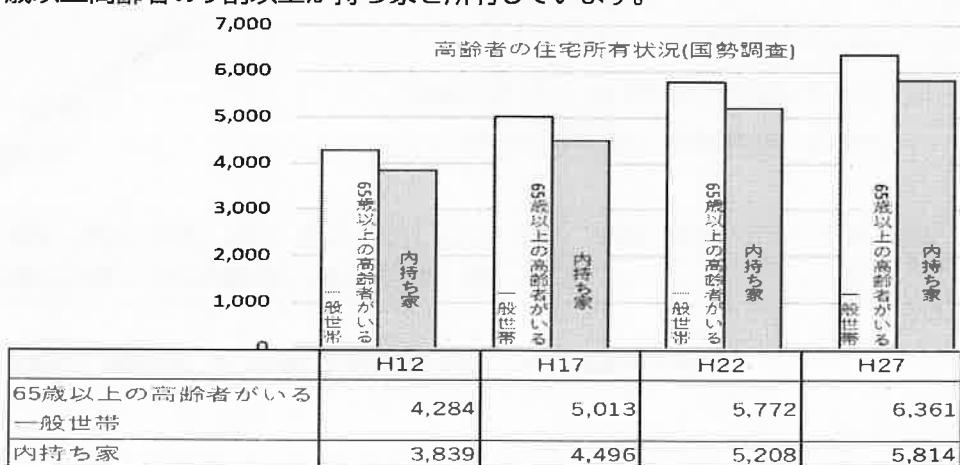
| | 令和2年 | 令和12年 | 令和22年 | 令和32年 | 令和42年 | 令和47年 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 男 | 81.34歳 | 82.39歳 | 83.27歳 | 84.02歳 | 84.66歳 | 84.95歳 |
| 女 | 87.64歳 | 88.72歳 | 89.63歳 | 90.40歳 | 91.06歳 | 91.35歳 |

②大磯町の高齢化と持ち家の状況(出典:平成27年国勢調査)

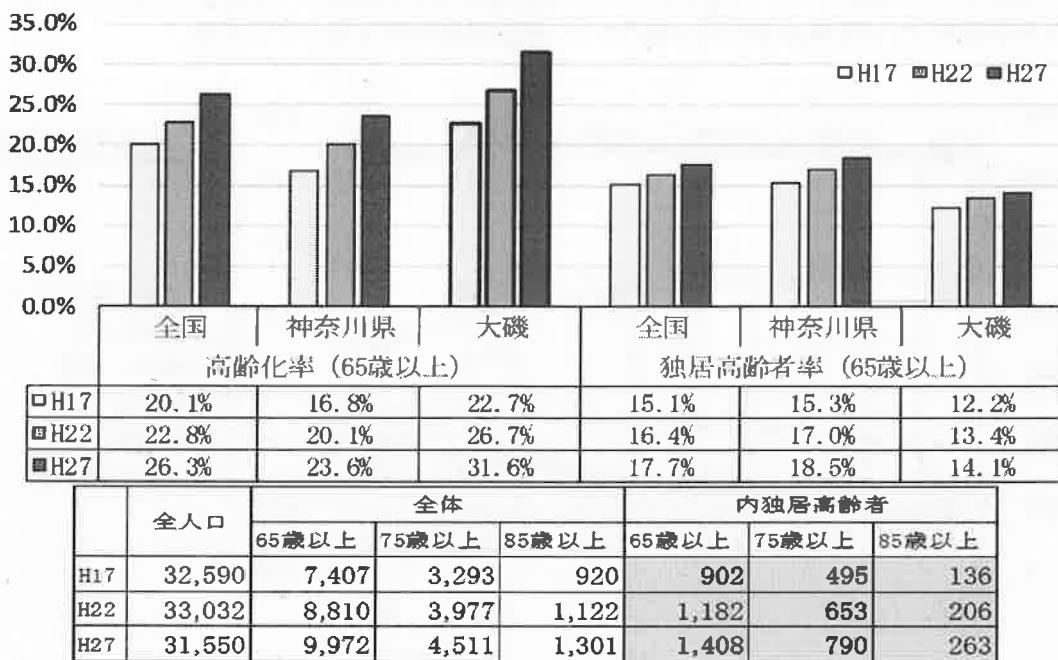
平成2年から平成27年の総人口の大きな変動はありませんが、団塊世代(昭和22年~24年生まれ)が65歳以上になったことで、高齢者割合が上昇しています。



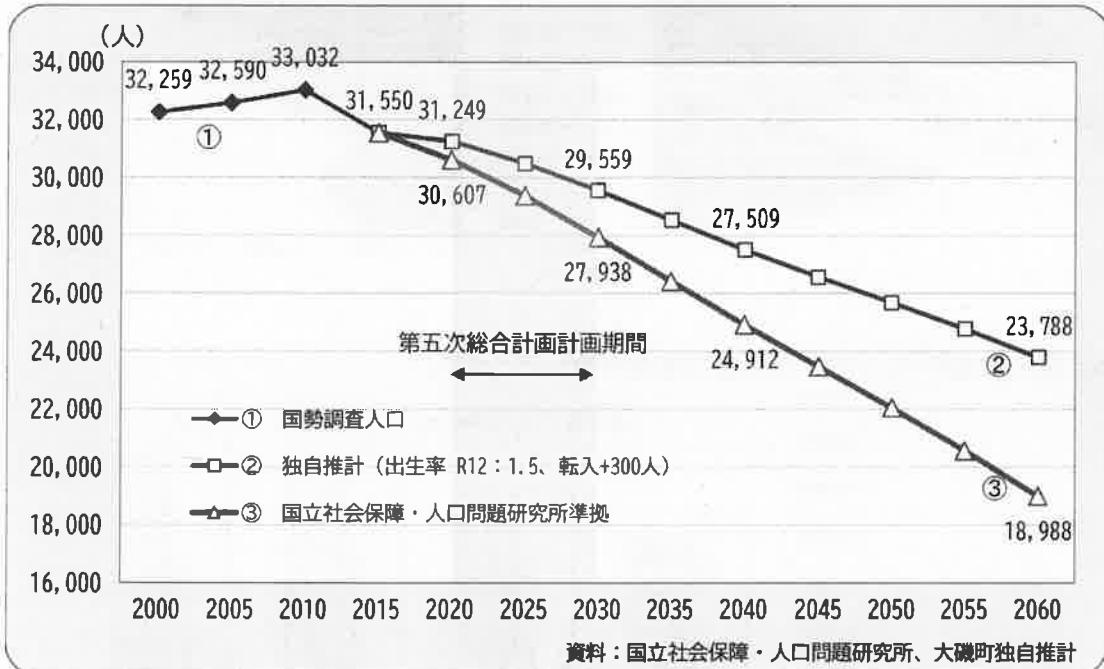
65歳以上高齢者の9割以上が持ち家を所有しています。



H17以降の高齢化率(国勢調査)



③将来人口推計(出典:大磯町人口ビジョン・総合戦略)



大磯町の将来目標人口 出典:大磯町第五次総合計画 基本構想・前期基本計画

④要介護認定者数、認知症高齢者数の推計(出典:第七期介護保険事業計画)

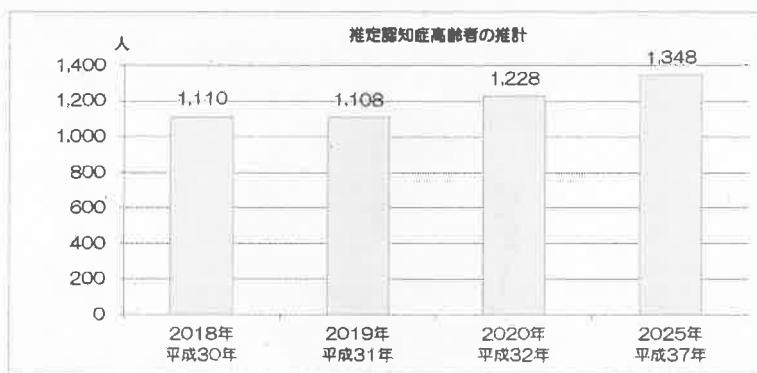
2025年(令和7年度)の要介護認定者数を策定時の1.3倍にあたる2,342人とし、認知症高齢者数についても1.2倍以上増加し1,348人に増えると推計しています。

介護保険認定者数の推移



| 年 度 | 第五期 | | | | 第六期 | | | | 第七期 | | | 第九期 | |
|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----|--|
| | 2012年 24年度 | 2013年 25年度 | 2014年 26年度 | 2015年 27年度 | 2016年 28年度 | 2017年 29年度 | 2018年 30年度 | 2019年 31年度 | 2020年 32年度 | 2025年 37年度 | 2025年 37年度 | | |
| 要支援1 | 203 | 214 | 221 | 217 | 261 | 251 | 266 | 269 | 280 | 329 | | | |
| 要支援2 | 212 | 227 | 224 | 210 | 208 | 196 | 191 | 188 | 194 | 225 | | | |
| 要支援計 | 415 | 441 | 445 | 427 | 469 | 447 | 457 | 457 | 474 | 554 | | | |
| 要介護1 | 290 | 286 | 373 | 373 | 409 | 391 | 400 | 406 | 412 | 482 | | | |
| 要介護2 | 253 | 279 | 258 | 253 | 244 | 257 | 270 | 288 | 302 | 344 | | | |
| 要介護3 | 189 | 212 | 201 | 211 | 210 | 205 | 224 | 235 | 245 | 293 | | | |
| 要介護4 | 226 | 215 | 247 | 248 | 220 | 237 | 254 | 282 | 310 | 373 | | | |
| 要介護5 | 198 | 189 | 182 | 201 | 202 | 212 | 223 | 233 | 249 | 296 | | | |
| 要介護計 | 1,156 | 1,181 | 1,261 | 1,286 | 1,285 | 1,302 | 1,371 | 1,444 | 1,518 | 1,788 | | | |
| 合計 | 1,571 | 1,622 | 1,706 | 1,713 | 1,754 | 1,749 | 1,828 | 1,901 | 1,992 | 2,342 | | | |

※各年9月末現在値。2017年以降は推計値。



大磯町空家等対策計画

参考資料
II 各種統計情報や関連計画・見込み等

⑤東海道沿線市町村の地価評価(住宅地)

大磯町への転入、出店を考えても最終的に地価等の高さがネックとなるとの実態があります。これは1区画あたりの敷地面積が近隣市等より比較的大きいため土地価格が高くなる傾向にあるためです。しかしながら東京への鉄道での通勤時間が1時間ほどであること、良好な地域環境等を考えると、東京圏全体でみれば相応の立地競争力を有しています。

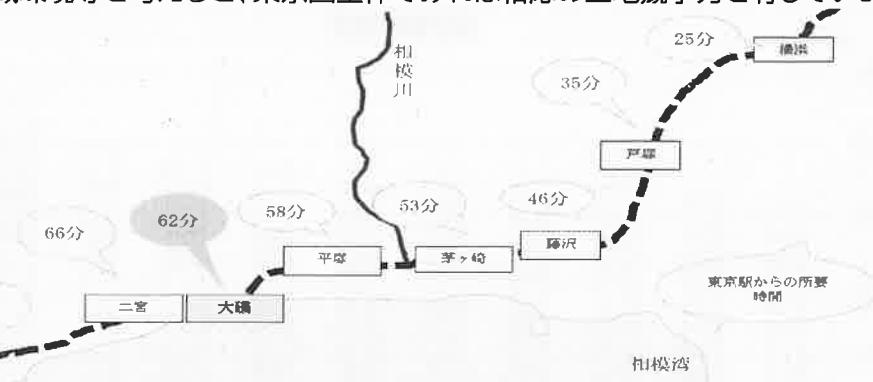


図 38 東海道線沿線にある各市町村の神奈川県地価調査(住宅地) (千円未満切捨て)

| | 小田原 | 二宮 | 大磯 | 平塚 | 茅ヶ崎 | 藤沢 | 横浜 |
|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| H28 | 108 | 90 | 119 | 128 | 187 | 204 | 220 |
| H29 | 106 | 88 | 116 | 126 | 188 | 205 | 222 |
| H30 | 105 | 85 | 112 | 122 | 188 | 204 | 226 |
| R01 | 103 | 83 | 109 | 120 | 189 | 203 | 229 |
| R02 | 101 | 80 | 105 | 118 | 188 | 203 | 230 |

図 39 三大都市圏 注文住宅・分譲戸建て・中古戸建ての購入価格 R020313発表

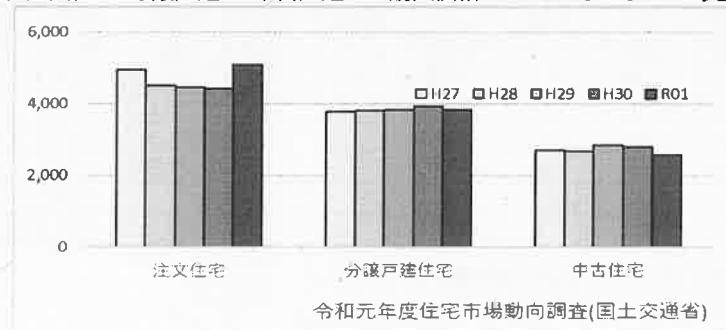
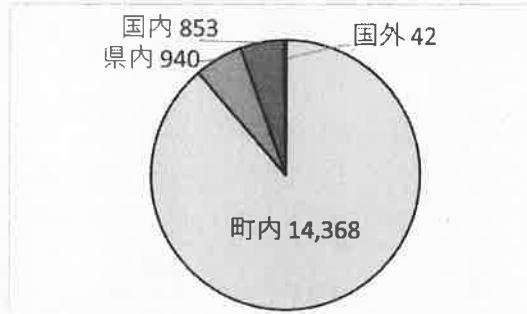


図 40 所有者の居住地 (H30 課税情報から)

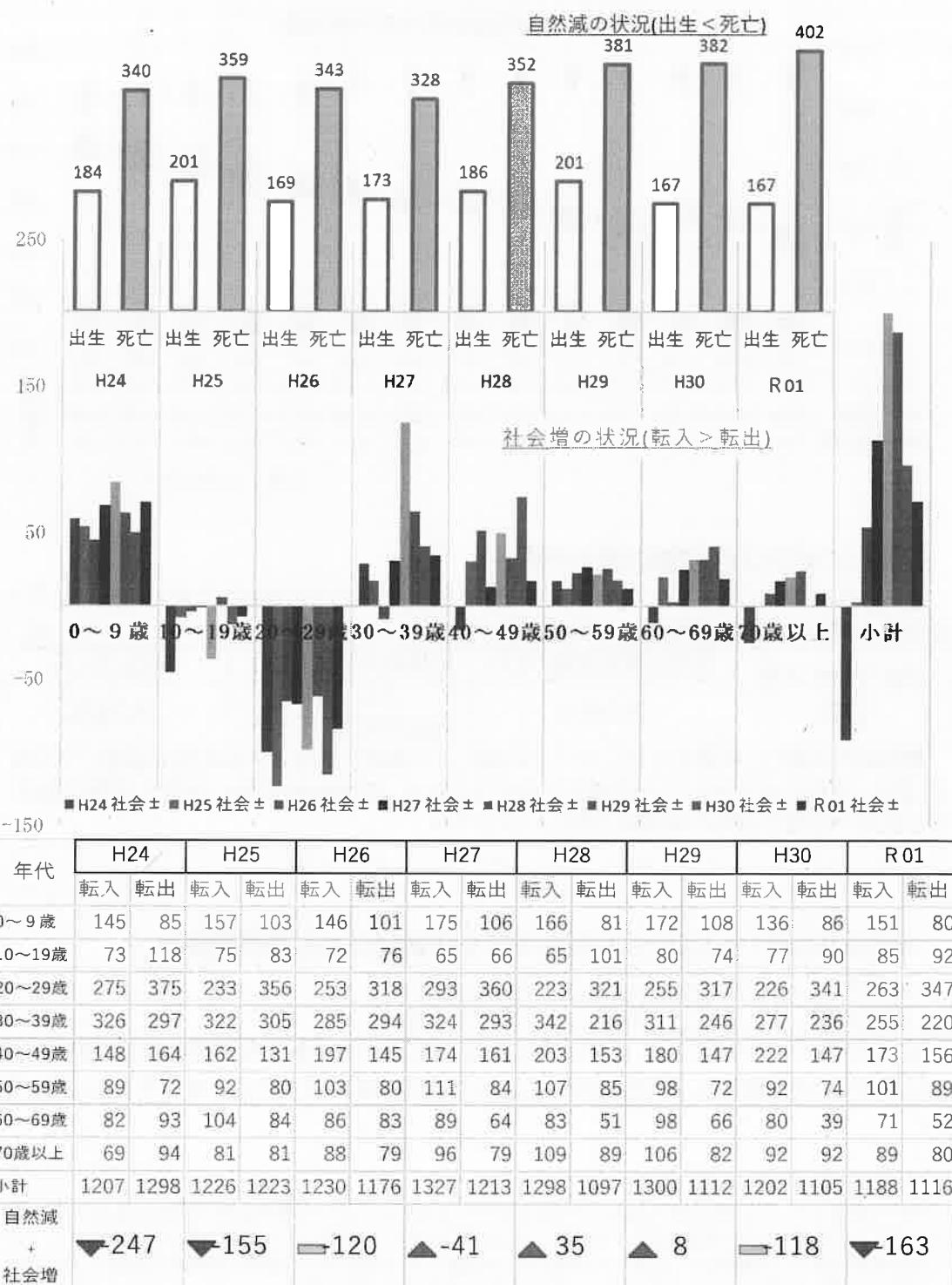


⑥人口の状況

大磯町では、出生数より死亡数が上回り、自然減の状況にあります。

また、10歳ごとの転出入を確認すると、20歳～29歳の学生・新社会人の年代で転出者が多く、30歳～49歳の働き盛りの年代の転入が多いことが分かります。合計では、転入が多く社会増の傾向にあります。自然減と社会増で総人口は、平成30年意向は減少となりました。

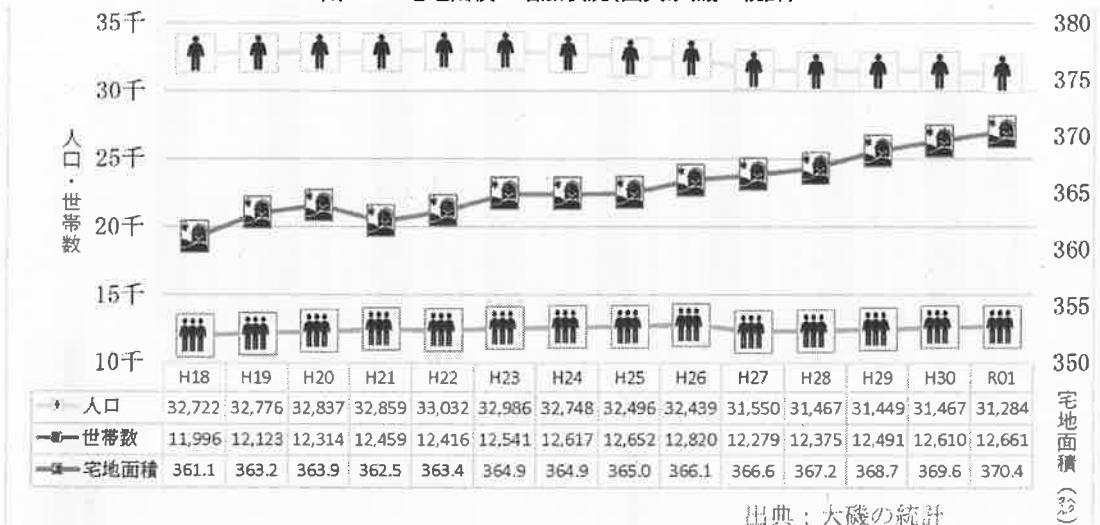
図 41 近年の人口動態(出典:神奈川県年齢別人口調査)



⑦宅地の状況(出典:大磯の統計)

平成 18 年を基準とすると平成 29 年の人口は約 4% 減の 31,500 人を割り込んでいますが、宅地面積については約 2% 増となっています。このまま農地や雑種地などの宅地化が進み、空き家の活用が行われないと住環境への悪影響のみならず、道路整備やごみ処理などへのコスト増も懸念されます。インフラ整備に投入した税金コストを回収するためにも、空き家の適切なリサイクルを促す必要があります。

図 42 宅地面積の増加状況(出典:大磯の統計)

⑧農地の状況(出典:農業委員会資料)

農業委員会資料「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」によると全体の 3.76% が遊休農地となっています。

| 平成 31 年 4 月 現在 | 管内の農地面積 ¹⁰ (A) | 遊休農地面積 ¹¹ (B) | 割合(B/A) |
|-------------------|---------------------------|--------------------------|---------|
| | 348ha | 13.1ha 対前年度 0.1ha 増 | 3.76% |

農業者の高齢化、後継者不足に加えて相続により農地を取得する非農家が増加しています。また、農地の多くが谷戸や斜面地に存在するため、農地面積が狭く、形状も複雑で効率的な営農が困難で農地の集積化が難しい状況です。

⑨空き地に関する土地の適正管理に関する相談受付(出典:環境課資料)

| 年次 | H28 | H29 | H30 | R01 |
|------|-----|------|------|------|
| 通知件数 | 9 件 | 10 件 | 10 件 | 16 件 |

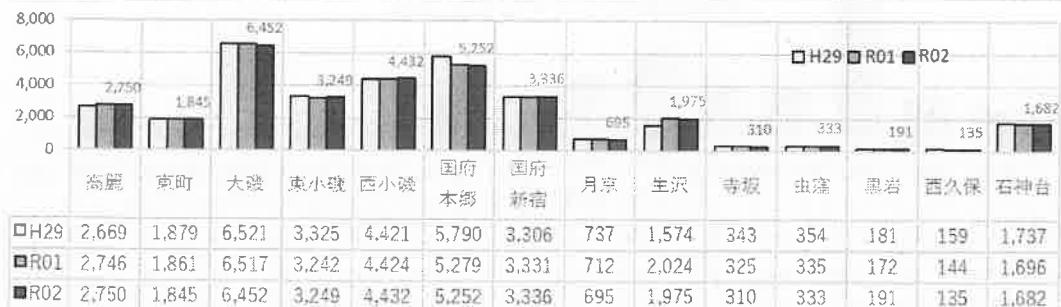
美しいまちづくり条例では、土地の所有者等に対し、土地の適正な管理と悪臭等の発生防止に努めることを規定し、町は違反行為に対し指導又は勧告を行うことができるとしています。

¹⁰ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地の合計面積

¹¹ 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した第 32 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する農地の総面積

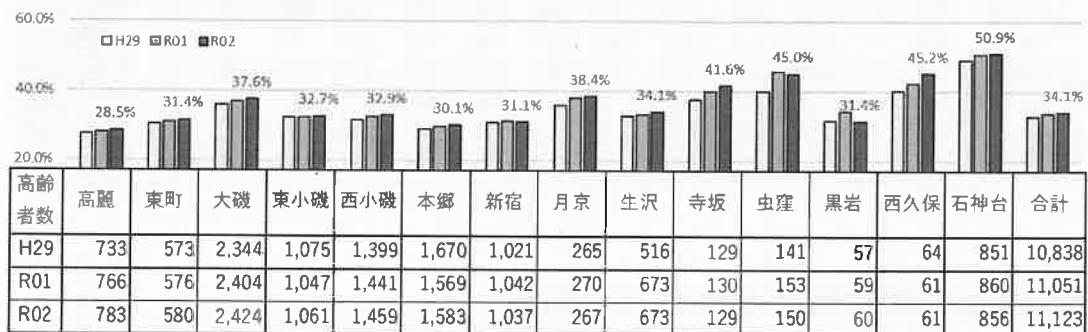
⑩大字別統計(人口、高齢化率、転出入、新耐震基準、相続の状況)

1. 人口(住民票集計)



2. 高齢化率(住民票集計)

10月1日現在の人口情報を確認すると、寺坂・虫塗・西久保では高齢化率が40%を超え、石神台では50%を超えています。



3. 転入・転出の状況(住民票集計)

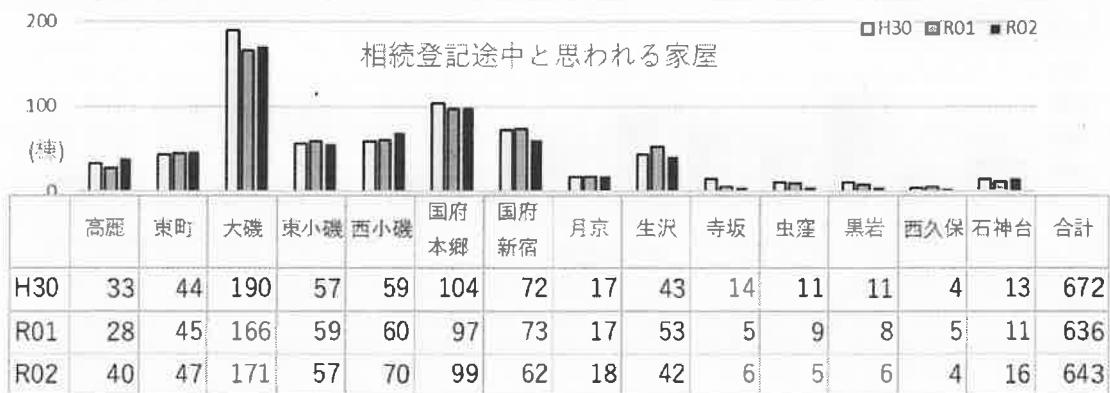
高麗では、平成29年から3年連続社会増になっていますが、年度により社会増と社会減になっている地区があります。月京、生沢、寺坂、虫塗、黒岩、西久保及び石神台では社会減の状況が続いているです。



大磯町空家等対策計画

参考資料
II 各種統計情報や関連計画・見込み等

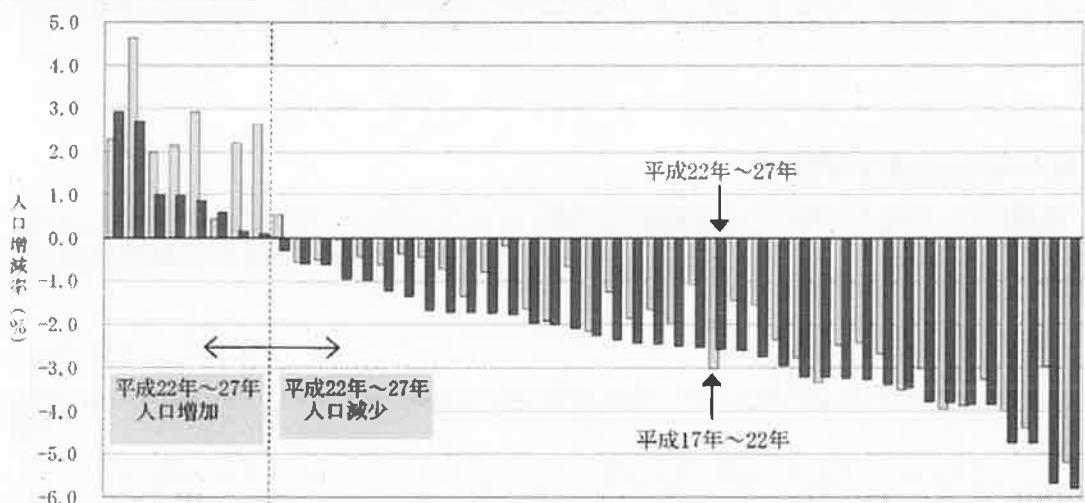
4.相続登記の状況(固定資産税課税資料)



5.新耐震基準の建物(固定資産税課税資料)



①都道県別人口増減率(出典:平成 27 年国勢調査)



沖東崎愛神福造千大広宮兵京崎石板静姫茨佐三北岐福富長大島奈宮新山島愛山鹿長徳岩山和高青福秋
繩京玉知奈岡賀樂阪島城庫都山川木岡本馬城川賀東海草井山野分取良崎潟口根媛梨兒崎島手形歌知森島田
県都県県川県県府県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県
県

(平成 27 年国勢調査 人口等基本集計結果)

III 関係法令等

○空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成 26 年 11 月 27 日号外法律第 127 号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するためには所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならぬ。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないとき

は、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 土国交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二七年二月政令五〇号により、本文に係る部分は、平成二七・二・二六から、ただし書に係る部分は、平成二七・五・二六から施行]

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○大磯町空家等対策協議会規則

令和2年3月27日大磯町規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町附屬機関の設置に関する条例(昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。)第2条の規定により設置された大磯町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)について、条例第3条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関し町長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 法務、不動産及び建築に関する学識経験者

- (2) 地域住民の代表者

- (3) 福祉、文化等に関する地域代表者

- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中に新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員(議長を除く。)の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 協議会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、空家等対策主管課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(会議の招集の特例)

第10条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

大磯町空家等対策計画

参考資料
III 関係法令等

○大磯町空家等対策協議会

令和2年10月1日～令和4年9月30日

| | | |
|-------------------------|--------------------|-----|
| ①神奈川県弁護士会 | まつした あや 松下 純 | |
| ②神奈川県宅地建物取引業協会 湘南中支部 | よしかわ みのる 吉川 稔 | |
| ③全日本不動産協会 神奈川県本部西湘支部 | おかもと まさのり 岡本 雅教 | |
| ④神奈川県司法書士会 | そだ ゆうじ 曾田 裕二 | |
| ⑤神奈川県建築土事務所協会 平塚支部 | せいた ひでき 清田 秀樹 | |
| ⑥神奈川県土地家屋調査士会 | すぎざき たかふみ 杉崎 敬文 | |
| ⑦学識経験者 | いざいし みのる 出石 稔 | 会長 |
| ⑧大磯町区長連絡協議会 | たかぎ としひろ 高木 敏宏 | 副会長 |
| ⑨大磯町社会福祉協議会 | こだま さだこ 児玉 佐妥子 | |
| ⑩町長が必要と認める者 | なみかわ たもつ 南川 保 | |
| ⑪大磯町長 | なかさき ひさお 中崎 久雄 | |

○民法(抜粋)

明治 29 年法律第 89 号

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(財産以外の損害の賠償)

第七百十条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

(相続の放棄の方式)

第九百三十八条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

(相続の放棄の効力)

第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

(相続の放棄をした者による管理)

第九百四十条 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

2 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

○大磯町美しいまちづくり条例(抜粋)

平成 23 年 10 月 4 日大磯町条例第 13 号

(土地の管理)

第 16 条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地が廃棄物の放置若しくは投棄、樹木、雑草等の繁茂又は害虫等の発生により、周囲に迷惑を及ぼすことがないように、その土地の適正な管理に努めなければならない。

(日常生活に伴う騒音、振動又は悪臭の防止)

第 17 条 何人も、日常生活において、地域の良好な生活環境を阻害し、不快感を与える騒音、振動又は悪臭による公害を生ずることのないよう自ら配慮し、生活環境の保全に努めなければならない。

(指導又は勧告)

第 18 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

○その他の関連資料等

1. 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(概要)(国土交通省資料)

| 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】 | |
|--|---|
| <p>「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされている。</p> | |
| 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項 | 二 空家等対策計画に関する事項 |
| <p>1. 基本指針の背景</p> <p>(1) 空家等の現状 ・所有者等に第一義的な管理責任 ・住民に最も身近な市町村による 空家等対策の実施の重要性 ②市町村の役割 ・空家等対策の体制整備 ・空家等対策計画の作成・必要な 措置の実施 等 ③都道府県の役割 ・空家等対策計画の作成・実施等 の実施 ④国の役割 ・特定空家等対策に関するガイド ラインの策定 ・必要な財政上の措置・税制上の 措置の実施 等</p> <p>2. 實施体制の整備</p> <p>(1) 市町村内の関係部局による連携体制 (2) 協議会の組織 (3) 空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備</p> | <p>3. 空家等の実態把握</p> <p>(1) 市町村内の空家等の所在等の把握 (2) 空家等の所有者等の特定及び意向の把握 (3) 空家等の所有者等に関する情報を把握する手段 ・固定資産税情報の内部利用 等 ・空家等対策計画の作成、必要な 措置の実施 等</p> <p>4. 空家等に関するデータベースの整備等</p> <p>5. 空家等対策計画の作成</p> <p>6. 空家等及びその跡地の活用の促進</p> <p>7. 特定空家等に対する措置の促進 ・ガイドラインを参考しつつ、「特定 空家等」の対策を推進</p> <p>8. 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置</p> <p>(1) 財政上の措置 (2) 税制上の措置 ・空き家の発生を抑制するための所得 税等の特例措置 ・市町村長による必要な措置の勧告を 受けた「特定空家等」に対する固定 資産税等の住宅用地特別の解除</p> |
| 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためには必要な事項 | 四 空家等対策計画の公表等 |
| | <p>1. その他所有者等の意識の醸養と理解増進 2. 空家等に対する他法令による諸規制等 3. 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等</p> |

空き家対策総合支援事業等 -令和2年度拡充事項等-



＜拡充＞

- ①【補】略式代執行の場合と同様に、行政代執行の際の除却費用(所有者の自主的対応が困難である場合に限る。)を補助対象とする。

国費率:2／5
※事後的に費用回収ができる場合は、国費の返納が必要

- ②【補】行政代執行等に関連する法務的手続等に要する費用を補助対象とする。
例) 行政代執行に向けた行政指導・措置の際に必要な弁護士相談など司法的手続き等の費用
国費率:1／2

＜要件の見直し（財務省予算執行調査を踏まえた見直し）＞

- ①【補】普及啓発、ワンストップの相談窓口の設置その他の空き家の発生を抑制する事業、隣地取引のコードインメートその他の空き家の活用と除却を支援する事業等の総合的な取組を空き家対策総合実施計画に位置付けることを要件とする。

- ②【補】不良住宅の除却の補助対象を、特定空家等と同趣旨のもの※に限る。

※以下のいずれかに該当すると認められるもの
・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

- ③【補】空家等対策計画の策定等に必要となる実態把握について、空家等対策計画に数値目標や空き家対策を推進する具体的な施策を記載することを要件とする。

- ④【交】空き家再生等推進事業による除却・活用の実施に当たって、空家等対策計画の策定を要件とする。

【補】空き家対策総合支援事業 【交】空き家再生等推進事業

2.「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)(概要)

| 市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる考え方を示すもの。 | |
|--|---|
| <h3>第1章 空家等に対する対応</h3> <p>1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」 2. 具体の事業に対する措置の検討 (1)「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等 ・固定資産税等の住宅用地特例に関する措置 (2)行政関与の要否の判断 (3)他の法令等に基づく諸制度との関係 3. 所有者等の特定</p> | <h3>第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項</h3> <p>・「特定空家等に関する措置」を講ずるか否かについては、(1)を参考に、(2)及び(3)に示す事項を勘案して、総合的に判断。 (1)「特定空家等」の判断の参考となる基準 ・空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を別紙に示す。 (2)周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か (3)悪影響の程度と危険等の切迫性</p> |
| <h3>第3章 特定空家等に対する措置</h3> <p>1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等への勧告 2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備 (1)立入調査 ・明示的な拒否があつた場合に、物理的強制力を行使してまで立入調査をすることはできない。 ・空家等を損壊させるようなことのない範囲内での立入調査は許容され得る。 (2)データベース(台帳等)の整備と関係部局への情報提供 ・税務部局に対し、空家等施策担当部局から常に「特定空家等」に係る最新情報を提供 ・抵当権等が設定されていた場合でも、命令等を行つに当たつては、関係権利者と必ずしも調整を行つ必要はない。</p> <p>3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導 (1)特定空家等の所有者等への告知 (2)措置の内容等の検討</p> | <p>4. 特定空家等の所有者等への勧告 (1)勧告の実施 ・固定資産税等の住宅用地特例から除外されることを示すべき。 ・勧告は書面で行う。 ・措置の内容は、規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内 (2)関係部局への情報提供 5. 特定空家等の所有者等への命令 (1)所有者等への事前の通知 ・(2)所有者等による公開による意見聴取の請求 ・(3)公開による意見の聴取 ・(4)命令の実施 ・命令は書面で行う。 (5)標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示</p> <p>6. 特定空家等に係る代執行 (1)実体的要件の明確化 (2)手続的要件 (3)非常の場合又は危険切迫の場合</p> <p>7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確定することができる場合 (4)執行責任者の証票の携帯及び呈示 (5)代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い (6)費用の徴収</p> <p>8. 必要な措置が講じられた場合の対応 ・所有者等が、勧告又は命令に係る措置を実施し、当該勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、特例の適用対象となる。</p> |

ガイドライン「別紙1」～「別紙4」の概要

〔別紙1〕そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

イ 建築物の著しい傾斜

ロ 基礎に不同沈下がある

・柱が傾斜している

・基礎が破損又は変形している

・土台が腐朽又は破損している

・屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

・屋根が変形している

・壁体を貫通する穴が生じている

・看板、給湯設備等が転倒している

・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している

・擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

2 擁壁表面に水がしみ出し、流出している

（1）建築物又は設備等の破壊等が原因で、以下の状態にある。

・吹付け石綿等が飛散し暴謾する可能性が高い状況である。

・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域

住民の日常生活に支障を及ぼしている。

・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を

及ぼしている。

（2）ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、

地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

〔別紙2〕そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

（1）建築物又は設備等の破壊等が原因で、以下の状態にある。

・吹付け石綿等が飛散し暴謾する可能性が高い状況である。

・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域

住民の日常生活に支障を及ぼしている。

・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を

及ぼしている。

（2）ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、

地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

〔別紙3〕適切な管理が行われていないことにより著しく損傷を被っている状態

（1）適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合してしない状態となっている。

・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合していない状態となっている。

・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

（2）その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま

放置されている。

・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。

・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。

〔別紙4〕その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

（1）立木が原因で、以下の状態にある。

・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

（2）空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の

日常生活に支障を及ぼしている。

・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境

に悪影響を及ぼすおそれがある。

（3）建築物等の不適切な管理が原因で、以下の状態にある。

・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易

に侵入できる状態で放置されている。

3. 固定資産税の住宅用地特例の除外(国土交通省資料)

(H27 税制改正)

空家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税等に関する所要の措置(固定資産税等)

空家の全国的な増加が懸念される中、空家の除却・適正管理を促進し、市町村による空家対策を支援する観点から、空家の存する敷地に係る固定資産税等について必要な措置を講ずる。

概要

「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)の規定に基づき、**市町村長が特定空家等(注)の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例(※)の対象から除外することとする。** (注)周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等

施策の背景

- 空家の総数(H25年10月1日時点820万戸)は増加し続けており、今後とも、人口減少により全国的な空家の増加が懸念される状況。
- 特に、管理が不十分になった空家は、火災の発生や建物の倒壊、衛生面や景観面での悪化等多岐にわたる問題を発生させることから、空家対策の重要性が高まっている。
(地方公共団体においても、空家の適正管理等に関する条例が401件(H26.10時点)施行されている。)
- このような適切な管理が行われていない空家が放置されることへの対策として、**固定資産税等の特例措置(人の居住の用に供する家屋の敷地に適用される住宅用地特例)を解除すべきとの指摘がある。**
- また、前臨時国会において「市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする」との規定を含む「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立したところ。
- 以上を踏まえ、空家の除却・適正管理を促進し、市町村による空家対策を支援する観点から、**固定資産税等の住宅用地特例に係る上述の措置を講ずることが必要。**

(※現行の住宅用地特例)

| | 小規模住宅用地 (200m ² 以下の部分) | 一般住宅用地 (200m ² を超える部分) |
|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 固定資産税の 課税標準 | 1/6に減額 | 1/3に減額 |



(参考)空家の特徴
-二次の住宅、別荘及びその他の(たまに賃貸あります人がいる)住宅
-賃貸用又は売却用の住宅:新築・中古を開わず、販賣又は売却のために空室になつてゐる住宅
-その他の住宅:上記の他に入りか住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居宅世帯が長期にわたり不在の住宅、建て替えなどのために取り壊す予定となっている住宅など

【管理が不十分な空家のイメージ】



参考

土地の全てが「小規模住宅用地」の場合の固定資産税額への影響(例)

住宅軽減が適用された課税標準額

| 住宅用地特例 | 小規模住宅用地 (200m ² 以下の部分) | 一般規模住宅用地 (200m ² を超える部分) |
|----------------|--------------------------------------|--|
| 固定資産税の 課税標準 | 1/6に減額 | 1/3に減額 |

| 課税標準額 | 土地(円) | 家屋(円) | 償却資産(円) | 合計(円) (千円未満切捨) |
|-------|---------------------------|-----------|----------|-------------------|
| 固定資産税 | 1,799,471 | 1,126,958 | 0 | 2,926,000 |
| 税額 | 算出税額(円) (令和2年の税率は1.4%) | | 差引年税額(円) | |
| | 固定資産税 | 40,900 | | 40,900 |

小規模住宅用地⇒商業地等の宅地として算定される

家屋は存在しているので、そのまま

| 課税標準額 | 土地(円) | 家屋(円) | 償却資産(円) | 合計(円) (千円未満切捨) |
|-------|---------------------------|-----------|----------|-------------------|
| 固定資産税 | 7,557,778 | 1,126,958 | 0 | 8,684,000 |
| 税額 | 算出税額(円) (令和2年の税率は1.4%) | | 差引年税額(円) | |
| | 固定資産税 | 121,500 | | 121,500 |

このケースの場合、年間80,600円の負担増になります。

土地だけを勧告前の状況と見比べると・・・ $1 \times 6 \times 70\% = 4.2 \Rightarrow 4.2$ 倍になります。

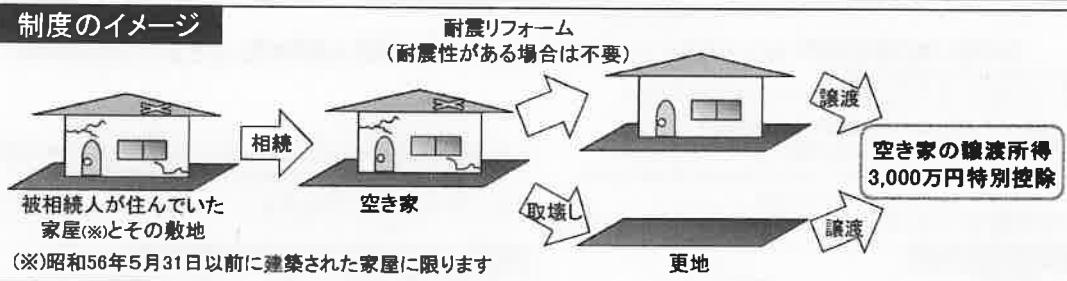
4. 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除(国土交通省資料)

(H28税制改正・H30改～R5.12.31)

空き家の発生を抑制するための特例措置 (空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)について

空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、耐震リフォーム又は取壊しをした後にその家屋又は敷地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円を特別控除します。

制度のイメージ



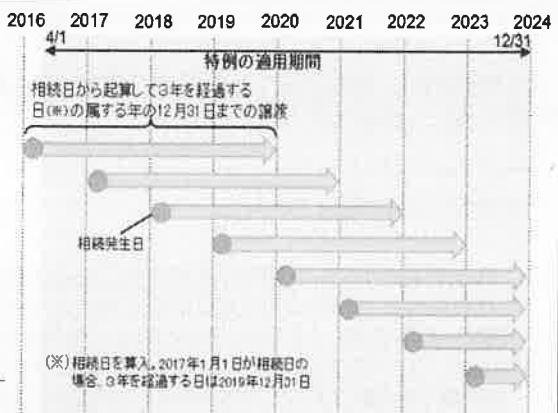
平成31年度税制改正のポイント

これまでには、相続開始の直前まで、被相続人が家屋に居住している場合のみが適用対象でしたが、平成31年4月1日以降の譲渡について、要介護認定等を受け、被相続人が相続開始の直前まで老人ホーム等に入所していた場合も、一定要件を満たせば適用対象となります。※要件の詳細は2ページ以降参照

相続発生日を起算点とした適用期間の要件

特例の適用を受けるための、空き家・敷地の譲渡日は、以下の2要件を共に満たすことが必要になります。

- ①相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までであること。
- ②特例の適用期限である2023年12月31日までであること。
※被相続人が相続開始直前に老人ホーム等に入所していた場合については、2019年4月1日以降の譲渡が対象です。



特例を受けるための手続き

家屋所在地の市区町村にて「被相続人居住用家屋等確認書」の交付申請
※2ページ～3ページ参照

お住まいの管轄税務署にて確定申告
※3ページ参照

特例適用

5. 低未利用地の利活用促進に向けた長期譲渡所得の100万円控除(国土交通省資料)

(令和2年税制改正)

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置



地方部を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する低額の低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得を控除することで、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生の予防を図る。

低額な不動産取引の課題

想定したよりも
売却収入が低い

相対的に譲渡費用
(測量費、解体費等)
の負担が重い

様々な費用の支出があつ
た上に、さらに
課される譲渡所得税の
負担感が大きい

▶ 土地を売らずに、低未利用地（空き地）として放置

売却時の負担感を軽減することで売却インセンティブを付与し、土地に新たな価値を見いだす者への譲渡を促進

新たな特例措置の概要

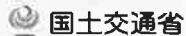
※令和2年7月1日～令和4年12月31日

- ・土地とその上物の取引額の合計が500万円以下
 - ・都市計画区域内の低未利用土地等
- ※譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主が利用の意向を有することについて市区町村が確認したものに限る。
- の要件を満たす取引について、売主の長期譲渡所得を100万円控除。

- ・新たな利用意向を示す新所有者による土地の適切な利用・管理
- ・土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化
- ・所有者不明土地の発生予防



特例措置の主な適用条件



本特例措置は、**令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に**以下の主要な要件に該当する譲渡をした場合に適用を受けることができる。

- ① 譲渡した者が**個人**であること。
- ② 低未利用土地等（**都市計画区域内にある**土地基本法第13条第4項に規定する**低未利用土地**（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地）又は当該低未利用土地の上に存する権利）**であること及び譲渡後の当該低未利用土地等の利用について、市区町村長の確認がされたもの**の譲渡であること。
- ③ 譲渡の年の1月1日において**所有期間が5年を超えるもの**の譲渡であること。
- ④ 低未利用土地等及び当該低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の**合計が500万円を超えないこと**。

6.参考資料 住宅・土地税制(国土交通法資料から抜粋)

住宅・土地税制

住宅の取得に利用可能な税制特例

- ①住宅ローン減税【所得、個人】
- ②住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与】
- ③住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置【登録】
- ④不動産取得税に係る特例措置【不動産】
- ⑤新築住宅に係る税額の減額措置【固定】
- ⑥認定長期優良住宅に関する特例措置【所得、登録、不動産、固定、個人】
- ⑦認定低炭素住宅に関する特例措置【所得、登録】
- ⑧買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置【登録、不動産】

住宅のリフォームに利用可能な税制特例

- ①住宅ローン減税【所得、個人】
- ②住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与】
- ③耐震改修に関する特例措置【所得、固定】
- ④省エネ改修に関する特例措置【所得、固定】
- ⑤バリアフリー改修に関する特例措置【所得、固定】
- ⑥長期優良住宅化リフォームに関する特例措置【所得、固定】
- ⑦同居対応改修に関する特例措置【所得】

住宅・土地の譲渡に利用可能な税制特例

- ①居住用財産の譲渡に関する特例措置【所得、個人】
- ②空き家の発生を抑制するための特例措置【所得、個人】
- ③低実用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置【所得、個人】

| 所得 | 個人 | 贈与 | 登録 | 不動産 | 固定 |
|-----------|-------|----------------|-----------------|--------|--------|
| 所得税 | 個人住民税 | 贈与税 | 登録免許税 | 不動産取得税 | 固定資産税 |
| 国税 | 町税 | 国税 | 国税 | 県民税 | 町税 |
| 譲渡所得 | | 生存する個人からの財産の受取 | 所有権の保存、移転等に係る登記 | 不動産の取得 | 不動産の所有 |
| 事業所得又は雑所得 | | | | | |

7. 空き家の流通促進(国土交通省資料)

⑦「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」の改正

報酬規制の趣旨

宅地建物取引業者が、媒介・代理の依頼者の取引知識や経験が乏しいことに乘じて、依頼者に対して不当に高額な報酬を請求することができないよう、依頼者の保護及び宅地建物取引の公正の確保を目的として、報酬額の上限を規制

○宅地建物取引法(昭和27年法律第176号)(抄)

(報酬)

第四十六条 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関して受けることのできる報酬の額は、国土交通大臣の定めるところによる。

2 宅地建物取引業者は、前項の額をこえて報酬を受けてはならない。

3・4 (略)

現行の報酬額の上限の算定方法

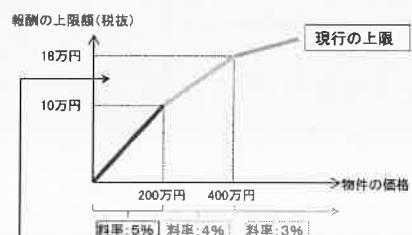
売買又は交換の媒介・代理の依頼者の方から受けることのできる報酬額は、売買の代金又は交換に係る宅地又は建物の価額に応じて、以下の割合を乗じて得た金額を合計した金額以内

物件価格に応じて以下の割合を乗じる

| | |
|----------------|-------|
| 200万円以下 | 5.4% |
| 200万円超~400万円以下 | 4.32% |
| 400万円超 | 3.24% |

※成約時に売主は賣主から成功報酬として受領(代理の場合2倍)

法制定当初(昭和27年)に都道府県ごとに定めていた報酬の額を参考に、昭和45年に上記の旨を定めた告示を制定



報酬告示の改正内容(H30.1.1より施行)

【概要】低廉な空き家等(物件価格が400万円以下の宅地建物)であって、通常より現地調査費用等を要するものについては、従来の報酬額の上限に加えて、当該費用等を考慮した額の報酬を売主から受領できるようにする(ただし、18万円を上限とする)。

8

8. 空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(国土交通省資料)

③「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」について

平成30年6月8日公表

- 空き家の利活用の促進を図る上で、宅地建物取引業者等の民間事業者等との連携が重要。
- 市町村が空き家所有者情報を民間事業者等に提供するための法制的な整理や、空き家所有者情報の収集・同意取得の留意点等の運用方法、先進的な取組事例等を内容とするガイドライン(試案(平成29年3月公表)を拡充したもの)を策定・公表。

| ガイドラインの概要 | 1. 法制的整理 | 2. 空き家所有者情報の提供に関する運用の仕組み | 3. 市町村における先進的な取組 |
|-----------|---|---|---|
| | ○ 空家特措法により、課税情報等を空き家対策のために市町村内部で利用できるようになった。当該情報を基に空き家所有者本人への接触も可能。 | 空き家所有者情報の外部提供スキーム(イメージ) 税務部局・その他の部局 → 空家部局 → 所有者 事業者 ← (1) 市町村による空き家の特定・所有者調査(課税情報も活用) (2) 空き家所有者に外部提供の意向確認 (3) 空き家所有者の同意 (4) 所有者情報を提供 (5) 事業者と所有者の接触 | ○ 空き家の特定等(左記①)に活用されている情報 固定資産課税情報／不動産登記情報／住民票記載情報／水道閉栓情報／自治会等からの情報／死亡届等 ○ 同意取得(左記③)に当たっての留意事項 (1) 同意取得の相手方：所有者 (2) 同意取得の内容： <ul style="list-style-type: none"> ① 情報の提供先 例：〇〇協会△△支部及び所属事業者 ② 提供先における利用目的 ③ 提供される情報の内容 例：氏名、連絡先、利活用の意向、物件情報等 (3) 同意取得の方法：書面が望ましい ○ 所有者情報の提供(左記④)に当たっての留意事項 ○ 市町村による民間事業者の登録制度市町村と事業者団体との協定等が考えられる(市町村が積極的に関与) ○ 苦情対応やトラブル防止に配慮した仕組みづくりが重要 |
| | ○ 所有者本人の同意が得られれば、課税情報を含む空き家所有者情報を民間事業者等に提供することが可能であり、個人情報保護条例、地方税法及び地方公務員法に抵触しない。 | | ○ 市町村の先進的な取組事例を、スキーム図や実際に使用している同意書の書式等とともに紹介。 |

4

抜粋

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

(平成29年総務省告示167号) の解説

令和2年3月1日
総務省

3-5-4 第三者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外（第13条第10項関係）

第13条（第10項）

10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。

第10項は、第1項から第9項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行うとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。

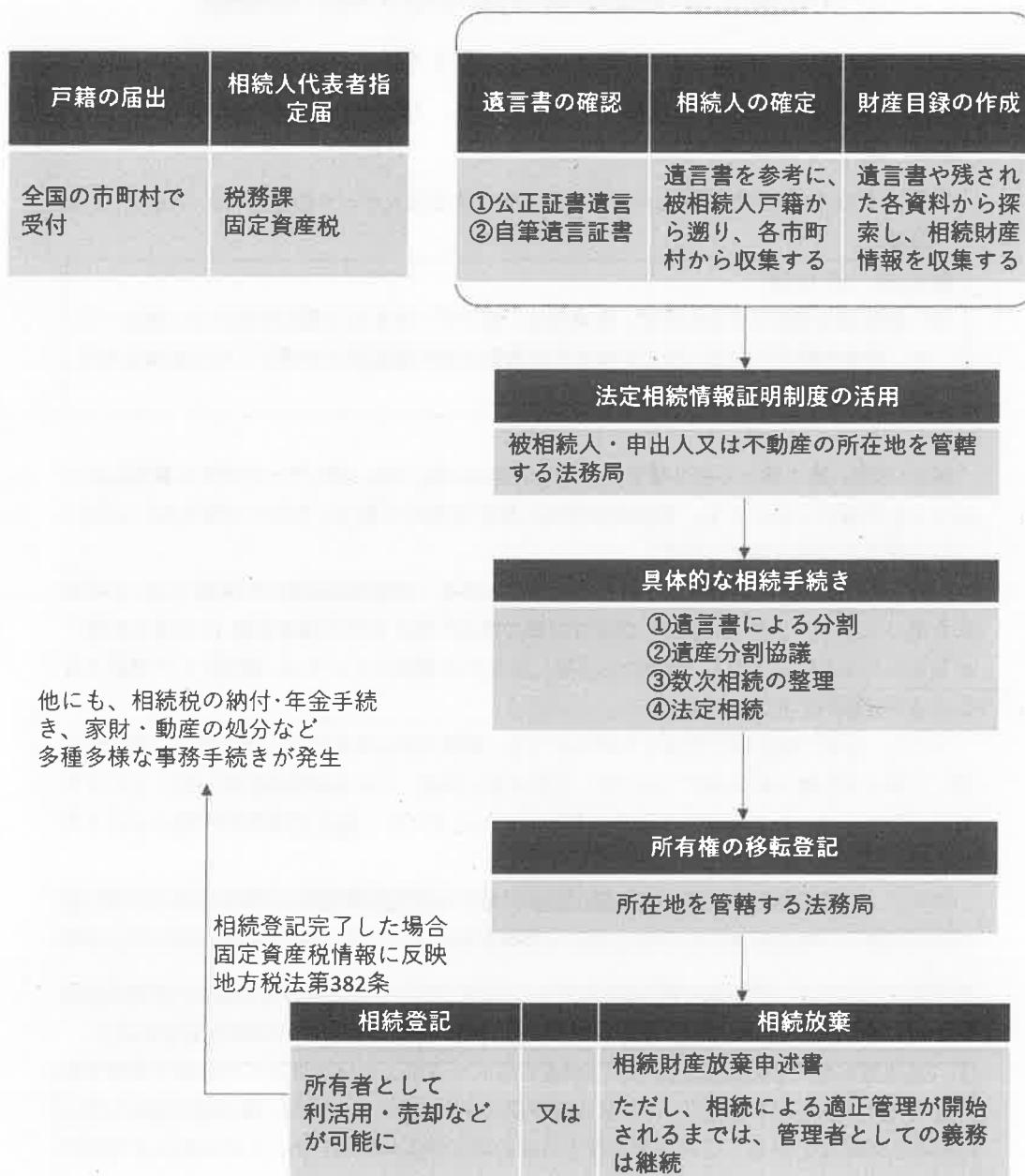
このため、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項等）がなされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる。

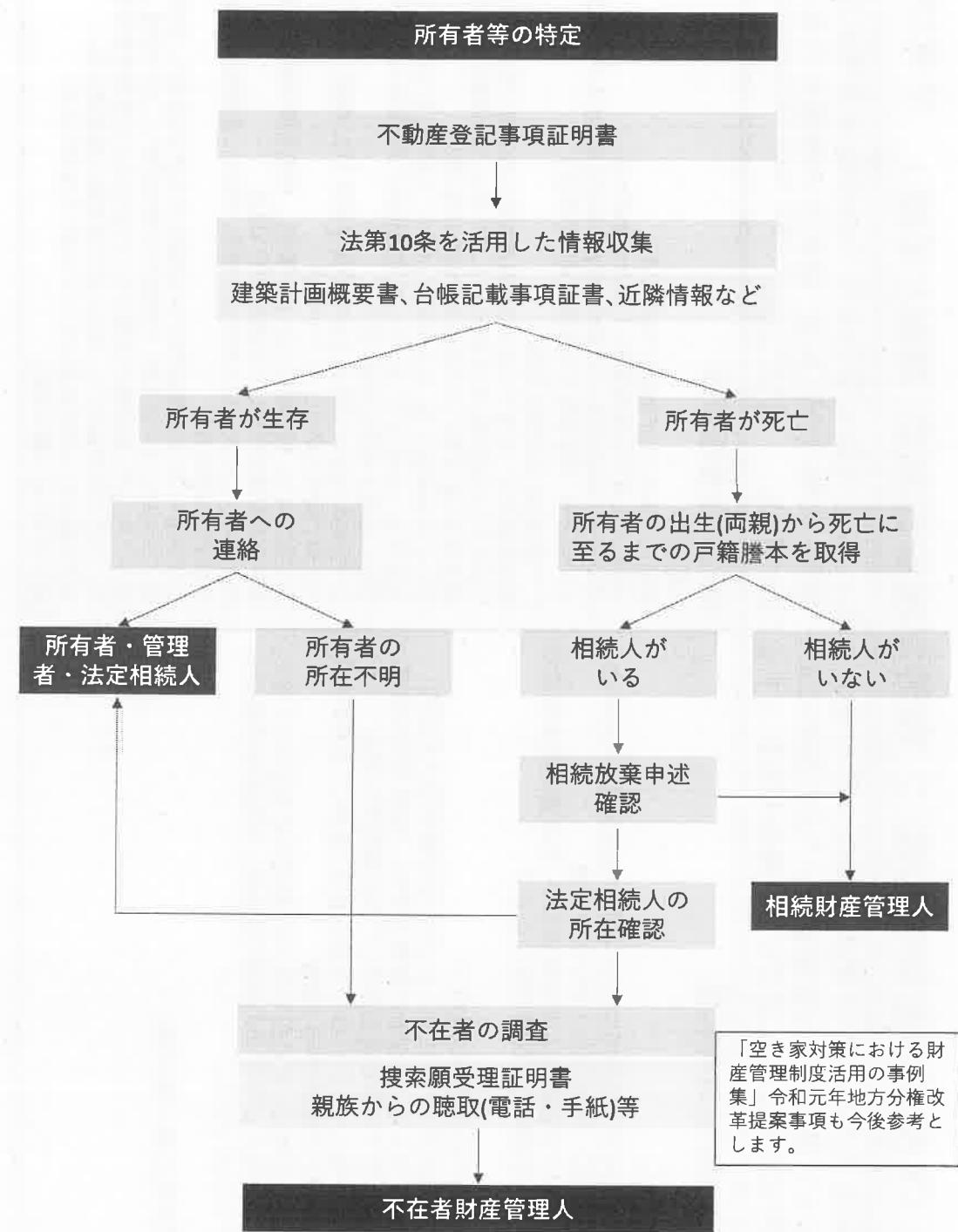
例えば、地方自治体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居先の情報を照会してきた場合であって、以下の2点を明らかにした場合には、日本郵便株式会社は、当該所有者等の同意を得ることなく、郵便物の転送先の情報を提供することが可能と考えられる。

- ① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等に実施させるためにその連絡先を把握する必要があること
 - ② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できること
- なお、この場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならず、例えば個別の信書に関する情報や内容等を提供することまでを許容するものではない。

所有者等が亡くなった後の主な手続き



10. 空き家所有者・管理者および法定相続人の特定



(1)不在者財産管理制度(2)相続財産管理制度(概要と手続) 国土交通省

○所有者の所在が不明又は相続人不存在の土地は、不在者財産管理制度や相続財産管理制度に
よつて選任された財産管理人※との契約により、管理・利用・取得(別途、裁判所の権限外行為の
許可を得なければばならない場合もある。)することができる。
※賃借条件はないが、弁護士、司法書士等の専門職が選ばれる場合が一般的。

不在者財産管理制度

<適用>

- ・從来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者
(不在者)に財産管理人がしない場合
- ・不在者の利害關係人又は検察官が、不在者の從來の住所
地等を管轄する家庭裁判所に申立て
- <一般的な手続の流れ>
 - ・家庭裁判所は、申立てにより不在者財産管理人を選任
 - ・財産管理人は、不在者の財産を調査し、財産目録や財產
状況に関する報告書を作成して家庭裁判所に提出
 - ・財産管理人は、不在者の財産を管理、保存し、定期的に財
産状況を家庭裁判所に報告
 - ・必要があれば、家庭裁判所から「権限外行為許可」を得て、
財産管理人が不在者の財産である株、不動産等の売却を行
うことができる。

[民法第25条～第29条]

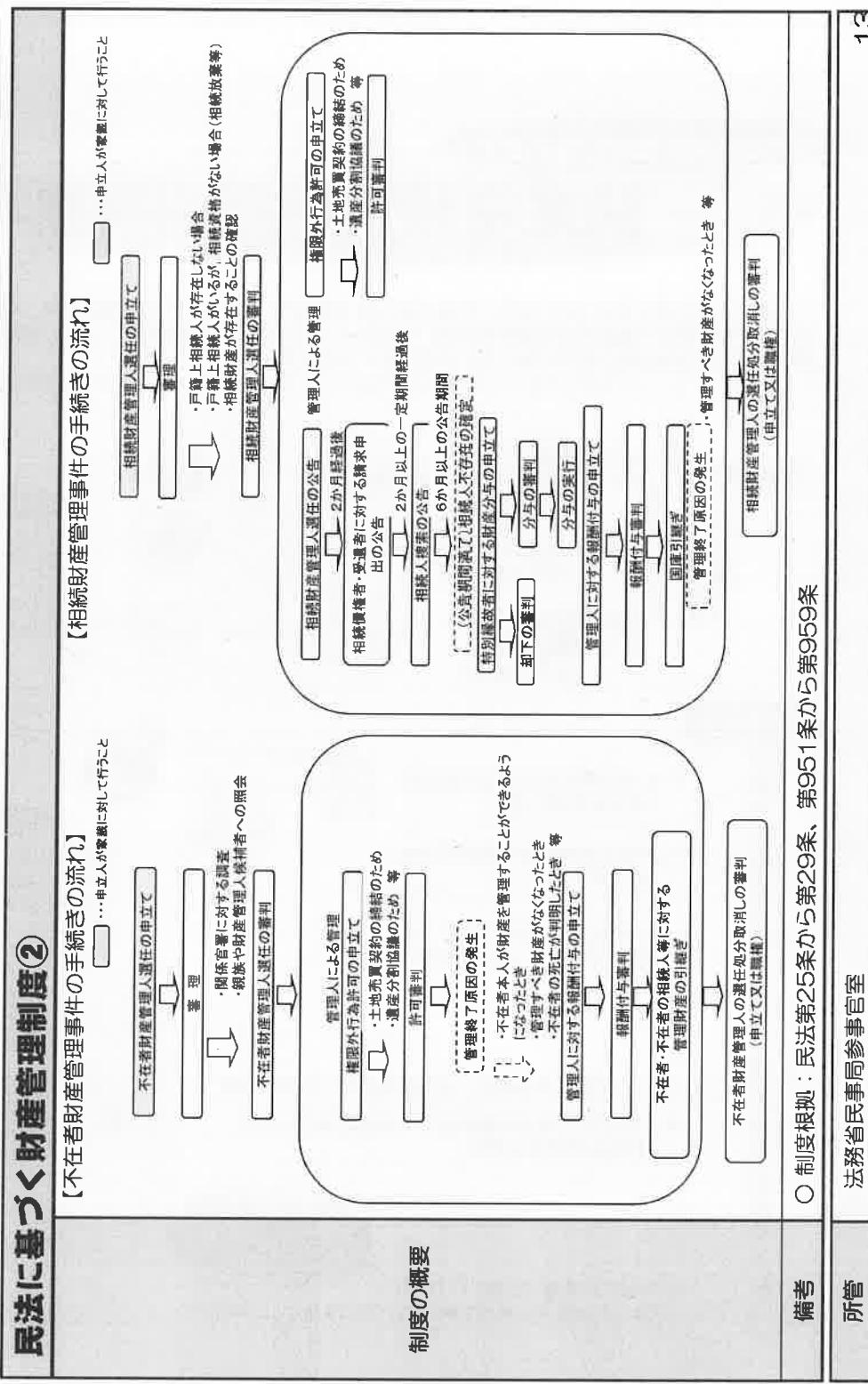
相続財産管理制度

<適用>

- ・相続人のあることが明らかでないとき
(相続人全員が相続放棄をした場合も含まれる。)
- ・被相続人の利害關係人又は検察官が、相続を開始した地(被相続
人の住所地)等を管轄する家庭裁判所に申立て
- <一般的な手続の流れ>
 - ・家庭裁判所は、申立てにより相続財産管理人を選任・その公告(①)
から2か月経過後、財産管理人は、2か月以上の期間を定めて相
続債権者・受遺者に対する請求申出の公告(②)
 - ・②の公告期間満了後、なお相続人があることが明らかでないときは、
財產管理人の申立てに基づき、家庭裁判所が6か月以上の期間を
定めて相続人捜索の公告(③)
 - ・③で定めた相続人捜索の公告期間満了時までに、相続人が現れな
ければ、相続人がいないことが確定
 - ・財產管理人は、被相続人の財産を調査し、財産目録や財產状況に
関する報告書を作成して家庭裁判所に提出
 - ・財產管理人は、被相続人の財産を管理、保存し、定期的に財產状況
を家庭裁判所に報告
 - ・必要があれば、家庭裁判所から「権限外行為許可」を得て、財產管
理人が相続財産である株、不動産等の売却を行うことができる。
 - ・財產管理人は、相続債権者等に対して被相続人の債務を弁済する
など所定の事務処理をし、残った財産を国庫に帰属させる。
(特別縁故者に相続財産の分与がなされる場合もある)

[民法第951条～第959条]

| 空家等に対する他法令による諸規制等
2. 空家等対策に必要な諸手続規定等



13

あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

●現行



戸籍書類一式

●新制度



法定相続情報一覧図の写し
(無料で必要な通数を交付)

ポイント！
預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手續が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

- ①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1, -2の書類を添付して登記所に申出をします。

② 確認・交付 (登記所)

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸籍謄本等の返却

ポイント！
時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

③ 利用

未来につなぐ相続登記 不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです



見本

※2 分譲士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

 法務省
MINISTRY OF JUSTICE

15.民法(相続法)の改正(法務省資料)

民法（相続法）改正
遺言書保管法の制定
—高齢化の進展等に対する対応—

相続に関するルールが 大きく変わります

平成31年(2019年)1月13日から段階的に施行されます。

- 1.配偶者居住権の新設
- 2.婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置
- 3.預貯金の払戻し制度の創設
- 4.自筆証書遺言の方式緩和
- 5.法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設
- 6.遺言の活用

法務省

16.住宅業界に関連する民法改正の主要ポイント(国土交通省資料)

住宅業界に関連する 民法改正の主要ポイント

- 1.瑕疵から契約不適合へ
- 2.損害賠償請求
- 3.契約解除
- 4.請負人の報酬請求
- 5.請負人の担保責任
- 6.債権の消滅時効
- 7.不法行為の消滅時効
- 8.改正民法の施行日前後に関連した事項
- 9.「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」による関係法律の改正
- 10.その他情報

17. 成年後見人制度の概要(出典:法務省)

| | 後見 | 保佐 | 補助 |
|--------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|--|
| 対象となる方 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の方 | 判断能力が著しく不十分な方 | 判断能力が不十分な方 |
| 申立てをすることができる方 | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1) | | |
| 成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為 | (注2) | 民法13条1項所定の行為(注3)(注4)(注5) | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注3)(注5) |
| 取消しが可能な行為 | 日常生活に関する行為以外の行為(注2) | 同上 (注3)(注4)(注5) | 同上 (注3)(注5) |
| 成年後見人等に与えられる代理権の範囲 | 財産に関するすべての法律行為 | 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1) | 同上 (注1) |

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

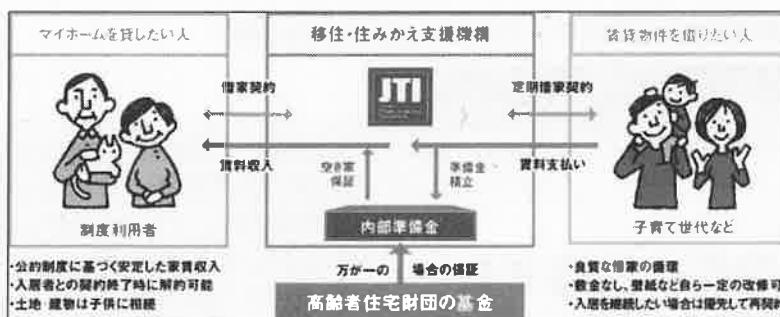
(注2) 成年後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除きます。)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注3) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注4) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除外されます。

18. 参考資料 空き家活用のための様々な手法



一部のみ掲載しています。他にも、リバースモーゲージやリースバックなど、民間金融機関や不動産事業社、社会福祉協議会が運営する金融商品・サービスなどがあります。

中古住宅の住宅性能表示制度

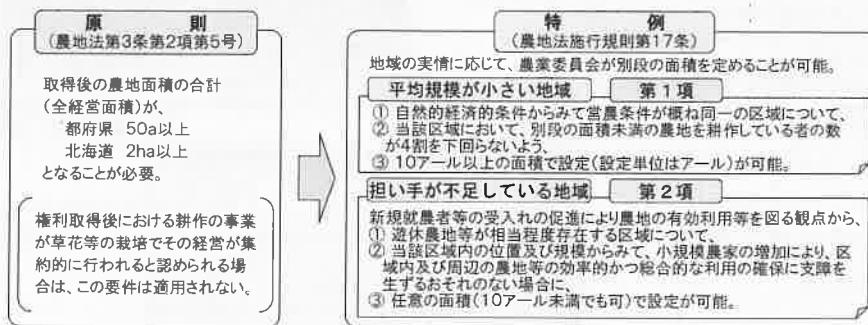
高齢者向け住宅改造施工業者登録制度

住宅リフォーム瑕疵担保責任保険

空き家に付随した農地の別段の面積の設定

- 空き家バンクの取組を通じて「農地付き空き家」の提供を行い、移住希望者を呼び込んでいる自治体が増えている。
- 農地の権利取得には農業委員会の許可が必要だが、そういった自治体では、許可要件のうち下限面積要件について、新規就農を促進する観点から、空き家に付随する農地に「別段の面積」を設定する取組が行われている。

- ・ 農地の権利取得にあたっては、農業委員会の許可を受ける必要があり、一定の要件を満たす場合に許可(農地法第3条)。
- ・ 許可要件のうち、下限面積要件については、都府県は原則50a(北海道は2ha)以上とされているが、地域の実情に応じて一定の区域について、農業委員会の判断でこれよりも小さい面積を「別段の面積」として設定することが可能。
- ・ 「別段の面積」の設定については、次のいずれにも該当するような場合には、「新規就農を促進するために適当と認められる面積」を「別段の面積」とすることが可能(農地法施行規則第17条第2項)。
 - ▶ 遊休農地等が相当程度存在
 - ▶ 小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない
 - ・ 実際に、この規定により、自治体の空き家バンクに登録された空き家に付随する農地について、「別段の面積」を1a(100m²)まで引き下げ、新規就農者を呼び込む自治体の取組が拡がっている。



【農地の権利取得における下限面積要件】

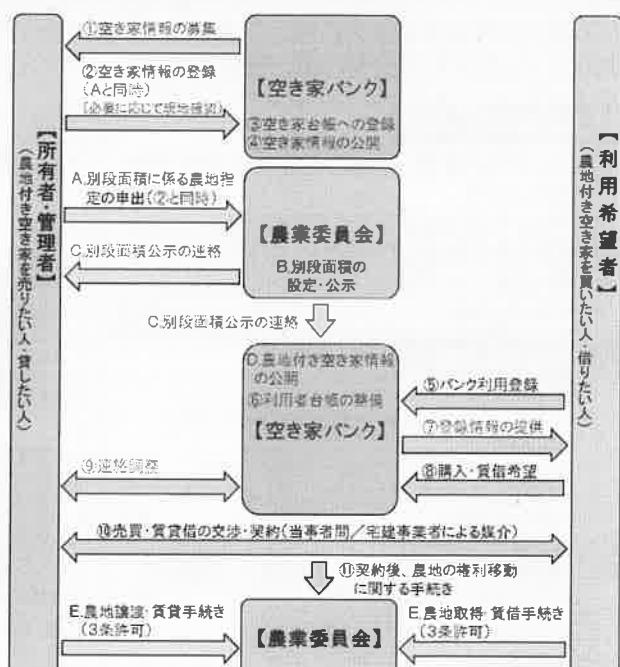
3

「農地付き空き家」提供の流れ

- 既に取組を行っている自治体の例を参考に、「農地付き空き家」の提供までの流れを整理すると以下の通り。

「農地付き空き家」の取組フロー

- 空き家の活用・移住促進に向け、自治体で「空き家バンク」を立ち上げ。
- 空き家となった農家住宅の所有者が付随する農地とともに売却等を希望する場合、「空き家バンク」への登録とともに、農業委員会に「別段の面積」の設定について申出。
- 農業委員会が地域の実情に応じて、「別段の面積」を設定・公示。
- 「農地付き空き家」として「空き家バンク」で利用希望者を募集。宅建事業者による媒介、契約等。
- 農地所有者、購入者、賃借人による農地の権利移動に係る農業委員会への許可申請、農業委員会の許可。



20.財政上の措置(国土交通省資料)

空き家対策総合支援事業 延長・拡充

令和3年度当初予算:45億円

空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う。

| 事業内容 | 空き家の除却 | | 空き家の活用 | | 民間事業者等と連携して事業を推進 法定の協議会など、 | |
|---|--------|----------|---------------|------------|-------------------------------|---------------|
| 空家等対策計画に基づき実施する以下の事業 | | | | | | |
| ・空き家の除却 例:特定空家等の除却 ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体 | | | | | | |
| ・空き家の活用 例:空き家を地域活性化のための地域交流施設に活用 | | | | | | |
| ・空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握 ・空き家の所有者の特定 例:所有者の特定のための交通費、通信費、委託費等 | | | | | | |
| ・関連する事業等 例:周辺建物の外観整備、残置動産の撤去費等 | | | | | | |
| 補助対象 | 補助率 | | 事業期間 | | 延長 | |
| 以下の一①、②を満たす市区町村 | 所有者が実施 | | 地方公共団体が実施 | | | |
| ①空家等対策計画を策定 ②空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある | 除却 | 国 2/5 | 地方公共団体 2/5 | 所有者 1/5 | 国 2/5 | 地方公共団体 3/5 |
| など | 活用 | 国 1/3 | 地方公共団体 1/3 | 所有者 1/3 | 国 1/2 | 地方公共団体 1/2 |
| 事業期間を5年間延長 (令和3年度～令和7年度) | | | | | | |

除却&活用 除却後の跡地若しくは増改築等の後の建築物が
地域活性化のための計画的利用に供されるもの

空き家再生等推進事業 (社会資本整備総合交付金等の基幹事業)

社会資本整備総合交付金
及び防災・安全交付金の内数

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却または、空き家住宅又は空き建築物の活用等に対し支援を行うもの。

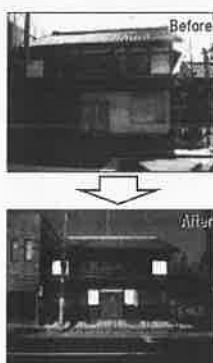
補助対象市区町村

- 空家対策特別措置法に基づく「空き家等対策計画」を策定している
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、計画的な活用・除却を推進すべき区域として地域住宅計画等に定められた区域

事業活用イメージ

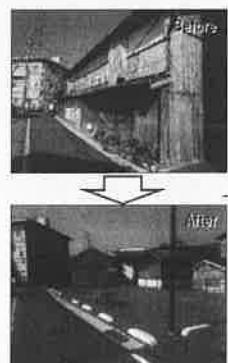
市区町村による活用・除却等の事業を支援

空き家の活用



空き家を地域活性化のため、観光交流施設に活用

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、空き家を除却し、ポケットパークとして利用

補助対象事業

- 空き家の活用
(例:空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- 空き家の除却
(例:ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- 空き家の実態把握
(例:空き家数の調査)

など

事業主体・補助率

| | 活用 | 除却 |
|----------------------------|-----|-----|
| 地方公共団体 | 1/2 | 2/5 |
| 民間事業者等 (地方公共団体補助の1/2以内) | 1/3 | 2/5 |

21. 住宅セーフティネット制度(国土交通省資料)

別紙

新たな住宅セーフティネット制度の概要

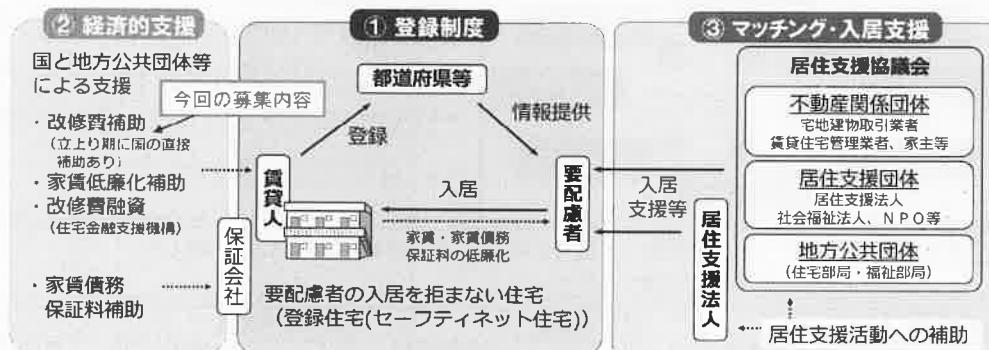
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



1

セーフティネット住宅(専用住宅)の改修費への支援

住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

[令和2年度予算]
スマートウェルネス住宅等推進事業：250億円の内訳
社会資本整備総合交付金等の内訳

| 事業主体等 | 今回の募集内容 | 地方公共団体へお問い合わせください | |
|-----------|--|--|--|
| | 国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内訳】 ※令和2～4年度 | 地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金の内訳】 | |
| 補助対象工事等 | ①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更。 ②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む)。 ③防火・消火対策工事。 ④子育て世帯対応改修。 ⑤耐震改修。 ⑥居住のために最低限必要と認められた工事(從前賃貸住宅を除く)。 ⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事 <small>* 上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)も補助対象</small> |  <対象改修工事のイメージ(例)> | |
| 補助率・補助限度額 | 国1/3 国費限度額: 50万円／戸 ※①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円／戸加算 | 国1/3 + 地方1/3 | |
| 入居対象者 | ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等 | ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 (月収38.7万円(収入分位70%)以下) ・低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下) ・被災者世帯 等 | |
| 家賃 | ・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。 (75m以上の一戸建て・長屋建てはその1.5倍以内の額) <small>*公営住宅に準じた算定式による50mの住戸の家賃額(例 東京都文京区: 6.7万円、大阪市: 6.4万円、静岡市: 5.4万円、青森市: 4.4万円)</small> | ・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。 | |
| その他主な要件 | ・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ・情報提供やあせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること。 | | |

2

22. 住宅市場を活用した空き家対策モデル事業(国土交通省資料)

住宅市場を活用した空き家対策モデル事業 新規

令和3年度当初予算: 3.5億円

全国における空き家対策を加速化するため、空き家対策の執行体制の整備が必要な地方公共団体における専門家等と連携した相談窓口の整備等を行う取組、民間事業者が空き家の発生防止等の抜本的対策に取組むモデル的な取組について支援を行い、その成果の全国への展開を図る。

| | | |
|--|---|-------------|
| 事業内容 | | |
| 1. 空き家に関する相談窓口等の民間連携支援 | 2. 住宅市場を活用した空き家に係る課題の解決 | |
| <p>相談窓口等の空き家対策の執行体制の整備が必要な地方公共団体を対象として、空き家相談のための人材育成、法務・不動産・建築等の多様な専門家と連携した相談体制を構築する取組を支援。</p> | <p>空き家に係る全国共通の各種課題に対して、住宅市場を活用した空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援。</p> <p><想定される取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> * 空き家対策と居住支援を連携させ、住宅確保要配慮者向けの住宅を確保する取組 * シェアリング・サブスクリプション等を活用したビジネス化・産業を展開し、空き家の潜在的需要を喚起する取組 * 遠隔地や海外に住む所有者が安心して円滑に賃貸できる方法を模索する取組 * コロナ禍後の新生活様式のためのテレワークやサテライトオフィス等に活用するための空き家を転用する取組 | |
| 事業要件 | <ul style="list-style-type: none"> 上記1.については原則として地方公共団体と専門家等が連携して実施すること 本事業の成果を広く公開すること | |
| 補助対象 | 補助率 | 事業期間 |
| 市区町村、民間事業者等 | 定額補助 | 令和3年度～令和5年度 |

23. ランドバンク(国土交通省資料)

(3)【事例3】つるおかランドバンクによる面的整備の取組



- ランドバンクは行政と専門人材により構成し、地域における相談体制の構築、空き地・空き家の情報共有をしつつ、土地の適切な利用・管理に向けたマッチング・コーディネートや所有者に代わる管理等の機能を担う。
- 相続等を契機とした空き地等の増加による空洞化や、多数の狭隘道路、狭小住宅地等の存在により地域環境が悪化している市街地においては、ランドバンクが取引のコーディネート、適切な管理等を担うことにより、低未利用不動産の有効利用による狭隘道路の解消、公共空間の整備等を推進し、地域環境の向上を図ることが必要。

つるおかランド・バンクの事例 (山形県鶴岡市)

ランドバンクの業務

①マッチング・コーディネートによる活用促進

ランドバンクは土地の取得、除却、道路用地の確保、隣地への売却等のコーディネートを行い、近隣住民等のニーズにこたえつつ、狭隘道路の拡幅や、それに伴い可能となる新たな整備、狭小宅地の解消等による地域環境の向上を図る。

相続等を機に、空き家・空き地が発生

・流通価値まではないが、近隣住民等にとって潜在的な利用価値がある不動産を掘り起し
・権利者間の取引をコーディネート

併せて道路の拡幅等を行うことで、建築基準法で制限されていた建築行為が可能となり、空き家・空き地の有効活用と地域環境の向上を一体的に実現

②空き地・空き家の管理

売却するまでの間、草刈りや不法投棄のための巡回、隣地との境界点検、現況の確認などの管理を所有者から管理費用を徴収した上で実施。

24. 省エネ性能住宅の推進

グリーン住宅ポイント制度の概要

別紙1

1 制度の目的・概要

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

2 ポイントの発行

令和2年12月15日(閣議決定日)から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入が対象。

| 住宅の新築(持家) | | 住宅のリフォーム(持家・賃貸) | |
|---|--|--|--|
| 対象住宅 | 発行ポイント | 基本の場合 | 特例の場合 |
| ①高い省エネ性能を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上評価認定住宅、ZEH) | 40万Pt/戸 | 100万Pt/戸 | |
| ②省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネルギー消費量40kWh/m ² 以下を満たす住宅) | 30万Pt/戸 | 60万Pt/戸 | |
| 既存住宅の購入(持家) | | 既存住宅の購入(賃貸) | |
| 対象住宅 | 発行ポイント | 対象工事等 | 発行ポイント数 |
| ①空き家バンク登録住宅 ②東京圏から移住 ^① するための住宅 ③災害リスクが高い区域 ^② から移住するための住宅 ④住宅の除却に伴い購入する既存住宅 | 30万Pt/戸 (住宅の除却を伴う場合は45万Pt/戸) 15万Pt/戸 | ガラス 内外窓 ドア 外壁 外壁・屋根・天井 天井又は床 太陽熱利用システム、高断熱遮断構造、高効率給湯器 節水型トイレ 節湯水栓 耐震改修 手すり バリアフリー 改修 耐衝撃和風の設置 リフォーム瑕疵保険等への加入 | 0.2~0.7万Pt/枚 1.3~2万Pt/箇所 2.4~2.8万Pt/箇所 5.10万Pt/戸 1.6~3.2万Pt/戸 3.6万Pt/戸 2.4万Pt/戸 1.6万Pt/台 0.4万Pt/台 15万Pt/戸 0.5万Pt/戸 0.6万Pt/戸 2.8万Pt/戸 15万Pt/戸 1.7万Pt/戸 0.7万Pt/契約 |
| ・高い省エネ性能を有する(賃貸住宅のトップランナー基準に適合) ・全ての住戸の床面積が40m ² 以上の賃貸住宅 | 10万Pt/戸 | | |
| ※1)東京圏から移住 ^① するための住宅 ※2)多子世帯 ^② 10歳未満の子3人以上を有する世帯 ※3)三世代同居世帯である住宅:調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅 ※4)災害リスクが高い区域:土砂法に基づく「ひざれ災害特別警戒区域又は被災基準地盤」に該当する区域 ※5)若者世帯:40歳未満の世帯 ※6)子育て世帯:10歳未満の子を有する世帯 | | ※既存住宅を購入しリフォームを行なう場合、各リフォームのポイントを2倍カウント ※上記既存特例を除いた発行ポイント数が5万Pt未満のものはポイントの発行対象外 | |

3 ポイントの交換対象商品等

- 「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域振興」に資する商品
- 「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事　※住宅の新築(賃貸)は追加工事のみ

※ グリーン住宅ポイント制度国土交通省HP(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000181.html)

25. 大磯町中小企業向けの各種支援制度

- 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画
- 大磯町創業者支援利子補給金交付制度
- 中小企業金融対策融資・資金利子補給
- 中小企業退職金共済制度奨励補助金
- 中小企業信用保証料補助金
- セーフティネット保証
- 大磯町小規模事業者販路開拓支援補助金

26. 住宅の耐震診断等補助制度

主な対象 昭和56年以前に建てられた木造住宅

| | | |
|---------|--|-------------|
| 耐震診断の費用 | 150m ² 以下 | 90,000+消費税 |
| | 150 m ² 超~200 m ² 以下 | 100,000+消費税 |
| | 200 m ² 超 | 要相談 |

| | | |
|------|--------|---|
| 補助内容 | 耐震診断 | 上記耐震診断費用のうち 70,000 円を補助 ただし、緊急輸送路沿い、非課税世帯は別途 |
| | 耐震補強設計 | 上限 100,000 円 |
| | 工事監理 | 上限 50,000 円 |
| | 耐震補強工事 | 上限 500,000 円 |

大磯町空家等対策計画

令和3年*月

大磯町都市建設部都市計画課
〒255-8555 大磯町東小磯 183

-  0463-61-4100(内線 242)
-  0463-61-1991
-  akiyasoudan@town.oiso.kanagawa.jp